

令和元年 1 2 月 1 8 日開会

令和元年 1 2 月 1 9 日閉会

令和元年

第 4 回定例会会議録

(第 1 日 目)

小豆島町議会

令和元年第4回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第86号

令和元年第4回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年12月11日

小豆島町長 松本 篤

記

- 期 日 令和元年12月18日（水）
- 場 所 小豆島町役場本会議場

開 会 令和元年12月18日（水曜日）午前9時30分

閉 会 令和元年12月19日（木曜日）午後2時12分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	12月18日	12月19日
1	藤本 傳夫	○	○
2	三木 卓	○	○
3	大下 淳	○	○
4	森 弘章	○	○
5	藤井 孝博	○	○
6	中松 和彦	○	○
7	大川 新也	○	○
8	柴田 初子	○	○
9	森 崇	○	○
10	森口 久士	○	○
11	安井 信之	○	○
12	鍋谷 真由美	○	○
13	浜口 勇	○	○
14	谷 康男	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	松 本 篤	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○
政 策 統 括 監	城 博 史	○	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○
教 育 部 長 兼 子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○
健 康 福 祉 部 長 兼 健 康 づ くり 福 祉 課 長	濱 田 茂	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	山 本 重 敏	○	○
社 会 教 育 課 長	細 井 隆 昭	○	○
人 権 対 策 課 長	山 口 総 一 郎	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○	○
学 校 教 育 課 長	森 貞 二	○	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長 兼 介 護 サ ー ビ ス 課 長	立 花 英 雄	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 久 利 佳 秀
書 記 立 住 貴 彦

議事日程

別 紙 の と お り

令和元年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年12月18日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 11名
- 第4 議案第73号 専決処分の承認について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)
- 第5 議案第74号 小豆島町行政組織条例について (町長提出)
- 第6 議案第75号 小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
(町長提出)
- 第7 議案第76号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例について (町長提出)
- 第8 議案第77号 小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第9 議案第78号 小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第10 議案第79号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第11 議案第80号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤工事に係る工事請負契約に
ついて (町長提出)
- 第12 議案第81号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について (町長提出)
- 第13 議案第82号 令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第5号） (町長提出)
- 第14 議案第83号 令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
(町長提出)
- 第15 選挙第1号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第16 発議第2号 所得税法第56条及び第57条の見直しを求める意見書の提出について
(議員提出)

令和元年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年12月19日（木）午後2時 開議

- 第1 議案第74号から議案第77号に対する総務建設常任委員会審査報告について
- 第2 議員派遣について
- 第3 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員長提出)

開会 午前9時29分

○議長（谷 康男君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集いただきまして、ありがとうございます。

今期定例会の議事日程につきましては、去る12月11日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会第4回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会では、専決処分の承認1件、条例案件6件、契約案件1件、その他案件1件、補正予算案件2件をご提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、9月4日以降12月10日までの主要事業に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件及び定期監査の結果報告並びに各常任委員会の視察研修報告は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、12番鍋谷真由美議員、13番浜口勇議員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日と明日とし、会期は2日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日と明日の2日間と決定しました。

~~~~~

## 日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいようお願いいたします。4番森弘章議員。

○4番（森 弘章君） 私は、町民の安全・安心な暮らしの実現と施政方針で何度か述べられているが、今日の住民の身近な声として3点ほどお伺いいたします。

まず第1点目でございますが、増加一途の荒廃した空き家、空き地の今後の対応、対策はということで、今から5、6年前、町より各自治会宛て、空き家調査があり、各小地区単位で調査、取りまとめ提出したが、その後の対応、対策は示されていない。

現に壊れかかった空き家、また伸び放題の庭木の車道や通学路、また隣家の庭に、屋根にも覆いかぶさるような状況を見聞きする中、自治会等寄り合いの折には、対策、対応の要望が後を絶ちません。その後の小豆島町空家等対策計画の進捗状況、また具体的な対策、対応があるのかお伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員からは、空き家問題の対応についてご質問をいただきました。

議員ご指摘の空き家の調査に関しては、平成28年度に各自治会から提供いただいた空き家情報を基礎として現地調査を行い、当時、2,288戸の空き家が存在することを確認をいた



しております。

また同年、その調査を受けまして、平成 29 年度から本年度までを計画期間とする空き家等対策計画を策定し、各種施策に取り組んできたところでございます。同計画の最終年度である今年、2 回目の現地調査を実施した結果、行政区域内の空き家の総数は、前回調査から 315 戸減少し、1,973 戸となりました。

また、今月、第 2 期の空き家等対策協議会を編成し、これまでの政策の評価、また調査結果により得られた現状を踏まえ、空家等対策計画の見直しを進め、来年度からさらに取り組みを進めていく予定といたしております。

一方で、平成 27 年 2 月に施行されたいわゆる空家法により、著しく危険、衛生上有害であるなどと認められる空き家に対して、勧告、命令などの行政処分を行う権限が付与されましたが、空き家の所有に関する権利、適正管理の義務が所有者にあることに変わりはなく、市町村が全ての空き家に対して無条件に関与することはできませんし、空き家所有者が果たすべき義務を全町民の負担をもって代行することには、議会を初め十分な議論が必要であると考えております。

空家等対策計画の進捗状況、空き家に対する具体的な対策、また対応に関しましては、担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） まず、現行の空き家等対策計画に定めます具体的な対応につきましては、空き家の抑制、適正管理の推進、空き家、空き地の活用についてそれぞれ小豆島町の行動を定めております。

この計画策定に当たりまして、平成 28 年に実施した調査では、本町では、先ほど町長の答弁にもありましたように 2,288 戸の空き家が存在しまして、そのうち老朽が進み、周辺に悪影響が及ぶと評価される物件につきましては 556 戸、全空き家のおおむね 4 分の 1 でございました。

生活環境の保全の観点から、これらの老朽物件の所有者に対して、早期の対策あるいは解体撤去を求めまして、経済的に困難と認められる場合には空き家除却支援事業の活用を提案してまいりました。これらの取り組みの結果、これまでに 166 件の解体撤去を確認しております。

また、当時確認した空き家 2,288 戸のうち 1,732 戸、おおむね 4 分の 3 につきましては、大小の修繕が必要なものの、居住が可能であり、これらの物件の積極的な活用により、空き家の抑止、空き家総数の縮小が期待されるところであり、空き家バンクの登録物件の確

保、廃旅館のシェアハウスへの転用など、空き家の活用に向けた施策投入を行ってきたところでございます。

次に、本年度が空き家等対策計画の計画期間の最終年度に当たることから、2回目の空き家調査を実施いたしました。調査結果では、空き家の総数は1,973戸余りで、適正管理が求められる物件が219件、活用を求められる物件が1,709件の結果でございました。

これまでの取り組みの結果、空き家の総数の減少を確認したものの、当然ながら新たな空き家の発生や、既に空き家となっている物件はより老朽が進んでいるなどの状況を確認いたしております。

町長の答弁にございましたように、空き家法が施行され、市町村に一定の権限が与えられたものの、私有財産の権利義務に関して本質的に何ら変わりはなく、空き家の適正管理、空き家の未然防止に対しては、周辺環境に配慮した所有者の意思と、解決に向けた所有者の行動がなければ進展はありません。

市町村の役割は、適切かつ細やかな助言と指導、所有者の意思に働きかける施策の投入でありまして、現行制度の中では物件所有者の権利義務を超えて直接的な措置を講じることは困難であることをご理解いただければと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○4番（森 弘章君） 法的にはいろいろ問題があろうかと思いますが、急を要する案件も多数見られます。その点を鑑み、早急な対策をお願いしたいと思います。以上です。

続きまして、2点目でございますが、歩道のない地域の国道436号、住民への安全対策はということで、国道昇格後、改良改修工事で利便性、安全性は随分と向上はしてきたが、市街地でありながら忘れ去られたかのような歩道もない危険な箇所が、池田、安田地区内で何カ所か見受けられます。

住民からの要望も強く、特に通勤通学時におけるラッシュ時、道いっぱいの大型車両の行き交う交差点近隣では、自転車、歩行者のスペースはなく、高齢者を含め交通弱者への対応は急がれると思います。

国道ではあるが、直接住民の生活にかかわる事案であり、今後の対応、計画はいかなものかお伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から、国道436号の歩道拡幅改良についてのご質問をいただきました。

町内の国道436号の道路改良につきましては、県が歩道を確保する事業を順次進めてお

り、森議員のご指摘の歩道がまだ確保されていない区間があることは十分に承知いたしております。

歩道の拡幅改良には用地の協力が必要でありまして、用地交渉で相当の日数を要することから、想定どおり進捗しない場合がありますが、県は財政事情が厳しい中で、事業を毎年行っていることも事実でございます。

着手している区間の早期完了はもとより、歩道のない区間の着手につきましては、議員の皆様並びに自治会のご意見をお聞きした上で、引き続き要望してまいりたいと考えております。

また、町内の道路施設で国庫補助の採択が受けられやすいように、国の制度改正に伴う対応を随時行っていきたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 私からは、国道 436 号の歩道拡幅改良につきまして、現在着手している区間と着手していない区間について説明をいたします。

現在工事を進めている区間につきましては、橋、内間地区の橋工区、クリーンセンター入り口の前後の室生工区、そして草壁港交差点前後の草壁本町工区であります。そのほかに調査設計を行っているのは、小豆島こどもセンターから小豆島中央高校までの蒲生工区、鬼ヶ崎から小豆島オリーブユース間の西村工区でございます。

集落がある区間で歩道のない区間につきましては、池田地区の平木交差点周辺、内海地区の牟礼病院から百十四銀行の区間、そして安田大川から古郷地区の圃場整備までの区間、そして岩谷、当浜、福田であります。

歩道のない区間におきましては、歩行者が通行できる幅が狭いため、大型車両が通行した場合、歩行者の通行に支障があると思われれます。町長が申しましたとおり、歩道拡幅につきましては用地協力が得られなければ進めることができないため、地元のご協力が得られるよう、議員の皆様並びに自治会のご意見を伺った上で、県に対しまして要望を行っていかねばならないと思っております。

また、近年の交通事故は、歩行中、自転車乗車中が全体の半数を占め、その半数が自宅から 500 メートル以内の身近な道路で発生すると言われております。そのため、国は生活道路の交通安全の確保に向けた取り組みを行っておりまして、町が生活道路の対策エリアを国に登録することで、要件を満たした交通安全対策に対して国からの財政的支援が行われるとなっております。

いずれにしましても、県と連携協力をとりながら、交通安全対策を進めていかなければならないと思っております。議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○4番（森 弘章君） 天気図ではございませんけど、西高東低のような、東側がやや遅れているような感も否めません。福田から、福田発、先ほど出ました当浜、岩谷、あの近隣も大変危険でございますので、早急な進展をお願いしたいと思えます。

最後に3点目でございますが、危険で不便な未整備地区のオリーブバス停、調査、対応をとということで、今日の学校、病院等の統廃合により、交通弱者での公共交通の必要性は増しています。

ある地域イベントの折の婦人団体からの話だが、この春、子供がバス通学を始めたが、最寄りのバス停には屋根も待合所のスペースもなく、道端にバス停の1本のポールが立っているだけ。当然駐輪場もなく、1キロ近くを毎朝走って通っていると。通勤通学時、バス停の国道は車両も多く、特に雨天の日には危険な思いをしていると。

日常生活の通院、通学、また来訪者の増加等、臨時バスと書かれた車両もよく見かけるが、安全第一の運行での関連施設整備はまだ十分とは言えないのではないのでしょうか。早期の調査、対応が望まれるが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員のオリーブバスのバス停の調査、対応についてのご質問にお答えをいたします。

平成28年3月に小豆島中央病院が開院し、翌平成29年4月には小豆島中央高校が開校したことにより、オリーブバスの利用者は相当数増加いたしております。特に小豆島中央高校の生徒の利用は多く、この4月からは、町内に住む生徒約130名が通学定期助成制度を活用し、バスで通学をいたしております。

平成28年3月にバスの再編を実施した際、小豆島中央高校の生徒通学も始まることから、利用者の多い交通結節点の駐輪場整備等を進め、利便性の向上に努めてまいりました。

とは申しましても、森議員のご指摘のとおり、多くのバス停に待合所がないということは存じております。バスを利用される方の安全や利便性を高めることは重要なことでございますので、今後も利用者の多いバス停を優先的に環境整備に努めていく必要があると考えておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 森議員ご指摘の国道沿いにあつて危険だと思われるバス停につきましては、オリーブバス南回り福田線の安田上のバス停のことだと思われませんが、確かに安田上のバス停は歩道がなく、道路のすぐ横に住居があるところに設置をされております。

毎朝 30 人程度の生徒が安田上からバスを利用されていることから、安全な場所へバス停を移動させてはどうかといった検討が過去になされたようでございますが、地元の利用者の皆様から、現在の場所のほうが利用しやすいといった意見が大半を占めたことから、バス停の移動はできなかつたと伺っております。

また、旧内海庁舎があつたときは、自転車で来て安田のバス停から通学している方がいたと思われませんが、旧内海庁舎の解体にあわせて駐輪場を撤去いたしております。このため、現在は自転車を利用する生徒は、駐輪場のある小豆島町役場のバス停を利用していると考えられることから、旧内海庁舎跡地に駐輪場を整備するよう検討しているところでございます。

昨年の 6 月議会において、森議員からの旧池田、内海庁舎跡地の整備、活用についての一般質問に対しまして、町長から、内海庁舎跡地は地域のかなめとなる立地環境にある町の大切な資源でございますので、有効に活用していきたいと思っておりますと答弁させていただいております。

旧内海庁舎の跡地は、坂手線と福田線が交わる要衝でございますが、安田バス停は坂手線と福田線の 2 カ所に分かれていることから、観光客にとっては非常にわかりにくくなっているようです。将来的にバスを引き込むような国道改良ができれば、2 つのバス停を集約するとともに、屋根つきの待合所を整備するなど、旧内海庁舎跡地の有効活用を図り、安田バス停の安全性や利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、オリーブバスのバス停のあり方につきましては、オリーブバス株式会社と協議検討しながら進めていく必要があると考えておりますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○4 番（森 弘章君） 何度か質問した中での答弁でございます。早急な対応をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。以上、ありがとうございました。

---

○議長（谷 康男君） 13 番浜口勇議員。

○13 番（浜口 勇君） 13 番浜口です。私は、長時間停電への備えをというタイトルで

質問いたします。

今年の秋、関東地方と東北地方を通過した台風 15 号と 19 号は、風速による電柱の倒壊と民家の屋根瓦がめくれ飛び、さらには河川の堤防の決壊により約 100 名の死者が出るなど、大きな被害が発生いたしました。その中で、送電用の電柱や鉄塔の倒壊で、停電が長期になったことが注目されます。

また、地震による北海道電力のブラックアウトは、北海道全体が 2 日間にわたり停電をしました。

現代の日常生活で、私たちは電気がない生活に耐えられるであろうかどうかと考えます。水道について考えてみますと、木庄にあります浄水場は電気で浄水して、配水池までポンプアップして送水しておりますが、停電になりますとこの水道がストップしてしまいます。家庭を見ましても、照明、冷蔵庫、冷凍機、それから洗濯機が使えない、テレビは見えない、風呂のボイラーが使えないので風呂へも入れないと。冷暖房機、エアコンですけど、これも使えない。電話、携帯電話あるいはパソコン等が使えない。夜、外に出てみましても、街灯はついてないので真っ暗。交差点の信号がだめ。ガソリンスタンドで給油ができないなど、日常生活の影響が本当に影響大であります。

今回の千葉県南部の町では、今回電気の復旧に約 1 カ月もかかったとのことであります。小豆島は岡山県から島々での鉄塔と海の中を海中ケーブルによって送電だけに頼っている毎日であります。予期せぬ事故による長期停電にどう対応するか、常に考えておかねばならないと思いますが、どうでしょうか。

それで、小豆島全体で最高使用電力が何キロワット必要か、そしてその電力は島内で発電できるようにならないかというのが質問であります。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 浜口議員からのご質問にお答えをいたします。

議員が言われましたように、昨年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震による道内全域にわたるブラックアウト、そして本年 9 月の台風 15 号による電柱や送電鉄塔の倒壊に伴う千葉県での長期間にわたる停電は、メディアで大きく取り上げられ、現代社会における電力需要の高さ、必要性をまざまざと見せつけられたところでございます。今となっては電気がない生活は考えられないほど、電気がないと日常生活は成り立たないものとなっております。

ご存じのとおり、小豆島は中国電力から電力供給体制となっておりますが、近年頻発する自然災害による停電を受け、電力会社と自治体の連携協力は絶つことができない共通認

識のもと、去る 10 月 31 日に中国電力、小豆島町、土庄町の担当者による災害対応に関する勉強会が開催され、相互理解、信頼関係の深化を図ったところでございます。

この勉強会は定期的開催される予定であり、今後さらなる連携・協力体制を築いてまいりたいと考えておりますが、広域的に被災し長期に停電した場合には、全ての町民の皆様が不便な生活を強いられることは避けようがございませぬし、その電力を町内で賄うことはほぼ不可能なことだと思っております。

町といたしましては、防災拠点となる庁舎において、連続 72 時間運転できる非常用発電機の整備を初め、避難所となる公民館の一部に太陽光発電設備と蓄電池を設置しており、災害時の停電対策を講じているところでございます。

今後においても、停電時の電力確保について、防災上必要なところはできる限りの手段を尽くしてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 浜口議員からのご質問にお答えいたします。

先ほど町長が申しあげましたとおり、近年の地震や台風などの災害の影響で、長時間停電を余儀なくされる被災地の状況が報道等で取り沙汰され、停電による日常生活への深刻なダメージが浮き彫りとなりました。これを受け、政府においては、台風 15 号における鉄塔倒壊や電柱損壊による長期停電の検証作業が開始されているところでございます。

小豆島全体の電気のほとんどが中国電力による発電、供給の体制となっており、供給体制につきましては、岡山県玉野市から石島、豊島、小豊島、小豆島と海底ケーブルと鉄塔の送電線により電気が供給されており、郡内には豊島変電所、土庄変電所、草壁変電所、上吉田配電塔の 4 つの変電施設がございませぬ。また、海底ケーブルと送電線はそれぞれ 2 回線通っており、玉野変電所から草壁変電所までの距離は 49 キロ、送電用鉄塔につきましては 189 本、配電網としての電柱は約 1 万本あるとお聞きいたしております。

また、中国電力にお伺いしたところ、昨年 9 月に発生した北海道胆振東部地震による道内全域のブラックアウトにつきましては、電気はためておくことができず、需要と供給のバランスが重要でございませぬが、そのバランスが崩れ、道内全ての発電機が停止するとともに、北海道と本州をつなぐ北本連系線も運転不能となり、電力供給力を喪失したため、道内全域の停電に至ったとのことだす。

北海道エリアでは、主な発電所が需要地に近い札幌付近に集中して立地していることや、東北エリアとの連系が 1 ルートのみであることが、ブラックアウトの要因であると指摘さ

れておりますが、中国エリアでは発電所が中国 5 県に分散して立地していることや、九州、四国、関西エリアの周囲のエリアとの連系ルートが 4 ルートあることから、リスクが分散されており、ブラックアウトとなる可能性は極めて低いとの見解でございました。

また、中国電力におきましては、電力の供給以外にも災害時の停電の早期復旧に向けた職員や車両の派遣など、他の電力会社との連携協定による応援体制が構築されているとお聞きいたしております。

なお、台風時の風による鉄塔、電柱の強度に関しましては、電気設備に関する技術基準を定める省令に基づき、風速毎秒 40 メーターの風圧荷重に耐え得る強度を有しており、単なる風だけでは倒壊する可能性は低いとのことですが、倒木や建物の倒壊、またビニールシートなどの飛来物、地盤の影響による二次被害により、電線の切断や電柱倒壊、折損するおそれが出てくるとのことでございます。

今回の千葉県におきましては、局地的な強風に加えて、谷間を挟んだ特殊な地形であったこと、また植林地帯で根が非常に浅く倒木が多かったことなど、悪条件が重なって鉄塔や電柱の倒壊が多く見られたとのことでございます。

本町におきましては、庁舎移転を機に、災害対策本部となる本庁舎に 72 時間の運転が可能な 100 キロ V A の非常用発電機を、浸水被害を考慮し屋上に据えており、災害時の停電対策に備えております。また、避難所となる 6 つの公民館と 3 つの小学校には、平成 25 年から 27 年にかけて太陽光発電と蓄電池を配置し、災害時でもある程度の電力需要に対応できるように整備をいたしております。

ご指摘のありました浄水場においても、水道企業団において、来年度から内海浄水場の非常用発電設備工事の設計、施工を行うこととしており、停電時にも運転が可能な非常用発電設備を導入する方針が決まっております。

また、ご家庭での停電対策の一つとして、再生エネルギー導入推進を目的としたものではございますが、町内に居住する住民が住宅に太陽光パネルを新增設する際に、出力 1 キロワット当たり 4 万円、最大 4 キロワット 16 万円を上限として補助金を交付する太陽光発電設備設置推進事業や、各自治会、自主防止組織が防災上必要となる発電機など資機材購入に対する補助金を交付する地域防災訓練支援事業などの実施も継続してまいりたいと考えております。

最後に、ご質問の小豆島全体で何キロワット必要なのかについてでございますけども、小豆郡全域における実績を中国電力に確認しましたところ、本年 8 月における最大需要実績はおおよそ 3 万 5,000 キロワットアワーとお聞きいたしております。



この電力を島内で発電できないかということでございますが、電力の安定供給を実現するためには、火力発電所のような大きな施設の整備が必要でございます。しかしながら、施設整備には多額の費用を要し、またその建設用地、ランニングコスト等を考えますと、とても現実的ではなく、島内で賄うことは極めて困難と言わざるを得ません。さらに、環境面、特に二酸化炭素排出による地球温暖化の観点からも、火力発電所の建設については難しいものであると考えております。

また、太陽光や風力などの自然エネルギーによる発電では、気候などに左右されるため、電力の安定供給が見込めません。災害時も通常時と同様に電気が使える状態を維持することは到底不可能であり、広域的に被災すれば、多くの町民の皆様が不便な生活を強いられることは避けようがない事実でございます。

今後、町といたしましても、災害時の避難所環境の改善や必要な資機材の整備など、公助としてできる限りの対応を図るとともに、停電の早期復旧に向けた中国電力との連携も密にとっていきたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 私は特に鉄塔の倒壊とか送電線による倒木、今回東京電力の本体は大丈夫だけでも、末端までの送電線の欠如による停電が長期化したということでございますけども、特に小豆島の電力は小瀬か千軒かあのあたりから受け入れておりますけど、そこまで来る間にもし事故が起こった場合にどうするかということなんですね。これは事故が絶対起こらないということは、これはわからないと思う。

こういう災害というのは、本当に予想もしてないことが起こるとというのが災害であります。今回の千葉の、これも予想はしてなかったと思うよね。予想しとったら、その対応ができたと思うけど。できないところに起こるのがこういう事故でありますので、やはりこの玉野から土庄まで来ております線がアウトになった場合に、本当にさっき申し上げましたようないろんな支障ができて、生活すらできないような状態に小豆島がなるということでもあります。

今お聞きしますと、小豆島では3万 5,000 キロワットがピークで使ったということでもありますけども、やはり小豆島全体を送電線による事故を防ぐためには、小豆島内での発電しかないんじゃないかなと考えられますので、この送電線事故のリスクを避けるために、小豆島内で必要な電力は小豆島で起こすというのが基本的な正しい考え方ではないかなと私は思う。

だから、費用が非常にかかるということですが、やはり今後はこういう方向に向かって中国電力あるいは関係機関、政府、通産省とかそういうところへ働きかけていくべきではないかなと考えますので、こういうことを要望して質問を終わりたいと思います。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 次、藤井孝博議員。

○5番（藤井孝博君） 私からは、各自治会での防災・避難訓練の見直しについて質問をいたします。

近年、温暖化により世界的異常気象と言われており、昨年は日本が一番深刻な被害を受けたと発表がありました。今話も出ておりましたように、日本列島においては予想外、想定外と、過去に例のない悲惨な災害が起きております。特に、今年の台風19号では、浸水、土砂災害で亡くなった方々のうち7割強が60歳以上で、危機を察知しながら移動ができない災害弱者といわれる高齢者の安全確保の困難さが改めて浮き彫りとなりました。

列島各地で台風災害が多発する中、自治体による避難の呼びかけの遅れや夜間の避難で被害の拡大が後を絶たない状況下です。被災に遭われた方々から、避難訓練や早期避難の重要性を痛感しますとのコメントが多くあり、列島各地では災害事例を教訓に、明るいうちに自治体が避難場所を設置し、住民の自主訓練を促す動きや、避難時の困難な状況を疑似体験するバーチャル避難訓練なども開始され、さまざまな対応策が講じられております。

防災対策は、町民参画が基本でございます。小豆島町の各自治会さんの昨年度の避難訓練の状況は、地域防災力総合支援事業の成果として、33団体ある中、補助金の交付実施状況は11団体であり、例年の避難訓練においても3割から5割程度しか実施されていないのが現状でございます。また、実施している避難訓練の活動内容も各自治会任せであり、自治会によつての温度差も非常に大きいと思います。

災害弱者の町小豆島と言っても過言でない環境下、このような活動状況で小豆島町は毎年防災訓練を実施しており、災害時には適切に避難行動ができるのか疑問でございます。

そこで、今年の悲惨な映像を忘れないうちに、行政と自治会、また関係機関が連携して、高齢者にも一目でわかるハザードマップの製作などハード面とソフト面を取り入れた新たな避難対応策の検討を行い、今こそ避難訓練の重要性を認識して最善の努力をすべきと考えます。

そこで質問でございますが、高齢社会が急速に進んでいる本町は、特に防災対策の重要

性を問われており、命を守るための発想の転換を提唱する必要があります。そこで、自治会任せでなく、行政が強力なリーダーシップを発揮して、各自治会や関係機関と連携し、町民の防災意識を高めるため、近年起こった災害の事例などを生かした防災訓練啓発活動を広く呼びかけ、新たな防災・避難訓練の実施を危機感を持って行うべきと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 藤井議員から、各自治会で行っている防災訓練、避難訓練の見直しについてご質問いただいたところでございます。

議員ご指摘のとおり、台風 19 号での死者 99 名のうち、60 歳以上は全体の 75%を占めているとの報道がございました。しかしながら、高齢化率が 40%を超える本町がこのような状況に置かれた場合、もっと高い比率になることが予想されます。

台風などの自然災害時に、特に高齢者にとっては早期の避難行動は命を守る上で大変重要でございます。また、そのためには、共助の中心となる自治会、自主防災組織を初め老人会、婦人会といった地域の皆様の助け合いが必要であり、またその力を生かすためには、日ごろからの訓練が欠かせないものと考えておりますので、地域防災訓練支援事業を十分に活用していただき、形式的なものではなく、いざというときには適切な避難行動につながる防災訓練を実施していただきたいと思っております。

台風被害のみならず、今後 30 年以内に 70 から 80%の確率で発生すると言われている南海トラフ大地震など、町といたしましても防災・減災対策は喫緊の最重要課題と位置づけしており、自治会はもとより国、県、消防、警察、海上保安署など関係機関とも連携を図りながら、さまざまな防災対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当部長からご説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、藤井議員からのご質問にお答えをいたします。

まず、7月の広報でも周知させていただきましたが、本年3月の国の避難勧告等に関するガイドラインの見直しに伴いまして、台風接近時などに、その危険に応じた5段階の警戒レベルが導入され、テレビ等でも警戒レベル3、警戒レベル4というような報道がされていたことは記憶に新しいと思います。

従来の大雨警報などが発令された場合には、この警戒レベル3に該当し、本町といたしましてもこれを目安に避難場所を開設し、避難準備・高齢者等避難開始を発令することと

いたしております。

また議員ご指摘のとおり、早期の避難が大変重要なことから、このレベル3の発令は、その対象となる事象が発生する数時間前に発令し、十分に避難する余裕を見ることといたしております。

また、高齢者や障害をお持ちの方など、高齢者等避難開始に該当するいわゆる災害時の要配慮者については、町内で自治会ごとにリストを作成の上、各自治会に配布し、日ごろから要配慮者への援助をお願いしているところでございます。

さて、ご指摘の地域防災訓練支援事業でございますが、これは自治会や自主防災組織が実際の発災時に有効に活動できるよう、地域の子供や保護者と一体となつて行う実践的な訓練に対する補助制度で、防災資機材の整備や炊き出し材料の購入費などが交付の対象となっており、地域における自主的な防災訓練の実施を促し、地域防災力の向上を図る上で重要な施策と位置づけております。

しかしながら、ご指摘のとおり町内33自治会がある中で、毎年3分の1程度の自治会しか実施をしていただけていない状況では、小豆島町として適切な避難行動ができるかという、いささか不安な状況にあると言わざるを得ず、またその原因としましては、訓練方法等の知識不足と地域リーダー不足ではないかと感じております。

まずは訓練を行ってもらよう自治会に働きかけるとともに、訓練の計画立案や実施の際、消防署や消防団にもご協力をいただきながら、できる限りのご協力をさせていただきたいと思っております。

また、地域リーダーの育成のためには、防災士育成講座や各種防災に関する研修にご参加いただき、意識、知識、技能を有したリーダーになるべき人材を育成していきたいと考えております。

近年頻発する大規模な台風災害や、30年以内に70から80%の確率で南海トラフ大地震が発生すると言われて中、公助だけでは限界がございます。町やその他の行政機関と自治会が連携協働して、より一層自助、共助による防災・減災につながる仕組みを構築し、人が集い元気なまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、自助、共助を中心とした防災・減災施策の推進にご理解、ご協力をお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 藤井議員。

○5番（藤井孝博君） 今おっしゃったように、「災害は忘れたころにやってくる」という言葉がございます。本町の場合、どうしても49、51の大災害を思い出すわけでございます

が、しかし当時の復興時には尽力された中心的な方々が今、後期高齢者で、災害被害者になっております。また、町の経済地盤も当時と比べ非常に厳しい環境を迎えておる今日、被災時の対応遅れなどで悲惨な災害となれば、町全体が大変な局面を迎えることも予測され、絶対に避けなければなりません。

幸い、来春より行政組織で危機管理室を設ける案も伺っております。行政が強力なるリーダーシップを発揮し、町民と一体となって防災活動を行うことを期待して、私の質問を終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は 10 時 30 分とします。

休憩 午前 10 時 21 分

再開 午前 10 時 30 分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 9 番森崇議員。

○9 番（森 崇君） 私からは 3 つの質問をいたします。

最初に、まごの手の実態と将来像についてでございます。

まごの手が細々と続けられておりますが、これを待っている年配の方の気持ちを町はどのように思っておられるのかと思います。まごの手ができてから何年になるのでしょうか。このまま終わらせるわけにもいかず、心配でございます。今の状態が続くと、この事業はやめる方向に向くのではないかと思います。町からの補助というのはどれぐらいの金額なのでしょうか。町や商工会、老人会、民生委員などで知恵を出し合う対策委員会が必要ではないかと思います。

広島県の呉市からも、この 10 月に貸し切りバス 1 台で小豆島町に視察に来たと聞いています。どんな理由で視察に来たのでしょうか。詳しく知りたいと思います。

買い物難民という言葉もあります。全国的な問題なら、国に対して申し入れるべきではないでしょうか。以上です。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から、移動販売車まごの手マーケットの実態と将来像についてご質問をいただきました。

まず、この事業の実施主体は小豆島町商工会になります。平成 27 年 9 月 15 日に事業を開始して以来、丸 4 年が経過し、経緯につきましては、地元商店の閉店により地域における買い物が不便になる中、平成 26 年 10 月、小豆島町商工会から町に対して買い物支援事

業を行いたいという申し出により開始した事業でございます。

町といたしましては、商工会が実施する事業を支援するため、平成 27 年度には移動販売車の購入、次年度以降は車検代や任意保険料などの維持経費に加えまして、燃料費相当分を商工会に対し補助金として継続して支援をいたしております。

また、見守り機能を兼ね備えており、いつも来ていただいている方が急に顔が見えなくなった場合には、移動販売員が利用者のお宅に連絡をとったり、自宅を訪問しているとのことでございます。その際、安否確認がとれない方につきましては、社会福祉協議会や民生委員などへの連絡をとっていると伺っております。

日常の買い物が困難な方にとっては欠かせない事業であると同時に、顔を合わせることでコミュニケーションの場ともなっているようでございます。

町といたしましては、高齢者等への生活支援という観点から、実施主体である商工会を継続して支援してまいりたいと考えております。

なお、補助金の詳細と広島県呉市の視察研修等につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） それでは、私のほうから、初めに事業概要と補助金の詳細につきまして説明させていただきます。

事業概要を申し上げますと、週 4 日、地域別に 4 つのコースに分けまして、生鮮食品や日用品、お菓子やお弁当などの商品を移動販売車に積み込み、決められたスケジュールに合わせて集会所や公民館などを巡回し、希望の商品を購入いただいております。

この事業が始まった平成 27 年度には、町から商工会に対しまして事業費総額 707 万 1,622 円のうち 685 万 9,742 円を補助金として支出しております。

事業内容を申し上げますと、車両購入費、車両改造費、任意保険料、機械器具購入費などとなっております。事業費のうち商工会の負担額は 21 万 1,880 円となっております。翌年度以降は、車両の維持経費として必要となる車検代、任意保険料、自動車税に係る経費に合わせまして、燃料費相当額を町から支援しております。令和元年度の予算ベースで申し上げますと、商工会に対しまして 60 万円を補助金として支出する予定となっております。

次に、広島県呉市の呉広域商工会商業部会の視察研修につきましては、去る 10 月 4 日に小豆島町商工会が視察を受け入れ、町商工会会長、事務局長、経営指導員が対応したとお聞きをしました。

視察に訪れた経緯につきましては、昨年7月に発生した西日本豪雨で大きな被害を受けた影響により、呉市内において生活に欠かせないスーパーが相次いで撤退したことを受けまして、買い物支援の今後の対策を検討しているとのことで、その内容につきましては、町商工会から買い物支援事業の導入に至るまでの経緯と現在の事業内容について説明を行った後、買い物支援の現状と課題について相互に話し合いが持たれております。

最後に、町長が申しあげましたように、買い物支援にとどまらず、高齢者等の見守りやにぎわいの場ともなっており、欠かせない事業でありますので、実施主体である商工会を引き続き支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 町にあった商店が今ほとんど潰れていきますね、結果的に。街灯も消えています。僕も知らなかったんですけど、町の街灯というのは商工会が責任持ったんじゃないと、なのにどんどん増えていたもんですから、今はいい町だったところほど街灯が消えてしまっているというのが実態だと思います。そういった意味で、これからもどうしていくのか。さっき言いよったように助け合いにもなってますね。行ったときのおばちゃんが出てこんがやというたら、亡くなっとったりしたのが実態だと思います。

回ってる方に聞きますと、3回ぐらい行って誰も来なかったら、次行かんいうみたいなのも実態だそうです。僕もできるだけあの音楽が聞こえたときには、できるだけ家内には行くようにしよんですけど、非常に少ないです。その必要性というのは高いのに、少なくなっていると思いますので、どういう考えを持っておられるのか聞きたいと思います。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） このまごの手の事業につきましては、商工会が実施主体となってやっておるということで、町のスタンスとしましては、継続的に事業が継続できるように、財政的な支援を行っていくということでございます。

利用者が減っておるといふところにつきましては、今後も継続して事業が実施できるように、商工会とも連携をとって継続できるような体制をとっていきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 呼びかけに力を入れてもらいたいというふうに思います。

次に入りたいと思います。

戦争体験記の必要性についてでございます。

昨年の12月議会でも質問しましたが、この小豆島も戦争体験記を出版するべきだと思います。土庄町は戦後70年で本を出版し、県の老人会も「ぼちぼち香川」を戦後70年で記念出版しております。小豆島は「二十四の瞳」やオリーブで知られて、平和の小豆島と言われております。苗羽の照木さんがお元気なとき中国に行ったそうですが、「二十四の瞳」を知っていたそうでございます。

小豆島の映画村で紙芝居をしていたとき、イギリスで校長先生をしておられたというゴードンさんにも偶然会ったんですけど、おられ、この「二十四の瞳」を知っているということで、この小説というのは世界的だというふうに思いました。

この11月10日、土庄公民館で大型の紙芝居を行いましたし、「明日へ」という映画ですけど、小豆島町や土庄町の後援もいただき、約300の方がとてもよかったと言ってくれました。

小豆島の遺族会の方も参加されましたが、戦後74年にもなっておりますので、生きている人が少なくなっております。戦争体験記を書ける人も少なくなっています。

9月9日月曜日、小豆島町にこの映画の後援をお願いしたとき、偶然、県の遺族会真鍋会長も同席されました。彼は10歳のとき、戦争で父を亡くしておられます。戦死は討ち死に、戦没は餓死、病死だと熱く語っておられました。

また、自民党の古賀誠元国会議員が、9条には戦争遺族の血と汗と涙が込められている、戦後不戦を貫いた9条の力は世界遺産だと訴えられ、本を出版しました。これでございます。千円ぐらいで、非常に安く買えました。

今となっては、そのときに生まれてなくても、聞き及んだ戦争を語り継ぐ必要があると思います。資料などの準備もあり、大変だと思いますが、昨年町が強調されていた町民の盛り上がりが必要で、最後のチャンスだと思っています。来年は戦後75年になります。町の考え方をお聞きします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から、戦争の悲惨さを後世に語り継ぐ戦争体験記の必要性についてご質問をいただいたところでございます。

森議員からは、昨年の12月議会でも同様のご質問をいただき、行政が中心になるやり方もあれば、民間の方々が中心になるやり方もあろうかと思いますが、町民の中に戦争体験記を作成してほしいといった機運が高まれば、作成について検討していくと答弁をいたしたところでございます。

ご指摘のとおり、戦争時に生まれていなくても、それを語り継ぐ必要性は大変重要であ



り、決して風化させてならないことは当然のことだと認識をしております。

森議員が中心となり、去る 11 月 10 日に上映された映画「明日へ」は、当日県外出張が重なっており鑑賞することができないままでしたが、副町長ほか多数の職員が鑑賞しており、戦争がもたらす悲惨さ、命のとうとさ等を訴えるすばらしい映画であったと聞いております。機会を見つけて、ぜひ鑑賞してみたいと思っておるところでございます。

また、森議員がボランティア活動として取り組まれています「二十四の瞳」の紙芝居は、恒久平和の実現を伝えるとともに、オリーブ同様、世界の平和の小豆島を島の内外に発信する大切な活動であり、常日ごろからのご尽力に対しまして深く敬意を表する次第でございます。

ご質問のとおり、来年は戦後 75 年に当たります。恒久平和を願う思いは私も議員と同様でございます。戦争の記憶が薄れつつある中、戦争を知らない世代へ語り部、あるいは先般庁舎西館ロビーで任意団体主催によります原爆写真展の開催等、貴重な体験を後世に伝えていく方法は幾つかございますが、さきにも申し上げましたとおり、町民の盛り上がりが必要でありますことから、昨年 12 月議会と同様の答弁となりますが、その機運が高まれば検討してまいりたいと考えております。

森議員が大切にされております不朽の名作「二十四の瞳」に加え、小豆島が誇るオリーブは、いずれも平和の小豆島を築く上でなくてはならないものでございます。先ほど申し上げましたように、町といたしましてもさまざまな機会を通じて、平和の小豆島に関する取り組みを検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9 番（森 崇君） 今、朝ドラで再放送しております「おしん」、昔あったやつですけど、この「おしん」のご主人が、テレビの中では戦争が済んだ後すぐに自殺するという結果だったそうでございます。私が思うのは、物事に絶対というのはないと思います。協力なくしてできませんので。そういった意味では、この平和問題だけは、しかし絶対的にやっぱり戦争はしていけないということを思いますので、そのところを強調しますが、副町長も見に来てくれとったと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 副町長。

○副町長（松尾俊男君） 感想ということでよろしいでしょうか。

11 月 10 日、思い起こしますと 2 つほど行事がございまして、午後の部に参加をさせていただきました。少し遅れて土庄の会場に到着したんですが、もう既に森さんらの紙芝居

が始まっている時間であったと思います。当日は舞台も広いことから、非常に大きな布状のもので紙芝居をつくられて、出演者の皆さんの感情移入が本当に驚くばかりの演出であったと思います。ともにバージョンアップしているなど感じたところがございます。

肝心の映画なのですが、これはたしか2年ほど前にクランクアップされて、サン・オリーブで上映会があったかと思います。そのときは私は出張等で見ることがなかったんですが、見られた方から大変いい映画ですよということを以前からお聞きしておりましたので、大変いい機会をいただいたと思っております。

肝心の映画のほうなのですが、これは一人の、たしか岐阜県の僧侶の実話をもとに映画化された、脚本化されたというふうに伺っております。一人の僧侶と、それから落語家を目指す青年を中心に、戦争の悲惨さ、戦死された方とか戦争に出かけられた方の家族の行動とか心の悲しみ、そういったものを見るうちに、僧侶の気持ちといいますか、戦争に対する思いが変化して行って、戦争は絶対いけないというようなことを表現した映画であったかと思います。

その映画は、撮影された場所がほとんどが小豆島、見知った風景でありますし、出られた方も地元の方がたくさん出演されておりましたので、非常に映像的にも身近に感じる映画であったと思います。

この映画は、副題として「戦争は罪悪である」というような副題がついていたかと思うんですが、これは森さんが紙芝居で取り組んでおられます壺井栄先生の「二十四の瞳」の平和を願うという気持ちに共鳴する作品であったなと思っております。

それから余談ですが、主演された中原丈雄さん、当日わざわざ俳優さんが来られておりました。藤監督と一緒に来られておりましたが、舞台挨拶などで撮影時のお話を伺う中で、非常によかったなと思いました。私、個人的にも中原丈雄さんのファンでございますので、非常に大変ないい機会をいただいたものと思っております。感想として以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） この小豆島は8,000人の特攻隊がおったということですね。僕らもそれは余り知らなかったんですけど、やっぱりそういう意味では、当時の大きな大きな戦争の中でいろんなことがあったというふうに思います。僕たちも頑張っていきたいというふうに思います。

3つ目に入ります。

イノシシ急増の対策は。

以前、私たち議員は、島根県的美郷町に視察に行き、イノシシ対策。この小豆島も10年

ほど前8匹の捕獲だったイノシシが、今は年間1,500匹も捕獲されております。ある人がイノシシに襲われけがをしたこともありました。先日には、サン・オリーブ付近でイノシシが観光客を襲ったと報道されております。私の住んでいる地区を町の協力を得て、シン垣約2.7キロを4年かけて柵をつくりました。約500人の協力者が必要でございました。また、昨年11月25日にはイノシシ対策のボランティアを立ち上げましたが、私も含めて何にもできておりません。

12月3日の四国新聞に、20面には、東かがわでイベント、イノシシ料理など里山の絶品に舌鼓、絶品料理、今回で18回目とありました。

小豆島町の里村共生室というのは今もあるのでしょうか。イノシシ問題をこのまま放置するわけにもいかないと思います。町はイノシシ対策をどう考えているのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から、イノシシを含む鳥獣対策についてのご質問にお答えいたします。

鳥獣被害は、農林業のみならず、住民の安全な生活を守るという意味からも大きな社会問題であると認識し、従来からの獣害対策である環境づくり、防護、捕獲の3点について対策強化を図っているところであり、年間6,500万円を超える予算措置をしております。中でもイノシシ、鹿の捕獲につきましては、捕獲実施隊員等の方々のご尽力をいただき、大幅に実績を上げているところでございます。

しかしながら、野生鳥獣による被害は減少傾向に至らず、また農業被害にとどまらず、生態系、生活環境など広い範囲に及んでいるのが現状でございます。今後とも行政だけではなく、自治会も一緒になって防護柵を設置するなど、官民一体となって取り組まなければ、危険は取り除けないと考えているところでございます。

また、森議員のご質問の里村共生室につきましては、鳥獣対策を進めるため、地域と町をつなぐパイプ役として設置しましたが、ご承知のとおりその被害は年々深刻化する一方で、先ほど申し上げました捕獲実施隊員等の地域とのネットワークが強化されたことなどから、その役割は終えたものとし、このたびの組織再編により廃止をする予定としております。

当然ながら、鳥獣対策にあつては、農林水産課はもとより、役場職員も地域の一人でございますことから、地元集落で侵入防止柵の設置作業等がある場合は、ボランティアで積極的な参加をお願いしているところでございます。実際にこれまで取り組んでこられた地域では、職員も地域の住民として作業にかかわってきたところでございます。

最後に、鳥獣対策につきましては大変重要な課題であると認識しておりますことから、自助、共助、公助を基本理念として、県や関係団体と連携しながら粘り強く取り組んでまいりますので、議員各位のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） それでは、私のほうから、今後の鳥獣対策等についてご説明させていただきます。

先ほど町長のほうから申し上げましたが、イノシシは市街地にも侵入してきており、行政だけでなく、自治会も一緒になって防護柵を設置するなど、官民一体となって取り組まなければ、危険は取り除けないと考えています。平成 27 年度には、鳥獣被害対策事業について町内の全自治会へご説明のため各地区を回りました。

現在、集落を柵で囲っている自治会、いまだ実施に至っていない自治会とさまざまですが、住民自身が参加して自分たちの集落を守るという意識が、少し薄れてきているのではないかと考えています。

このため、今後、各自治会の方々に対する研修会を検討しています。そこでイノシシ等の侵入防止柵への補助金などをご活用いただき、自分たちで集落を守ると意識の醸成に努めてまいりたいと思います。既に集落を柵で囲っている自治会も、設置した後の管理が大変重要ですので、設置後の見回りや草などの刈り払いなど、維持管理を怠ると柵の効果も薄れてしまうことをご認識いただければと存じます。

一方、獣害対策の一つとして、森議員ご指摘の島根県美郷町と株式会社おおち山くじらが産業活性化連携協定を締結し、地域が一体となって取り組んだ成功例などから、ジビエ等の検討がございます。増加する野生鳥獣に対し、捕獲処理だけでなく、肉等の活用を図るため、全国各地で加工、販売が進んでおります。

しかしながら、本町で取り組む場合には、食品加工施設の新設や運営方法、経営面や販路の確保など課題事項も多く、現段階では難しいと考えます。その旨ご理解いただきたいと存じます。

現在、イノシシ等の有害鳥獣により崩された農道や水路など農業用公共施設の被害復旧経費について、補助などの対象になっていませんでしたが、そのまま放置しておくと、農業被害にとどまらず、広い範囲に及んで人家への影響や災害にもなりかねませんので、新たに補助対象事業費の上限を 100 万円、補助率 50%とするイノシシ等被害復旧支援事業費に対して補助できないか検討しております。

また、森議員からご指摘のありました、11月3日のオリーブ公園等でのイノシシによる人的被害の件では、手負いのイノシシが観光客3名に軽傷を負わせたものでございます。通常、イノシシは警戒心が強く、とても臆病なので、人を見かけると逃げていきます。しかしながら、今回のように手負いのため興奮していたり、発情期等でいら立っていたり、近距離で出くわした場合には向かってくる場合があるので、注意が必要です。

いずれにしましても、町長が申し上げましたように、有害鳥獣対策につきましては、捕獲だけに頼るのではなく、住民の皆様の協力により野生鳥獣を近づかせない対策を講じる必要があります。町としましては、さらなる対策の強化に向けまして、環境づくりに500万円、市街地周辺での緩衝帯や侵入防止柵などによる防護に1,500万円、猟友会の狩猟免許所持者によるわなや銃による捕獲に4千万円をそれぞれ予算措置しているところでございます。今後もこの3点セットによる対策の強化を図るとともに、できるだけ有利な補助事業などを活用しながら、県や地域、猟友会など関係機関と連携を密にして取り組んでまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 私もええ格好して言いよるけど、随分時間がかかりました。最初はお年寄りが墓行ったと思ったら、イノシシに遭うがと、ほったらかしとったんよ。農業しよる人も電気柵しとったけど、もうやっておれんがと。それでも僕はほととったんです。ところが、中学生が集団下校、冬になったら。これはほととけんなどということが始まったんですけど、さっき言ったように500人ぐらいがいろんな協力してくれたんですけど、やっぱりそれをやっていきたいと。

今ちょっと答弁でいただいた水路、農道、田んぼの土手がもうイノシシにやられてしまうて1つになっとんです、2つの田んぼが。そんなんも2カ所、今僕が見えるんですけど、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、今何匹ぐらいイノシシをつかまえておるんでしょうか、小豆島町で。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 11月末現在で1,600を超えていたと思ひますので、年度末でしたら2,000頭に迫る勢いです。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 私のおいっ子がゴルフ場へ勤めよるんですわ。この間ちょっと法事があって寄って、おい、何匹つかまえたんと言ったら、2,000匹つかまえた言うんや。だから、物すごく増えとんじやないかと。ご存じやと思ひますけど、明治8年に豚コレラ

が発生してゼロになっただよな。だから、僕らの先輩、今生きてる人も含めてイノシシは見たことないが、ここ 10 年前から急に増えてきとると思いますんで、頑張っていきたいと。

豚を飼ってる方はまだおいでだと思いますんで、豚コレラの菌をばらまくわけいかんの  
で、何か所ぐらい豚を飼ってるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 今ちょっと把握しているのが、池田の北地地区で飼われているのと、吉野で少しだけ飼われている、その 2 カ所は把握しております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9 番（森 崇君） 吉野は僕もはっきり知らないので、その後は聞いてないんですけど、僕らのすることとして、緩衝帯ですね、山側とか畑あるんやけど、その畑の間を草をもっと刈っとけと随分言われるんですけど、それも進んでないように思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 先ほどの柵とセットで大体この緩衝帯の補助対象になりますので、大体今 11 地区やられてますけど、その中で緩衝帯はセットでやられとると思います。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 10 番森口久士議員。

○10 番（森口久士君） 私は、人・農地プランの状況はということでお尋ねをいたします。

人・農地プランは、地域の農地を効率よく使うために、地権者や農業者など関係者全員で話し合い、地域農業の将来像を自分たちで考えてもらうものである。担い手の確保、農地の集積、集約化をどう進めるかなどの計画を町がつくる。具体的に農地を誰が借り受けるかとか考える。農地利用の最適化を加速していくことが期待されています。

農地は、農業生産に欠かせない手段である。農地の荒廃は国民的な損失である。生産基盤の立て直しを急ぐべきであるという意見もあります。

全国各地の自治体では、例を挙げますと新潟県聖籠町、山梨県甲府市、奈良県生駒市、広島県三次市、大分県国東市など、ほかにもいろいろありますが、いろいろな取り組みをされております。人・農地プランの実質化に向けて、地権者の意向調査、座談会の開催、地図の作成などを行っています。本町ではどのような状況か、町長にお伺いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員から、人・農地プランの状況についてご質問をいただきました。

農地利用の最適化を推進し、農業の振興を図ることは、本町の発展にとっても大変重要であると考えております。しかしながら、本町の農業は、従事者の高齢化や担い手不足、後継者不足による今後耕作放棄地の増加が懸念されるなど、非常に深刻な状況でございます。

農地利用については、関係者が一丸となり、地域の農業にどう取り組んでいくかしっかりとした見通しを立てることが、本町の農業の明るい未来につながります。その指針となる計画として人・農地プランを策定しておりますが、実質化には至っていないのが現状でございます。

今後、プランの実質化に向けて、地域の話し合いに基づき将来方針を作成してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 森口議員のご質問にお答えいたします。

人・農地プランは、今後の地域農業の中心となる経営体、地域における将来の農業のあり方などを定め、市町村が公表するもので、平成 24 年に開始されております。本町では、池田地区と内海地区の 2 つの地域でこれを作成し、毎年更新しております。

農地の利用集積、集約化を推進していくために、各自治体において人・農地プランの実質化が求められており、既に実質化しているかどうかの判断基準としましては、対象地区内の過半の農地で、近い将来の出し手と受け手が特定されている区域を実質化していると判断することができます。

実質化に取り組むに当たっては、対象地区の農地利用に関するアンケート調査を実施しまして、その調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を地図により把握していきます。そのプロセスを経て、集落ごとに今後 5 から 10 年後の農地利用を担う中心経営体に関する方針を決めることとなります。

本町においては、来年度からアンケート調査を行い、現況を把握するための地図を作成してまいります。この 2 つは、地域の徹底した話し合いを行う上での基礎となる重要なものです。一歩ずつ着実に進めることにより、実効性のある人・農地プランとなると考えています。

また、人・農地プランは、町と農業委員会、農協等の組織や農地中間管理機構が一体となって進めていく必要がありますので、関係機関と連携を密にした推進体制を構築し、他の自治体のやり方やモデル事例も参考にしながら取り組んでまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 本当に私も十分ではないんですが、農業者の一人として、この農業が基本であるというのがつくづく思っておるわけでありまして、もともと農業をやってきた中で、だんだん人がいなくなる、高齢化が進んでいくということは、本当に寂しい限りであります。

これで今答弁いただきましたが、少し遅れておるけども、この人・農地プランに取り組んでいくということでございますので、それで1つ、先ほど言いました他地域の例を少し述べさせていただきますが、農業委員会の委員あるいは職員は本当に大変だと思うんですが、ある町では個別に回っていく。そして、座談会には職員が必ず同席して会議するというふうなこともあります。これはやはり、いろんな意見を生の声を聞くという意味では、これは絶対必要ではないかなと。

そういう意味では、今のやってほしいんですが、現状の農業委員会、農林水産課の職員というのが今本当に不足しておると。この春には1名増えておったんですが、いろいろあって、現状は本当に不足しているのが現状であるというふうに認識しております。

これは当然執行部の方々も、特に町長も十分わかっておられると思うんですが、来年組織再編ということが控えておりますから、そのときには各課にそれぞれ、なくなる課といえますか、こういう課から職員が当然異動するであろうし、定期異動もあるでしょうから、そういうところで本当に、やはり農業というのは、先ほど言いましたけども町の基本になるという考えがありますので、そこらあたりを十分検討していただく決意をまず町長にお聞きしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 今森口議員から、再度人員配置に関するご質問というかご指摘をいただきましたが、本当に今年、年度当初には、農林水産課は非常に重要であるということで1名増員をさせていただきました。しかしながら、急な職員退職等ございまして、今減員になっているということでございます。

今後、組織改革等を踏まえながら、適切な人員配置に努めてまいりたいと思っております。少なくとも今年度当初の人員ぐらいは配置していきたいというふうに考えております。



ので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 本当に答えをいただいたような感じがします。それは来年の異動といいますか、組織のときにそういう結果を期待しております。

そしてもう一つ、これはなぜこういうようなことを今言うのかといいますと、今農地が荒れておる。これは先ほど森議員のほうからもありましたが、耕作放棄地が増えるということは、当然鳥獣害の被害が増えると、こういう鳥獣の住みかが増えてくるということになります。こういう意味で、本当に耕作できるところはどんどん耕作して、なかなか収益という面から考える、人手の問題等いろいろ難しいんですが、それによってやはり町を活性化する、環境面でもよくなったなという方向へ持っていくためには、そういうことも検討していただきたい。

そうでなかったら、やはりよそから観光客が来たときに、一時問題になりましたが、国道沿いで荒れておるところが本当に見苦しいということで大きな問題になりました。こういうような、いろいろ言いましたけども、そういうような面でも頑張っしてほしいなど。

それからもう一つは、今年12月4日の新聞なんですが、所有者不明土地と、これは農地も当然関係してくるんですが、これは来年度国のほうで罰則案も検討するというようなことで、いろいろ今審議に入っておるということでございます。こういうなん取り組もうとしたら、先ほど町長にお願いいたしましたけども、人員も当然増やしていかないと対応できないということになりますので、十二分にあわせてお願いしたいと。

この所有者不明土地につきましては、もう一つ例を挙げますと、鹿児島県の喜界町、島ですが、ここではもう既に所有者不明の土地、権利がある人は、相続関係で権利があるとされている人が裁判所を通じまして既に公募の手続をして、そしてその土地を借り手がおれば貸すというような感じの取り組みをやっておる例があります。

そして、青森県の南部町、こちらのほうも今年3月に同じような手続をして、農地を借りたい人に貸すというようなことで、やはり耕作放棄地にならないように取り組んでおる例もあるということも十分認識していただいて、これから今後農業委員会としては、本当に忙しい、仕事を増やして大変申しわけないんですが、そういうことで取り組んでいただきたい。町を挙げて取り組んでほしいなという思いで、質問を終わります。

---

○議長（谷 康男君） 次、11番安井信之議員。

○11番（安井信之君） 私は3点についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、後期高齢者医療制度における人間ドックについてということで、後期高齢者議会において国の人間ドック事業の補助金が令和3年度をもって終了すると聞きました。後期高齢者医療広域連合としては、長寿・健康増進事業に対する助成が続くことから、健康教育、健康相談事業を実施していくとのことでした。

人間ドックで早期に病気を把握することは、医療費の削減につながると考えます。小豆島中央病院の利用促進も考えて対処すべきだと考えますが、今後どのような形で行っていくのか伺いたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から、後期高齢者人間ドック助成事業についてご質問いただきました。

人生100年時代を迎えようとする今、社会の活力を維持、向上していくためには、高齢者を初めとする意欲のある方々が社会で役割を担って、活躍できるよう、多様な就労、社会参加ができる社会の構築が必要でございます。その前提として、介護予防、健康づくりを強化して、健康寿命の延伸を図ることが重要でございます。

議員のご指摘のとおり、後期高齢者人間ドック事業に係る交付金は令和3年度をもって終了する予定でございます。ただし、先ほど申し上げましたとおり、健康寿命の延伸、医療費の抑制という観点から、人間ドックの意義は高いと考えているところでございます。

このことから、これまでどおりの助成は困難といたしましても、自己負担額の見直し等により、できる限り事業を継続してまいりたいと考えているところでございます。

なお、人間ドックに係る交付金制度につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 私から、後期高齢者人間ドックに係る交付金制度についてご説明を申し上げます。

国の交付金は、疾病の早期発見を目的として、被保険者が人間ドックを受診した経費のうち、自己負担分を除いた経費に対し交付されておりますが、平成30年度から段階的に縮小され、令和3年度に廃止されることとなっております。

本町の場合、現在は人間ドック利用料金の9割を町が助成しておりますが、国の交付金の縮小、廃止に伴い、現在の助成を行うことは困難だと考えております。ただし、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、人間ドックの有効性は認識しておりますので、県内他市町の状況を踏まえつつ、補助率の見直しにより可能な限り継続していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 県の広域議会のほうでは、助成事業があるオーラルフレイル事業とかそういうような部分に移行していくというふうに聞きましたが、先ほど私、一般質問の中で言った小豆島中央病院を使っているというふうな形にしていくと、小豆島中央病院のいろいろな財政上の問題も解決していく一つの手だてかなと思いますので、その辺、今9割町が補助している部分をどういうふうな形でやっつけよう、具体的な部分はまだ検討中の中なんですか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 町が助成しております人間ドックの対象となる医療機関は、島内医療機関ということで行っております。現在、受診できる病院が、今年度は小豆島中央病院と牟礼病院、この2つになっております。昨年度までは池田内科クリニックのほうでも受診できましたが、現在はこの2病院という形になっております。したがって、議員ご指摘のとおり、人間ドックの助成は小豆島中央病院の経営にも役に立つ形というふうに考えております。

あと、ご質問のどのような形で助成を考えているかということにつきましては、来年度につきましては、現在事務局内の案でございますが、大体健康保険と同じような形で3割程度は自己負担をいただいて、その残りを補助しようという形で、この水準につきましては、現在では県内では高いほうというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 3割というふうなことで、払える人はいいと思いますけど、低所得者に対するそういうふうな軽減措置も考えていくというふうなことなんですか。それは考えないというふうなことなんですか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 現在のところは3割負担をいただこうという形で考えておまして、ご意見として今後の検討につなげたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） よろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、異常気象に対する減災対策にということについてお伺いしたいと思います。

先ほど来、ほかの議員より、災害に対してどないするんやというふうないろいろな質問があったと思います。3月定例会において、原材料支給事業の採択要件の見直しをということで質問させていただきましたが、今年の台風に伴う豪雨災害を考えると、もう一度確認

せざるを得ない思いが強くなりました。

減災を考えるに当たり、やってよかったと後になって思うのは論外なことだと思います。以前も訴えさせてもらいましたが、土砂災害特別警戒区域で自治会が要望を上げてきた減災対策を、私有地だからという理由で採択しないというのはいかがなものかと考えます。所有者の方も地域のためになると理解されて、協力してくれると考えるほうが当たり前のことだと思います。また、土砂災害特別警戒区域の方がみずから減災に取り組みやすい施策も考えていかなければ、なかなか安全性を高めることができないと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から、土砂災害対策についてご質問をいただきました。

土砂対策事業にはソフト事業とハード事業があり、ソフト事業はハザードマップを配布し、防災情報を迅速に提供することで避難誘導を行うこと、一方、ハード事業は砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業を行うことで、どちらも重要な施策と考えております。

減災に取り組みやすい施策を考えていかなければならないとの提言は、私も施政方針で、防災・減災対策の強化は喫緊の最重要課題と位置づけて取り組んでまいりますと申し上げたところでございます。議員と同じ考えであると思っております。

3月議会では、原材料支給を民有地にも対象にできないかについて、参考にさせていただき、今後検討したいと答弁したところでございます。

そこで、生命、財産を守るための対策としての急傾斜地崩壊対策事業でございますが、補助残の地元負担金を低減する方向で進めたいというふうに考えているところでございます。先ほどもご質問の中にも、減災に取り組みやすい施策も考えてはというご提言もございまして、今現在では急傾斜の地元負担金を低減するというところで、今検討を進めているところでございます。

災害対策の必要な区域につきましては、崩壊を防止する対策工事を行っていくことが重要でございまして、地域の方がみずから減災に取り組みやすい施策という意味でも、利用促進のための見直しが必要であると考えているところでございます。

詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 私のほうからは、対策工事の地元負担金について説明いたします。

町長の申しました急傾斜地崩壊対策事業の地元分担金につきましては、国庫補助事業と

県費補助事業がございます。国庫補助事業は補助率が、町が5%から20%、残りを県と国が半分ずつ負担いたします。つまり、地元分担金につきましてはゼロということでございます。

県費補助事業につきましては、国庫補助事業の採択には至らないものについて行うもので、採択要件につきましては3月議会で説明いたしました。補助率につきましては、県が50%、町が20%、地元負担が30%となっております。

町長の申しました地元分担金の低減につきましては、県費補助事業の地元負担が30%を、これを軽減するというので、ハード対策を促進し、危険性のある箇所を安全な状態に変えていくことが重要であると考えます。

安井議員のおっしゃる原材料支給事業の採択要件の見直しにつきましては、補完的な対策であり、まずは崩壊を防止する対策工事の推進に取り組んでいきたいと思っております。議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 国のほうの補助の部分は負担金ゼロというふうなことで、合併以前、池田町では5%というふうな形でありまして、うちの近隣のところではそういうような部分で負担金を支払った経緯があります。町の施策として、それはいいなと合併当時思ったことがあります。

ただ、今回、県費の単県の事業における負担率はどれぐらいを想定しているのか、その辺、もう検討しているのやったらお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 負担率につきましては、県下各市町、負担率まちまちでございます。30%というのが県下の中でも一番高い率になっております。県下の状況を見まして、今後何%にするべきかということを検討していきたいと思っておりますので、今現在、はっきりと申し上げる負担率は決まっているわけではございません。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 土庄町ではちょっと安いというふうなのを聞いておりますが、その辺、島内である程度統一できたような形をとってもらいたいと思います。

また、原材料支給の部分に関しては、どうしても地域の話し合いの中で特別警戒地域の方の同意が得られないときには、表面排水的な部分の対応なりで、完全ではないですけど、ある程度の安全性は確保できるのかなと思いますので、さらなる検討をお願いしたいと思います。

続きまして、小学校再編の議論のスピードアップをということでお伺いしたいと思いません。

校舎建設後 60 年経過している苗羽小学校を初め、校舎の老朽化が小学校のあり方を早急に決断しなければならない課題となっています。合併以前から内海町では、中学校建設後、小学校、就学前施設を検討していくとしていたと聞き及んでおります。以前から行政の中で幾つかの案というものが検討されてきたと考えます。いま一度、どのような学校にするかと考えるのは、この期に及んでとの感を持たざるを得ません。

そこで、教育総合会議後の教育委員会の小学校再編の方向性はどのようなふうな話になっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から、小学校再編についてのご質問がございました。

小学校再編を含むこれからの学校のあり方につきましては、本年 7 月 26 日に開催した教育民生常任委員会において、統合ありきではなく、小豆島の宝である子供たちがどういった環境で教育を受けるべきかという原点に立ち戻って、じっくり検討していきたい、さらに、教育大綱は総合教育会議で検討していきたいと説明を申し上げたところでございます。

また、7 月 30 日には、「これからの学校のあり方について」を議題として、第 19 回総合教育会議を開催したところでございます。この中で、今後の総合教育会議については、本来の町長と教育委員、教育長 6 名の会議で開催し、必要に応じて外部有識者にも参加していただきたい、また次回の開催時には教育大綱の改正案を示して、総合教育会議でご意見をいただくという進め方でいきたいと説明し、参加者の皆様のご同意をいただいたところでございます。

さらに 9 月議会でも、教育大綱の見直しについては総合教育会議で検討し、必要に応じて教育民生常任委員会の皆様のご意見もお伺いしたいと答弁したところでございます。

総合教育会議につきましては、来年 2 月上旬に開催する方向で調整中でございますので、その場においてこれからの学校のあり方について表現の修正を提案したいと考えているところでございます。

また、検討期間につきましては、現在の状況に至った経緯も踏まえ、7 月の教育民生常任委員会で答弁したとおり、いつまでという期限を設けず、じっくりと検討したい、施設の老朽化も見ながら検討してまいりたいと考えております。

続いて、教育長からこれまでの経緯等について答弁をさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 私からは、小学校再編の議論につきまして、これまでの経緯等についてご説明をいたします。

内海地区の小学校については、平成 16 年度に町立学校施設整備基本計画策定委員会の答申を受けて策定した町立学校等施設適正配置基本方針及び実施計画において、段階的に統合を進めることとし、第 1 段階として福田小学校の統合を行い、第 2 段階として早期に統合校舎の整備を進め、1 校にすべきとしておりました。

その後、当時の内海中学校整備後の平成 21 年 9 月に、小豆島町立学校等施設適正配置基本方針を策定し、小学校の統廃合については、星城、安田、苗羽の 3 小学校の統合を進めることとし、保護者及び地域との協議を行い、統合校舎の建設計画について検討するとしておりますが、その当時、実施計画は策定しておりません。

そして、平成 29 年 3 月に、現在の小豆島町教育大綱を策定しておりますが、小豆島中学校は小豆島高校跡地に移転する方向で、香川県と小豆島高校跡地の活用について協議を行い、内海地区の星城、安田、苗羽小学校は小豆島中学校が移転後の校舎を活用し、統合する方向で進めるとなっております。

以上のような経緯であり、一貫して統合するという方針でございますが、これまでの統合の検討は、段階的に統合を行い、将来的には町内の小学校を 1 校にするという前提で進めてきたものと思っております。

しかし、ご存じのように県立の特別支援学校が池田小学校に併設されることにより、池田小学校を当分の間存続させるということは、段階的に統合を進めるという前提が大きく変わるものと考えています。

将来的に池田小学校を統合しない場合でも、内海地区の小学校の統合を進めるか、それとも 4 校を維持していくかについて、町内の子供たちが学ぶ環境で差が生じないように検討を行いたいと考えております。

一方で、香川県教育委員会の方針で、現在コミュニティ・スクールの導入をした学校、また導入を検討する学校が増えておりますので、本町でも導入についての検討を進めたいと考えております。

このコミュニティ・スクールは、これまでのように地域が一方向的に学校を支援するのではなく、地域と学校が双方向の関係性で学校運営を行っていくというもので、どの単位の地域で学校を支えていくかということが大変重要になります。

このため、コミュニティ・スクールは学校ごとに設置する場合と、複数の学校で構成する場合がありますので、小学校の再編協議とあわせて検討を進めたいと考えております。

現在、町の教育委員会では、次回の総合教育会議の開催に向けて、毎月の定例会において、教育大綱については統合ありきではなく、子供たちがどういった環境で教育を受けるべきかという原点に立ち戻って、じっくりと検討するという町長の方針を踏まえて、意見を伺っているところです。

議論のスピードアップというご指摘も当然だと思いますが、現在の状況に至った経緯を考えると、教育委員会といたしましても、町長の答弁にありましたように、いつまでという期限を設けずに検討する時間をいただきたいと思います。

一方で、施設の老朽化等の課題につきましては、今年度苗羽小学校のトイレ改修を実施しております。引き続き適正な施設の管理を行うという視点で、順次トイレ改修など必要な修繕工事を実施するとともに、特に池田小学校につきましては、長寿命化工事の検討も進めたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 私の認識がそちらのほうとちょっと違つとったんかなと思います。内海地区の小学校は、福田小学校を統合後、ある程度の段階で一気にやるというふうなことだったと思います。その辺は議会のほうも、行政と委員会とかそういうような部分の中で共通認識だったと思います。教育委員会が町長が指名するとかなんとかというふうな部分で教育委員会の改革がありましたけど、その部分が悪い方向に行きよんじゃないかなと。今までは教育委員会は教育委員会の中での意見が、別の行政という形で働いていましたが、今度はもう言うたら、町長の下にあると言うたらいかんですけど、そういうふうな部分の会になっているのかなというふうな感があります。

合併当初から、旧町時代からずっと考えていたことを、今になってもう一度考えるというふうなんはどうなんかなと思いますが、その辺、町長、もう期限も切らんとずっと考えるんですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員のご指摘で、行政委員会である教育委員会が町長の下にあるというご発言ですが、それは全く異なっておると思っております。あくまでも総合教育会議の中では町長が意見を申し上げますが、やはり教育委員会は一つの行政委員会として独立したものというふうと考えております。

それともう一点の、いつまでも期限を設けずというお話でございしますが、やはり検討するには時間を要します。それを期限を切るということは私はしたくないというふうに前回もお話し申し上げましたとおり、今回も同様の考え方でございます。



ただ、施設が老朽化しているということは想定した中での期限を切らないということでご理解をいただけたらと思っております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 施設の老朽化ということは、苗羽小学校は天井が落ちるというふうな事件もありました。それを考えると、おちおち勉強もできんわなというふうな感じもします。その辺、建物の老朽化がもう耐用年数も来てますので、その辺は早目に検討していただくようお願いして、質問を終わりたいと思います。

---

○議長（谷 康男君） 8番柴田初子議員。

○8番（柴田初子君） 寒霞溪の環境保全についてお尋ねいたします。

皆様ご存じのとおり、寒霞溪は昭和9年、1934年に寒霞溪を中心とした瀬戸内海が国立公園第1号として制定されております。そして、日本3大溪谷美であり、21世紀に残したい日本の自然100選にも選定されております。今年も私も3回ぐらい参りましたが、県内外から、そしてインバウンドの方々の観光客で大いに賑わっておりました。バスツアーでハイキングに来られる方もいると聞いております。

私も今年、もう何十年かぶりでハイキングで歩いてみました。表12景は木が生い茂り、本当に見晴らしが悪くなっております。そして、裏8景の寒霞溪から石門まで歩きますと、道が崩れて危険な場所が多い。石門から下は歩道がありますので、きれいに歩道はされております。

ボランティアガイドの方からも、何とかこの遊歩道は整備は考えないといけないのではないかの声もありましたし、ほかのハイキングとかで歩いている方々も、今年行ってみただけでも、本当に今まで見えた景色が、木がもう生い茂って全然見えなくなっているという、いろんな声を今年聞きました。

平成25年ですけれども、このことに関して大川議員さんのほうからも質問もあったと思います。ここにおられる方は、何人の方がきちっと聞かれていると思いますし、職員として当然のことだと思わすけれども、聞かれておると。

そこで、町としてこの実態をどこまで把握しているのか、また環境保全についてどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 柴田議員から、寒霞溪の環境保全についてのご質問をいただきました。

瀬戸内海国立公園に位置する名勝寒霞溪は、島内外の多くの方から愛され、小豆島の観光の核であり、宝物でもございます。世界に誇れるかけがえのない地域の財産、名勝寒霞溪を後世に引き継ぎ、将来にわたって自然を生かした観光地づくりに寄与するため、国、県、町並びに観光関係団体と連携を密にし、自然環境の保全と園地の維持管理に努めているところでございます。

寒霞溪における景観の保全につきましては、毎年紅葉が始まる観光シーズンを前に、小豆島観光ボランティアガイドクラブなどの関係団体と現地を調査した上で、清掃や規制にかからない程度の枝打ち作業を実施しております。

今年度につきましても、例年どおりこうした枝打ち作業を予定しておりましたが、環境省四国事務所がグリーンワーカー事業の一環として、寒霞溪の保全や維持管理に係る整備を実施することとなりましたので、例年の枝打ち作業は行っておりません。

本事業は、今年度予定していますことから、文化庁等の許可が得られ次第、寒霞溪山頂の2カ所の展望地を初めとして、登山道入り口の通天窓を含む数カ所の伐採や枝払いを実施することとなっております。

なお、環境省四国事務所が実施主体となり、文化庁及び環境省の許可を得て実施することとなりますので、例年と比較しますと少し大がかりな作業になるものと思われま

す。また、裏8景の寒霞溪から石門までの道が潰れて危険な場所が多いとのご指摘につきましては、この道路は町道として管理しておりますので、潰れた箇所は修繕を行ってまいりたいと思っております。

私も今年も寒霞溪に参りまして、通天窓が天が見えないというような状況も実質私の目で確認しておりますので、担当課にはそういった旨を指示しておるところでございます。

詳細は、それぞれ担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） それでは、私のほうから、環境省四国事務所が今年度実施を予定しておりますグリーンワーカー事業のこれまでの経緯と今後の予定につきまして説明をさせていただきます。

まず、グリーンワーカー事業でございますが、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域が対象となりますことから、寒霞溪が対象地域として選ばれております。地域の自然や社会状況を熟知した地元の住民団体等により、地域の実情に対応した迅速できめ細やかな自然環境保全活動を推進するものであり、国立公園の管理のグレードアップを図ることを目的とした事業となっております。

まずは、事業の実施に当たり、本年7月に実施主体となる環境省四国事務所を初めとして小豆島観光ボランティアガイドクラブ、小豆島総合開発、小豆島町の4者により現地調査を実施し、伐採箇所の選定を行ったところでございます。

なお、寒霞溪は国立公園の中でも特別地域の1種、2種、3種の地域に該当するため、許可なく伐採することができないことから、現在環境省四国事務所におきまして、環境省への申請手続を行っております。あわせて、国の指定文化財になっていることから、文化庁との協議が必要となるため、その手続を行っております。

こうしたことから、本年度の景観の保全作業につきましては、許可手続に時間を要したため、秋の観光シーズンに間に合わない結果となりましたが、本年度内には実施をいたしますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、私の答弁といたします。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 柴田議員のご指摘の道路につきましては、寒霞溪への登山道として整備されたもので、内海ダムから山頂までの道を町道として認定しております。表12景の道は町道神懸線で、紅雲亭駅から四望頂までの距離は約1.9キロメートル、コンクリートの舗装された歩道でございます。裏8景の道は町道裏神懸線で、石門から山頂までの距離は約1.4キロメートルで、コンクリート舗装の区間はありますが、石を積んで階段にしている区間もございます。

道路の維持管理につきましては、ロープウエーの職員の方や地元の方からの情報を得て、その都度修繕を行う場合と、町職員が現地確認をして修繕を行う場合があります。いずれも国立公園である関係で、原形復旧を基本としております。近年につきましては、イノシシによる被害が多く見受けられており、今回のご指摘の箇所につきましては、私も登りまして崩れた箇所を確認しましたので、早急に修繕をしたいと思っております。

今後につきましては、関係する団体からの情報を得ることと、シーズン前には点検を行うことで、危険箇所の早期発見と復旧を行ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 今の答弁をお聞きしまして、少し安心しました。私も今回、今年もあれですけど、議員になってから寒霞溪とかには余り上がったことなかったんですけども、やっぱりいろんなことを聞きますと、私、資料をちょっと出してみました。これは1964会ですね、寒霞溪のボランティアグループの平成25年に発足50周年の事業をしたところで、この12ページにもわたる資料があったんですけども、その中で本当に寒霞溪を、これはもう小豆島町だけのものでもなく、小豆島のものだけでもなく、本当に日

本の宝でもあります。これを私自身も本当に勉強不足のところもあつたんですけれども、過去からの先人が大事に大事に守ってきた本当に大きな宝物だと思います。今も環境省、それから文化庁が力を注いでいただいて、修繕、修復にといろいろお聞きしましたけれども、こういう先人の思いというのを我々が大事に引き継いでいかななくてはならないなと思っております。

それと、一番私も感動したのは、明治時代ですね、寒霞溪の全山が外国人の観光地というか別荘地にされようとしたときに、旧内海町の島の醤油王であった長西英三郎さんが巨額のお金を寄贈して、この小豆島の寒霞溪全山が神懸山保勝会というところの所有になったとありました。こういう先人の方々がいて、今小豆島、バブルのときとかもすごい観光客が小豆島に訪れて、産業も発展していったというそういう大事な小豆島の歴史といえますか、そういうなのを子供たちにも聞かせて引き継いでいかななくてはいけないなと思うので、今回特に感じましたので、質問をさせていただいたんですけれども、来年、この間県議会の11月定例会で浜田知事は、2022年、5回目の瀬戸内国際芸術祭を開催するというふうにも表明をされております。それまでにはきちっと整備をできるものと期待をしております。

これ今、国連でもしてます国際社会の共通目標であります持続可能な開発の目標SDGsというのがありますけれども、この分での取り組みの環境保全というのは、この取り組みの一環でもあります。そういうような面で、世界に誇るこの寒霞溪をみんなで守り育てていくというか、大事にしていきたいと思うんです。

何か今回、すごいそういう思いに駆られましたので、関係のいろんなところで協力しながらこの財産を守っていきたいと考えておりますので、環境省、これからも各ところと相談、協議をして、皆さんに喜んでいただけるこの寒霞溪をつくってまいりたいと期待しまして、質問を終わりたいと思います。

---

○議長（谷 康男君） 6番中松和彦議員。

○6番（中松和彦君） 私は、独居老人等の世帯への見守りあるいは支援はどうなっているかということにつきまして質問をさせていただければと思います。

独居老人等の世帯への見守りあるいは安否確認は、非常に大切な点ではないかと思えます。また、皆さん方、日々の生活の中でいろいろ気をつけていただいておりますが、ここ1カ月ほどの間に私が体験したことをもとに質問をさせていただければと思います。

1カ月余り前のことですが、ひとり暮らしのおばあちゃんが自宅で亡くなられておりました。発見されたのはおよそ1週間後のこと。ご主人は十数年前に亡くなっております。そして、ご主人及びご本人の出身は地域外ということで、島内には親族はほとんどおいででないということでもあります。ただ一人の息子さんとは義理の関係でございまして、しかも親子2人での実態的な生活はなかったとお聞きいたしました。おばあちゃん的生活は、ご近所とのわずかなつながりのみの、極めて孤独なものであったのではないかと考えております。

同じころ、これは私の杞憂に済んだんですけれども、ちょっとした用事がありまして、近所に住む独居のご老人の自宅を訪問いたしましたところ、何度も声をかけましたが返事がありません。この方に関しては、以前にも同様なことがありましたので、後日再訪いたしました。全くと同様であります。近所の人に聞きますと、最近まで入院していたんだが、もう退院しておるといふふうなことでしたので、返事がないということについて大変心配いたしました。しかし、後日、町内に住むご親戚の方に確認いたしましたところ、まだ退院はしていないということで、安心をしたといえますか、杞憂に済んだということでございます。

もう一つの例ですが、先月の末ごろ、認知症のご主人と、そのご主人を介護する奥さんとの老夫婦お二人の家庭でのことですが、突然奥さんが自宅で倒れましたが、認知症を患うご主人は、文字どおりその緊急性を認知できなかったという、極めて悲しい現実でございます。

老人福祉施設がここ10年ばかりで非常に充実し、行政あるいは地域の皆さん方の不断の熱心な活動、そしてそうした多くのご老人が施設に入所でき、平和で快適な老後を送っているという陰で、しかしなおカバーし切れない現実があるのではないかと思いました。

そこでお尋ねいたしますが、独居であったり、あるいは見守りが必要な老人世帯が小豆島町内でどの程度件数があるのか、また日々どのような要件からどのような内容で安否の確認がなされているのか、また今後のそうした方々への対応についてもあわせて質問させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 独居老人等の世帯への見守り、支援についてのご質問にお答えをいたします。

小豆島町のひとり暮らし世帯、高齢者世帯は、民生委員児童委員にお願いして実施しております実態調査の結果によりますと、年々増加の傾向にございます。これは人口減少と

高齢化の進展によるものと考えているところでございます。

高齢者人口は、今後緩やかに減少していくものと考えますが、後期高齢者人口は増加の見込みであることから、ひとり暮らし世帯、また高齢者世帯は今後も増加するものと考えているところでございます。

誰もができる限り住みなれた自宅、地域で安心・安全に暮らせる地域づくりは、それ自体が見守り、安否確認でございます。そのため、本町が取り組むべき課題について、介護保険事業計画、また老人福祉計画の取り組み方針を定め、施策を実施しているところでございます。

来年度は次期介護保険事業計画、また老人福祉計画の策定年度になります。住民の皆様のおさまざまなご意見を反映し、今後の取り組みにつなげたいと考えているところでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 私のほうから、高齢者世帯の状況と見守り支援の具体的な取り組みについてご説明を申し上げます。

まず、高齢者の世帯ですが、毎年民生委員の皆様をお願いして実施しております高齢者実態調査によりますと、町内約 7,000 世帯のうち、住んでいる全員が 65 歳以上である高齢者世帯、またひとり暮らしの高齢者世帯が、昨年 10 月の時点でそれぞれ 1,200 世帯、ひとり暮らしを合わせますと 2,400 世帯あるという結果でございます。

次に、対象者の今後の推移につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、高齢者数の全体の数は、今後 7 年間で 6,000 から 5,650 と 350 人ほど減少する。それから、ひとり暮らし世帯につきましては 75 世帯、高齢者世帯につきましては 150 世帯ほど増加すると推計をいたしているところでございます。

高齢者世帯におきましては、元気で自立している方、何らかの支援が必要な方等さまざまでございます。そのため、町長が申しましたとおり、見守り支援は、誰もができる限り住みなれた自宅、地域で安心・安全に暮らせるよう、できる限り介護にならないよう介護予防に努めること、またやむなく介護が必要になったときにも、必要となる介護が受けられるよう、各種サービスの充実に努めているところでございます。

最後に、具体的な対応策についてですけれども、何らかの支援が必要な人につきましては、できる限り地域活動に参加いただけるようサロン活動を支援するほか、老人会、また地域のボランティアを初めとした見守り等を行っていただいております。個々の見守りサ

ービスといたしましては、緊急通報装置、認知症の見守りタグの貸与、配食サービスなどで安否確認をして事業を実施しているところでございます。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 日常的に非常にさまざまな方がかかわって、一生懸命頑張っているという事はよくわかりました。しかしながら、そういった中からも、やっぱりこぼれ落ちる人が必ずおいでだと思います。だから、そういった方に対して、じゃあ今後こうしましょう、ああしましょう、それも非常にシンプルな形で対応していただければいいんじゃないかなと思います。余り手の込んだやり方は、またいずれ続かなくなると思いますので。

そういったことをできれば考慮していただいて、そういった皆さん方の日々の努力のその網の目からこぼれる方が決してないようにしていただければ、悲しい現実も起こらないんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ今後一層またご努力、またご一考をお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は3点について質問をいたします。

まず1つは、高齢者等へのごみ出し支援についてです。

筋力の低下や関節疾患がある高齢者にとって、大きなごみ袋や重たい新聞の束を集積所まで運ぶのは大変な作業です。また、認知症やその前段階の軽度認知障害になると、ごみ出しの曜日や分別のルールを覚えることも難しくなります。こうした身体機能や認知機能の低下によってごみ出しが困難になった高齢者の支援が、近年課題となっています。背景には、社会の高齢化に加え、核家族化や地域のつながりが希薄化したことで、家族や近隣住民の手助けが得られない高齢世帯が増えていることが上げられています。

高齢者が自分でごみを出すことが難しいにもかかわらず、必要な支援が受けられないと、心身の負担になるとともに、転倒によるけがのリスクも心配されます。高齢者は骨粗鬆症により骨折しやすく、こうしたけがや骨折をきっかけに自立歩行ができなくなったり、寝たきりになることが心配されます。

また、ごみが出せずに家にたまると、住環境が不衛生になり、深刻化するとごみ屋敷になるおそれもあります。不衛生な住環境は、高齢者の健康や安全、尊厳を損なうおそれがあります。

曜日や分別ルールを守らずにごみ出しを続ける状況で、カラスなどによる集積所の散乱を招き、近隣住民とトラブルになることもあります。

このようにごみ出しが困難であるという状況は、高齢者や周辺の人々の生活にさまざまな形で悪影響を与える問題と言えます。

こうした課題に対処するため、近年、ごみ出し支援に取り組む自治体が増えています。ごみ出し支援とは、ごみ出しが困難な高齢者などにかわり、自治体のごみ収集員や地域住民によるボランティアが高齢者宅の玄関先から清掃センターや集積所までごみを運搬する取り組みです。ごみを回収する際に、「こんにちは、ごみ収集に来ました。」と声をかけ、高齢者の不調や異変に気づいたときには高齢者福祉部門と連携して対応することで、高齢者の見守りや安否確認の機能を持たせている取り組みもあります。

例えば東京八王子市では13年前から取り組んでおり、週に2回、決められた曜日に市の担当者が玄関先までごみの収集に訪れていて、可燃ごみや不燃ごみなど全てのごみを同じ日に出すことができ、希望する世帯にはごみの回収にあわせて住民への声かけも行って、高齢者の見守り活動の一環としても活用しており、この支援を受ける世帯は年々増加しているとのことでした。

また、静岡県伊東市でも、家庭ごみの搬出が困難な住民に職員が直接出向いて収集するふれあい収集がスタートし、多くの市民に利用され、好評だそうです。

高齢世帯のごみを回収することは、高齢世帯に食事を届ける、在宅医療を提供することと同じぐらい、生活に不可欠なことだと考えられます。

先日、総務省が、自宅まで直接出向いてごみの回収を行う事業に取り組む地方自治体が全国で2割余りにとどまっていることを受けて、より多くの地方自治体に支援事業に取り組んでもらおうと、国から経費の半額を交付することを決めたと報道がありました。

高齢化が進んでいる小豆島町でこそ、その取り組みを実現する必要があるのではないのでしょうか。小豆島ではまだ地域のつながりもあり、個人やボランティアによるごみ出し支援は行われているところもありますが、町の責任で支援制度を実施すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、高齢者等へのごみ出し支援についてご質問をいた



いただきました。

議員ご指摘のごみ出し支援等につきましては、平成 23 年、第 5 期介護保険事業計画の策定時に、その支援策について協議し、軽度家事支援サービス、ボランティアによる支援の充実などを平成 24 年度計画し、平成 24 年度から取り組みを開始し、現在に至っているところでございます。

地域包括支援センターへの相談においては、ごみ出しに苦慮しているという相談が年に数件はありますので、支援が必要な高齢者が潜在的にあるとは思いますが。国が示す支援策は、既に本町が実施している施策も含むものでございます。引き続きこれらの事業に取り組むとともに、より充実できるよう検討し、次期介護保険事業計画に反映させたいと考えております。

なお、本町の取り組みにつきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 現在、町が取り組んでいる施策についてご説明を申し上げます。

まず、地域全体で高齢者を守るという意識を住民の皆さんに持っていただくことを念頭に置いて、地域ぐるみのボランティア活動が活性化するように支援をいたしております。

個人で取り組むボランティア活動は、町が開催するオリーブ健康塾を受講して、介護予防についての知識を高めていただき、自分たちが地域でできることを、それぞれの地域の課題に応じて、ごみ出し支援、それから見守り訪問、買い物支援などボランティア活動を行います。このボランティア活動に対しましてはポイントを付与し、ポイントに応じた交付金を交付するなど、楽しみながら継続できるよう付加価値をつけております。

また、個人だけでなく、地域グループによるボランティア活動を推進するため、ボランティアの組織化にも支援を行っております。こちらは、地域の中で配食、会食、話し相手、見守りなどボランティア活動を行う地域の住民グループに対して活動費を助成しております。今年度は 11 地区、13 団体、270 人のボランティア団体が活動中でございます。

今後も元気な高齢者がボランティアとなり、地域の支援を必要とする高齢者が地域の中で孤立することのないような取り組みを進めていきます。また、高齢者のニーズを把握しつつ、必要などころに必要な支援ができるよう、検討を重ねていきたいと思っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 個人やボランティアによる取り組みは行われているというこ

となんですけれども、国が今回、経費の半額を交付するということを決めたということで、町が直接ごみを取りに行くとか、そういう取り組みということの検討は今後できないんでしょうか、お願いします。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 地域包括ケアシステムの確立というのが最重要課題でございまして、地域のきずなをつくってボランティア活動を推進、強化していくのが私ども課の使命だと思っておりますので、戸別収集につきましては今のところ考えておりません。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 先ほどごみの曜日とか分別ができてないトラブルもあるということを使ったんですけれども、本町のごみの収集において、そういうトラブルというのはどうなんでしょうか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） ごみの分別等につきまして、おっしゃるとおり分別が十分でないという事例は散見されておりますが、その由来が高齢者の世帯から排出されたものかどうか、これについては裏はとれておりませんので、その関連性と申しますか、そういったものにつきましては覚知できておりません。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 国においても経費を補助するというので、この取り組みについて力を入れているということで、ぜひ小豆島町でもその活用をした取り組みを進めていただきたいということをお願いして、終わります。

2点目は、認知症の支援施策についてです。

認知症は、高齢になればなるほど発症する危険は高まります。認知症は、特別な人に起こる特別な出来事ではなく、年をとれば誰にでも起こり得る身近な病気です。

2012年では認知症の人の数は約462万人、軽度認知障害MCIの人は約400万人と推計され、合わせると65歳以上の高齢者の約4人に1人が認知症の人またはその予備群とも言われておりました。2018年には認知症の人の数は500万人を超え、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれています。

認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会を実現することが求められ

ていると思います。

本町の第7期小豆島町介護保険事業計画・老人福祉計画には、認知症高齢者支援の推進を図ります、認知症高齢者を支える地域づくり、認知症理解の普及啓発、早期発見、進行予防（認知症疾患医療センターとの連携）とあります。具体的にはどのような施策を行っているのでしょうか。

先日議会が研修に行った笠岡市では、認知症当事者が相談を受けるおれんじドアの実施や、薬局、金融機関、JAなど民間団体と連携してのMC Iの発見など先進的な取り組みを行っておりました。そういった先進地の取り組みも参考にして、施策の充実を図るべきではないでしょうか。

まず、認知症高齢者とその家族などが集える場所で、名前のおりお茶や軽食を楽しみながら参加者同士が交流を図る認知症カフェの実施です。国の認知症施策推進総合戦略新オレンジプランでは、全市町村設置を目指すことが示されました。新オレンジプランでは、認知症の人の介護者の負担を軽減するため、認知症初期集中支援チームなどによる早期診断、早期対応を行うほか、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェなどの設置を推進するとされ、家族支援と初期の認知症の人の支援の場となることも想定されています。

認知症カフェは、認知症の人、家族介護者や友人、地域住民、そして専門職が、年齢や所属、地域に関係なく、身近で入りやすい場所で開催されます。内容は、会話と対話によって人と人とのつながりが醸成され、そして常に認知症に関する情報を得ることができる場所です。

また、認知症の当事者が、同じ認知症と診断されて不安を抱える人の相談に応じる取り組みであるおれんじドアについても、実施に向けての検討を進めてもらいたいと思います。

さらに、早期診断、早期対応を行うことが重要だということから、MC Iを発見するために、薬局、金融機関、JAなど民間団体と連携する体制づくりや、一般町民からの相談も受け付ける体制も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、認知症支援施策についてご質問をいただきました。

先ほど鍋谷議員からもございましたが、国の調査によりますと、認知症は65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれております。このように認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になるなど、多くの人にとって身近なこととなっております。このため、認知症の発生を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過

ごせる社会の構築が重要であると考えております。

このような観点から、介護保険事業計画において、認知症高齢者支援の推進を大目標に掲げまして、できる限り住みなれた地域で生活できるような地域づくりを進めているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、地域での担い手の育成を初め認知症理解の普及啓発、医療機関との連携などを進めており、地域力の向上による地域包括ケアシステムの構築を目指しているところでございます。

また、議員ご指摘の民間事業者との連携強化につきましては、小学生や消防署職員、マルナカ内海店、香川県農協などに認知症サポーターの養成講座を開催するほか、最近ではセブン-イレブンと地域連携により支援する体制づくりが広がっているところでございます。

なお、より具体的な取り組みの内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

**○議長（谷 康男君）** 高齢者福祉課長。

**○高齢者福祉課長（立花英雄君）** それでは、現在取り組んでおります認知症施策の内容につきまして説明を申し上げます。

まず、町民全体が認知症について正しく理解し、地域全体で支え合うという土壌をつくり、目指すところは、認知症になっても、できる限り住みなれた自宅、地域で暮らしていける社会の実現でございます。そのため、認知症理解の促進、認知症サポーターの育成に努めているところでございます。

香川県での先進地でございます綾川町の協力を得て、今年7月28日にイマージュセンターにおいて「認知症に理解のあるまちづくりを目指して」と題しまして、認知症の当事者とその配偶者を招いての体験談、それからそれを支える地域の方々の活動を紹介をさせていただいております。

次に、医療機関との連携でございます。認知症疾患医療センターがございます。香川県下で6カ所設置されており、小豆島では唯一、小豆島病院内に設置されております。認知症に関する専門的な相談窓口を担っていただいております。

さらに、認知症の方の対応に困難しているケースにつきましては、地域包括支援センターの職員、それから認知症疾患医療センターがチームを組みまして、家族の相談を受け対応方法について検討する認知症初期集中支援チームを設置をいたしております。

また、昨年度からは、行方不明になるおそれのある認知症の高齢者を見守るシステムといたしまして、高齢者に見守りタグをつけてもらい、地域で見守る体制づくりを行って

るところでございます。

現在でもさまざまな支援施策を展開しておりますが、議員ご提案の先進地の取り組みを参考にした施策の充実につきましては、来年度が第8期の小豆島町介護保険事業計画を策定する年に当たります。その計画策定の中で検討をいたしたいと思っております。

認知症カフェにつきましては、ボランティア団体が中心となり取り組んでおります地域のサロン活動が、カフェと同様の役割を果たしているものと考えております。サロンに参加をして、話をしたり、社会交流や趣味活動を行うことが、認知症の理解につながっております。

これに加えて、来年度には当事者と家族が集え、気軽に専門職との相談ができる場としての認知症カフェが設置できるよう、準備を今取り組んでいるところでございます。

次に、各種団体と連携する体制づくりでございますが、本年6月、県警本部と認知症高齢者等の情報提供及び支援に関する協定を締結しております。これは、認知機能の低下を理由に運転免許の申請による取り消しや自主返納した高齢者等の名前、住所などの情報提供を受け、支援につなげていくものです。

最後になりますが、一般町民からの相談窓口に関しましては、高齢者福祉課地域包括支援センターで行っております。4名の認知症地域推進員の資格を持つ職員を配置しております。認知症にかかわらず、高齢者の総合的な相談をお受けいたしております。あわせてご紹介いただきますようご協力をお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 何点かお尋ねします。

小豆島町の認知症と診断された方の人数というのは把握をされているのでしょうか。また、軽度認知障害についてはどうでしょうか。

それと、先ほどイマージュセンターで綾川町の協力で会を行ったということなんですけれども、その参加人数、何人ぐらい参加されたのか、その周知といいますか、そういう会をやりますという周知はどのように行われたのでしょうか。

認知症カフェ、来年度実施で準備されてるということですけども、もう少し具体的な中身とか、どこでどういうふうにとというのがわかれば教えてください。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 現在の認知症の把握といいますか、人数の把握でございます。認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上というのが認知症の定義とお聞きをいたしております。要介護認定者の約61.1%、高齢者全体といたしましては、高齢者が今6,117

人おりまして、その定義に当てはめると 766 人、約 12.5%、8 人に 1 人が認知症か早期認知症という判断を今のところいたしております。

それから、イマージュセンターで行いました講演会でございますが、160 人の参加をいただいております。啓発方法は、広報「しょうどしま」の 5 月号に掲載をいたしております。それから、それぞれの介護施設、ケアマネジャー、それからうちでお願いしている介護予防ボランティア、それから認知症サポーターの方々に周知をいたしております。

認知症カフェの今検討している内容でございますが、直営にするか専門職を踏まえた施設を持っている事業所にしようかを検討しておりますが、今のところ小豆島病院さんに委託をしようかなと検討しておるところでございます。

それから、回数とか内容につきましては、まだ詳細は決まっております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） イマージュセンターでの講演会の中身ですね、160 人の方が参加されたということですがけれども、参加されていない方に対しても、そういう情報を提供するということができたらいんじゃないかと思うんですけれども、特に先ほども言いましたけれども、同じ認知症の方が相談に乗る、そういう取り組みだと思うんですけれども、その講演を聞いて、それを生かしていくという具体的なことは何か考えておられないんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） まず、認知症の普及啓発といいたしましょうか、理解をしていただくというのが大前提でございますが、今私がここにオレンジリングをしているんですけど、役所の中でもこのリングは何かなというのが聞かれることが大変多うございます。ですから、まず職員にも、認知症とはどういうことなのか、どうやって支えたらいいのかというサポーターを増やしていくというのが大前提で、裾野をやっぱり広げていかなければならないなと思っております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） ぜひ取り組みを強めていただきたいと思います。

最後にもう一点、認知症ケアパスというのがあんなんですが、これは小豆島町ではそういうものはつくっておられるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 毎年更新しながら作成をいたしまして、介護事業所にまず配布をいたしております。それから、窓口相談に来る方、家族に配布をいたしてお

ります。それから、それぞれ地域が行っているサロン活動に、うちの地域包括の職員が介護予防、認知症の説明に行かせていただきますけど、そのときの冊子としても利用をしております。毎年更新をいたしております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 認知症になっても安心して暮らせる小豆島町を目指して、引き続きお願いしたいと思います。

最後の質問です。地球温暖化対策についてお尋ねをいたします。

地球規模での気候変動は極めて深刻です。今年9月の国連気候変動サミットで、16歳のスウェーデン人の環境保護活動家のグレタ・トゥーンベリさんが、「人々は苦しみ、死にかけ、生態系全体が崩壊しかけている」と世界に訴えたことが大きな反響を呼び、世界の若者たちが、将来の温暖化の犠牲になるのは自分たちという痛切な声を上げ、行動を広げています。気候変動の影響を受けるのは自分たちだという若い世代の訴えは切実です。

国連環境計画が9月26日に発表した報告書は、二酸化炭素など温室効果ガスの排出が今のペースのまま続けば、今世紀末までの世界の平均気温は、産業革命前より3.4から3.9度上昇することなどを指摘し、破壊的な影響をもたらすと警告しました。

パリ協定は、気温上昇を2度未満、できれば1.5度に抑えることを目指しています。しかし、現状では各国が国連に提出している排出削減目標をたとえ達成しても、気温上昇を3.2度に抑えることにしかならないと指摘します。1.5度でも海面上昇、豪雨や熱波、水不足、山林火災などのリスクが世界的に高まるとされていますが、約3度上昇となれば危機的な事態を引き起こしかねません。

気候危機は、既に世界各地で深刻な事態を引き起こしています。猛暑や大規模水害につながる異常気象が続くのも、温暖化の影響だと指摘されており、この影響を防ぐには、産業と家庭の両分野にわたり、新たな温暖化対策の国際ルールであるパリ協定を踏まえた環境対策を一層強化していく必要があります。

スペインのマドリードで開かれていた国連の気候変動枠組条約第25回締結国会議COP25は、2日間会期を延長し、先日15日に閉幕しました。交渉の末、温室効果ガス削減目標の引き上げを各国に促す文言が盛り込まれた会議の成果文書が全会一致で採択されました。まとまった成果文書には、各国が20年に可能な限り最も高い野心を持って、現行の温室効果ガス削減目標を引き上げることを求めるなどの文言が入りました。しかし、パリ協定の運用ルールの一つである温室効果ガス削減量の国際取引については合意できず、来年のCOP26に先送りされました。パリ協定に実効性を持たせるために、各国政府の一層

の努力が求められます。

そんな中、安倍政権が目標引き上げで意思表示を全くしなかったのは重大で、世界の流れに逆らう姿勢が浮き彫りになり、さらに石炭火力発電所に固執する姿勢は世界の怒りを買いました。安倍政権は、国際社会からの批判を受けとめ、直ちに抜本的な政策転換を図るべきだと思います。

そこで、こういった地球温暖化に対する町長の見解をお尋ねいたします。

また、2008年に小豆島町環境保全率先実行計画が策定されていますが、その後の取り組みはどうでしょうか。町民への啓発や取り組みがまだまだ不十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、パリ協定を踏まえた地球温暖化対策についてご質問をいただきました。

パリ協定は、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みでございまして、京都議定書の後継となるものでございます。日本では2030年までに温室効果ガスの26%を削減するとした中期目標に加え、今年6月には、今世紀後半のできるだけ早期に温室効果ガス排出を実質ゼロにするとした目標を閣議決定をいたしております。

一方、これらの国際協定、政府方針に基づく市町村の行動については、京都議定書採択の翌年に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律にその枠組みが規定されており、具体的には地方公共団体実行計画を策定し、低炭素社会の構築を目指した各種施策を展開するをいたしております。

小豆島町では、環境負荷の少ない電気自動車の導入、庁舎照明のLED化を初め省エネルギー行動としてのクールビズ、また公共交通の利用促進を目的としたノーマイカーデーの導入などを実践してまいりました。今後も温室効果ガスの削減に向けた取り組みを継続してまいります。

地方公共団体実行計画の詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） まず、地球温暖化対策の推進に関する法律、いわゆる温対法と呼ばれております法律に関しまして、都道府県、市町村は、地方公共団体実行計画を策定することが求められております。

この地方公共団体実行計画は、事務事業編と区域施策編に大別され、事務事業編は全ての地方公共団体に策定の義務がございまして、地方公共団体が設置する公共施設等での省



エネ対策など率先的に進めていこうとする計画でございます。

一方、区域施策編では、地域住民や事業者が中心となる取り組みを定めたもので、地域の自然的、社会的特性を踏まえた取り組みによりまして、低炭素社会に向けた新たな事業や産業の創出などにもつなげようとするものであります。都道府県、中核市以上の市に対して策定が求められており、それ以外では任意とされております。

小豆島町では、今のところ公共施設等を対象とした事務事業編のみを策定いたしております。町長の答弁にもございましたように、庁舎照明の全面的なLED化、あるいはトイレのセンサーライトの取り付け、電気自動車の導入、ガソリン車両の削減を目的とした公用車の一括的管理などに取り組んでまいりました。

温室効果ガスが削減された低炭素社会の実現を目的としました行政区域全般に対する構想、すなわち区域施策編につきましては策定しておりませんが、住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助制度、避難所の太陽光発電パネルの整備、電気自動車の充電スポットの整備など、個別の政策により環境対策を行うこととしております。

地域住民の皆様に対しましては、非常に小さなことですが、緑のカーテンなど省エネに関する情報提供を行ってまいりましたが、今後は多くの住民の皆様が地球温暖化対策に関心を持っていただけるよう、一層の情報提供に努めてまいります。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今の説明ですけれども、区域施策編というのはしてもしなくてもいいということですか。つくっている自治体もあるということなんですか。でしたら、小豆島町はぜひその部分もつくって、取り組みをしてもらいたいと思います。

それと、町長に提案なんですけれども、先日こういう新聞の報道がされました。ご覧になりましたでしょうか。今、気候変動の現状に危機感を示し、地球温暖化対策に取り組む決意を表明する気候変動非常事態宣言というのが世界で1,000以上の国や自治体に広がっていて、日本でも長崎県壱岐市が9月に発表し、12月にも長野県と同県白馬村が続いたことが報道をされました。白馬村の村長は、雄大な自然の恵みを受けてきた村だからこそ、行動を起こさなければいけないと村議会で宣言文を読み上げ、2050年に再生可能エネルギー自給率100%を目指すことや、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことを約束したということだそうです。

自然の豊かさでは、午前中にもありました寒霞溪もある小豆島も、本当に自然の豊かさでは負けてはおりません。小豆島町でこそ、こういう宣言を出して住民に呼びかけて、危機感を共有して取り組みを進めていただけたらと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） ご指摘の区域施策編の策定につきましては、現在土庄町と策定の是非を含めた検討協議をしております、今後検討次第では取り組んでいきたいと考えております。

加えまして、区域施策編の中で行政区域内のCO<sub>2</sub>の発生量、これについても調査をするようなふうになっておまして、現時点で事務事業編のみ策定しております小豆島町につきましては、行政区域内のCO<sub>2</sub>発生量、これについては残念ながら把握できてない状況でございます。

先ほどおっしゃられました温室効果ガスのゼロ宣言とか、それから危機宣言、そういった首長さんの宣言につきましては、こういった発生量を勘案しまして、見通しがついた自治体さんでそういった宣言ないしは危機の宣言をされておるケースが多いようです。現時点では、ちょっと小豆島町あるいは土庄町の発生量については不知でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 先ほどの宣言等の話ですが、他団体の状況を十分に勉強させていただいて、検討させていただけたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） そういう宣言が出せるぐらいの取り組みをぜひ進めていただけたらと思います。終わります。

---

○議長（谷 康男君） 7番大川新也議員。

○7番（大川新也君） 私のほうから3点質問したいと思います。

まず最初に、神懸線季節運休の廃止をということです。

皆様ご存じのとおり、オリーブバスの神懸線が先日12月11日から来年の3月15日まで、これは毎年なのですが季節運休となります。当然神懸線ですから、観光客相手の路線だと思っておりますが、年々該当する地域にも高齢者が増えております。そういった点で、運休の廃止をお願いしたいというふうに思います。

十数年前ですか、もう20年近くになるとと思いますが、国の補助金を利用して実験的に天津神社から草壁港ぐらいまでですか、かんかけタクシーの9人乗りか10人乗りを利用して利用者の必要度といいますか、試験的にやったと思いますが、その当時まだ元気なお年寄りばかりで、利用する方がおいでませんでした、それからかなり年月もたっております

ので、ぜひこれ、神懸通地域としては運休をなくすと。

当然、今現在、ここにも書いておりますが、下り便が 10 時 30 分、神懸通のバス停を通ると。それまでは国道までおられることは、徒歩とかそういったことでしかおられる交通手段がありません。かなり免許の返納とかそういったところで、十数年前からかなり高齢者の交通弱者というふうな方々が増えてきておりますので、町としてオリーブバスの季節運休をどうにかしていただけないかというふうに私は思います。

オリーブバスがだめでしたら、観光客相手のバスであるのであれば、町営のバスをできたらお願いできたらと思います。当然、地元の高齢者の方が利用する、しないは、それぞれの判断ですが、まずはアンケートなりそういった方策を考えてはもらえないか。

それと、オリーブバスは実際に今運賃、最高運賃で 300 円ということで、年間的に年間の収支等を、今年の何らかの会、委員会か何らかのときに、そういった収支報告が議員にもされるというふうな話を聞いて、私もどのような状況なのか、収支状況はどういう状況なのかというのがわかるのかなと思っておりますが、まだ一切公表されておられません、そのあたりも少し収支報告、どのようなところで収支報告されているのか。多分、毎年総会はされていると思います。

午前中にも森議員のほうからオリーブバスの停留所のこともお話に出ましたが、私も何件か停留所に関して総務のほうに相談に行ったこともありますが、それ以降、一切何も、停留所も屋根もないし、ベンチもないというふうな停留所が多く見受けられます。そのあたり、オリーブバスの問題点はどこの課で聞けばいいのか、そのあたりも少しお願いできたらと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員のご質問にお答えをいたします。

草壁港紅雲亭間を運行しております神懸線につきましては、大川議員のご指摘のとおり、現在小豆島オリーブバス株式会社により、春先からもみじシーズンを中心に、観光路線として年間 188 日運行がなされ、来訪者の周遊性を確保しているところでございます。

ご承知のとおり、この小豆島オリーブバス株式会社は、その前身であります小豆島バス株式会社の事業撤退を受けて引き継いだ島民出資の会社でございます。路線に関しましては、会社発足当初から、島民の足となる生活路線の維持を中心に引き継いでいるところでございますが、生活路線以外では、ご質問の神懸線を小豆島オリーブバス株式会社の取締役会のご了承を得て、平成 22 年 10 月から季節便による運行を行っているところでございます。

また、交通弱者への対応につきましては、高齢者や障害者の該当される方へタクシーチケットを支給する事業で対応させていただいているところでございます。

なお、この路線につきましては、草壁港と名勝寒霞溪を結ぶ唯一の公共交通路線として大変重要だと思っておりますので、今後とも町とバス事業者、また関連施設の3者が一体となって、通年運行に少しでも近づけるよう、神懸線への公共アクセスの充実に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、小豆島オーリーブバス等の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

**○議長（谷 康男君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（川宿田光憲君）** 私のほうから、まず神懸線の現在の運行状況についてご説明をさせていただきます。

インバウンド等の観光客の増加、あるいは観光地への利便性向上等を踏まえ、現在年間188日の季節運行として、1日6便体制で運行しているところでございます。小豆島オーリーブバス株式会社に問い合わせをいたしましたところ、11月の一番多いハイシーズンにつきましては、この6便に加えまして、乗り切れない場合は増発で対応しているということでございます。可能な限り利用客の方に支障が出ないように努めていると伺っております。

それから、ご指摘の12月11日から3月15日までの運行に関しましては、月に一、二件程度の問い合わせ、こちらは観光客の方だと思いますけれども、オーリーブバスのほうに来ているということでございます。

平成30年度、昨年度でございますけれども、町のほうで呼びかけをいたしまして、小豆島オーリーブバス、それからかんかけタクシーさん、小豆島総合開発さんなどの利害関係者による協議の場、こちらを設けさせていただきまして、現在の便数になったということでございます。それから、さらに今オフシーズン、恐らく年明け以降になりますけれども、さらに運行期間を延長できないかということで、関係機関で協議を行うということも伺っております。

今後とも町とバス事業者、観光関連施設、この3者が一体となって、通年運行に向けた運行便数の増あるいは利用しやすいダイヤ、こちらのほうを継続して取り組みを進めていきたいと考えております。

それから、2点目でございますが、10年前にやったタクシーの実証実験のお話の質問がございました。この際には、妙見橋から草壁港まで一旦おりまして、それから百十四銀行の草壁出張所、星城小学校の通りを通過して内海病院まで行きます。内海病院を出た後、内

海郵便局、図書館を通過して、最後、内海町の旧の内海庁舎までの実証実験、こちらを平成22年、今から10年前の2月1日から3月15日、30日間実証実験を行っております。当時の小川総代さん等々にご協力をいただきまして、90%以上の方がこのタクシーバスをご理解いただいていたんですが、残念ながら1便当たりの利用者が0.9人ということで、非常に利用が低調であったという結果になってございます。

このバスに向けてのまずはアンケート調査を実施してはどうかというご提案でございますが、私どもとしましては、まずは高齢者の生活を支えるという意味で、例えば今行っておりますタクシーチケットの配付、あるいはもう少し重度化された方には介護タクシー、いわゆる通院等乗降介助という介護サービスがございますが、こちらをやりたい。あるいは買い物支援でありますとまごの手マーケット、午前中ありましたけれども、そういったものであるとか配食サービスであるとか、そういったものをまずは実行していきたいというふうに考えております。地域資源であるタクシー、こちらをまずは活用しながら、困難を乗り越えたいなと思っております。

それから、オリーブバスの収支、こちらを一度議会のほうにということで、たしか決算委員会のときだったと思います。まだそれが実行できておりませんので、これは直ちに、例えば交通問題対策委員会等々でご報告をさせていただきたいと思っております。

それから、停留所等、屋根もベンチもないということで、非常にご不便をかけているところがあるということで、一体どこの課ということでございますが、間違いなく企画財政課でございますので、私どものほうにご相談をいただければと考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） まずはオリーブバス、先ほど出ましたね、かんかけタクシーとロープウェイとオリーブバス、また町も入るんですよ、4者で運行の延長を考えるというふうな話ですが、それはいつそういうふうなお話が出たのか、いつ行うのか。この中には自治会のほうは入らないのかどうかというふうな点と、オリーブバスの収支報告ができていない。なぜできないんですか、それ。すぐにできるんじゃないんですか。今日の答弁ではまだ先になるというふうなことなんで、やはりやるという言われたからには、すぐにできる状況だと思いますので、そのあたりがもう少し素早く行動をしていただきたいなと思っております。

タクシーチケット、タクシーチケットと言いますが、やはりそれはなかなか無償では与えられないものじゃないんですか。何らかの介護なり何らかの障害がない限りは、無償

ではタクシーチケットはいただけないというふうに私は理解しておりますが、そのあたり簡単にタクシー使え使えと言いますけど、なかなかお年寄り、タクシーまで呼んでというふうなことは、せっかく 300 円のバスがあるんですから、それが利用できるような交通体系を、交通弱者に対してはタクシーチケットで対応するんじゃなしに、路線バスがあるんですから、それを利用できるような方法だと思いますが、そのあたり。

もう一点、10 時 30 分ではバスも利用できないと先ほども質問のとき言いましたが、そのあたりの時間の見直し。神懸線ですが、寒霞溪へ上がるのが神懸通のバス停で 9 時前後です。おりるのが先ほど言いました 10 時 30 分です。10 時 30 分のバスに乗っても、国道までおりて南回りで病院へ行くにしても、もう昼前に病院に着くぐらいの状況になると多分思います。そういったあたりで、せっかく 4 者が入って会合するのであれば、期間の延長と時間の見直し、そのあたりも十分にやってほしいですけど、ぜひ自治会のほうもその中に入れていただけたらと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 政策統括監。

○政策統括監（城 博史君） 私のほうから大川議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、企画財政課長答弁で申し上げました事業者同士の議論の場ということなんですが、これについては今年度、昨年森崇議員の神懸線のご質問を受けまして、通年運行に少しでも近づけられるような努力をしまいたいと答弁させていただきました。その答弁に基づきまして、利害関係者であるバス事業者、それからかんかけタクシーさん、それから小豆島総合開発さん、そういった方々にまずはお寄りをいただいて、情報の共有をした上で、国民の中でその落としどころはどこなのかという部分を探れないかなということで、町がイニシアチブをとりまして、2 回ほど協議の場を設けたところでございます。あいにくその場には自治会の総代さんとかそういったところまではお呼びをしておかなかったんですけども、運行の形態をどうしていくか、また期間をどうすれば延長することができるかというのが大きなテーマでございました。

そういうことで、これについてはオリーブバスのほうにも確認をいたしましたところ、これから後、総合開発さんと細かな詰め、詳細の詰めを行って、どれだけの期間延長することができるかを両方で検討を進めていきたいという回答をいただいております。

それから 2 点目、ダイヤの見直しの件なんですけれども、恐らく 1 日 6 便体制のうちのまず最初の便が、草壁港を 9 時に出る便かと思います。下りは紅雲亭を 10 時 20 分、神懸通のバス停を 10 時 30 分に通過するダイヤになっておるかと思います。

これにつきましては、小豆島オーリーブスのダイヤの編成方針の中で、全ての時間帯が私の中には入っておりませんが、土庄港フェリーターミナルから坂手のほうへ向いていく路線で8時台に2本、それから南回り福田線で福田港へ向いていく8時台の便が1本、合計3本、福田港からのほうはバスを受けております。草壁港で下車した方が9時のこの草壁港発の神懸線に乗って寒霞溪へ参ります。紅雲亭まで行ってロープで山頂まで行って、約1時間経過後の10時20分に1便の下りの便が出ると。この神懸通のバス停10時30分というのは、当然10時50分発の草壁港発のフェリーに接続しておるわけで、ですからこの便で、例えば地元の方がフェリーを利用して高松へ行くということも可能になるのかなと私は考えております。

それから、再三お叱りをいただいております小豆島オーリーブスの決算の関係なんです、私のほうで頭にございますのは、昨年10月1日から今年の9月末までが当期の決算年度となっております、その1年間の小豆島オーリーブスの決算については、経常利益が約700万円ぐらいと聞いております。詳細については、また別途委員会等の場でお知らせ、ご報告をさせていただいたらと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、大川議員のご質問の中に、例えばオーリーブスの問題点を議論する場、そういったものはどうしたらいいのかというようなことも言われたかと思ひますが、一昨年か小豆島2町の担当課とバス事業者と三者協議というのを定期的に、1カ月ないし2カ月に一回のペースで実施をしてございますので、もし上げられた問題点等がございましたら、その協議の場で私のほうから、こういう問題が提起されたということをお知らせのほうに申し述べております。最終的にはこのそういった要望をお知らせのほうで受け付けて、事業者なりの判断でできる、できないという判断をして、現在があるものと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 丁寧な答弁でした。ちょっと時間がないので。

先ほどのタクシーのチケットの問題、その辺は、ちょっと短く答弁を。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） タクシーチケットの条件でございます。まず、高齢者の方、要介護3以上、障害者の方、身体障害者手帳1級もしくは2級、あるいは知的障害者マルAの方が該当いたします。条件といたしましては、町民税非課税世帯の方でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 該当する人はかなり絞られてくると思います。そのあたりは、やはりほかの方法で対応してほしいなと思います。

2点目へ参ります。エコプラザ小豆島の詳細はということです。

先月11月19日、エコプラザ小豆島が丸山クリーンセンター敷地内に竣工されたようです。また、9月の土庄町議会にて、三枝町長の一般質問の答弁で、詳しくは私、議事録を確認できましたので、答弁で、両町で今ごみの焼却を行っています。そして、今の丸山のところの焼却炉の横に中間処置施設をやろうと。これについてははっきりと決まっておりはりませんが、令和4年から5年あたりになるかなと思っておりますというふうな答弁でした。

なぜこの2点を私が今この質問に上げたかと申しますと、やはり小豆島町にとりましては、最終処分場の徳本への建設が今始まったばかりです。そういったところで、今後この今の2点、エコプラザ小豆島の詳細も後で答弁あると思いますが、紙の再生の工場のように聞きますが、また土庄の町長のこの答弁も、中間処理施設、問題になっておる両町で取り組まなければならない一番大きな問題だと思いますが、そのあたりの町としてそういった計画、リサイクルに関する計画等ができていますのか。

また、これ広域の関係になると思いますが、そのあたり広域でもそういった計画があつて初めてこういったエコプラザなり中間処理施設なりの話が出てきているのか。たまたま土庄の町長の独断でこういうふうな答弁が出たのか、そのあたり小豆島町としてどのような考えがあるのか確認したいと思いますが、お願いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から、クリーンセンター内の新たな施設の整備、また今後整備が見込まれますいわゆる中間処理施設についてのご質問をいただきました。

なお、土庄町の町長の答弁については、言及を控えさせていただけたらと思います。

いずれもこの2点につきましては、小豆広域事務組合、すなわち他の地方公共団体が行う事業でございまして、答弁すべき立場ではございませんが、可能な範囲でご説明させていただけたらと思っております。

1点目のクリーンセンター内に整備された施設は、民間事業者により整備された古紙の処理施設でございます。組合が行う業務の合理化対策として、資源ごみの処理の一部を民間事業者へ委託した上で、事業者と協同により、クリーンセンター敷地内に加工施設を迎えたものと聞いております。

2点目の中間処理施設は、粗大ごみ、不燃ごみを対象としたごみの選別、破碎施設で



ざいまして、ごみの減容化による最終処分場の延命、ごみの再資源化の推進が期待される施設であり、基本的な計画策定を完了し、来年度から整備を前提とした諸般の調査などに着手するものと聞いております。

古紙類のリサイクルの状況、中間処理施設の整備に関する一般的な考え方につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） まず、クリーンセンター内の新たな施設の整備に関しまして、小豆郡内の2町の資源ごみにつきましては、広域設置のリサイクルセンター、こちらの方に集積した後に、再生資源物として業者に引き取らせております。

国内の一般的な古紙の再生処理に関しましては、一般的な話としまして、行政回収した古紙類を業者が引き取りまして、中国を初めとするアジア圏へ輸出されるのが専らでございます。しかし、中国が国外廃棄物の輸入を禁止、周辺各国もこの動きに追従する姿勢を示していることから、日本国内の古紙が行き場を失い、古紙に値がつかず、処理費用を負担して古紙を排出する、いわゆる逆有償の様相が予見されておりました。

現実に、全ての古紙を焼却処分する方針とした団体も確認されておりましたことから、郡内の古紙類の取り扱いに関し検討を進めておりましたところ、幸いなことに国内製紙会社と安定的な取引を行う民間事業者との連携が成立し、郡内の古紙類の処分に見通しがついたものと聞いております。

議員のご質問にありました住民への周知に関しましては、本件民間事業者との関係は、リサイクルセンター内における業務を単に委託しただけであって、何ら住民の行動に影響がないことから、特に周知の要請はいただいておりません。

次に、いわゆる中間処理施設の整備に関しましては、平成30年度に施設概要、望ましい整備地などを含めた基本計画の策定を完了しまして、本年度実施に関する意思決定がなされたものと聞いております。

今後、用地確保の可能性、両町の財源確保の見通し、合理的な運営方法など各項目で調査並びに調整を行う必要があることから、具体的なスケジュールは決定されていないものと認識しておりますし、実際の施設整備に当たっては、調査設計におおむね2年、施設整備には少なくとも2年の工期は必要であると思われまますので、仮に来年度着手したとしましても、令和6年の供用開始が最速のスケジュールになるものと考えております。

それと、お尋ねのリサイクルに関する計画あるいは広域に対する同様の計画につきましては、そもそもごみにつきましては、一般廃棄物に限りますけれども、一般廃棄物処理基

本計画並びに実施計画、地域計画、年度の計画という形で細分化されまして、一番上位にございますのが基本計画でございます。

基本計画の中では、将来的な施設整備について規定されておりまして、この基本計画、現在小豆島町、土庄町共同して今見直しをしておりますけれども、その計画に中間処理施設、今回の破碎・選別処理施設の位置づけが規定されるものでございまして、現に小豆島町が今着手しております最終処分場につきましても、本計画上に規定されたものでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 答弁余り期待してなかったですけど、ちょっと町長の答弁の中で、広域事業組合は他の地方公共団体ですからというのがちょっとひっかかるんですけど、当然我々議員の代表も出ておりますし、町長も何らかの広域の議会にも出席されておりますが、当然両町から予算的に補助といいますか、広域のほうに出ていると思いますが、そんな関係で、他の地方公共団体という考え方がちょっと私は理解できないですが、そのあたりをちょっと説明。一切口出しができないということですか、それは。我々議員としては。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 申し上げました他の地方公共団体と申しますのは、当然他の地方公共団体として議会も持っております。そこで意思決定されるものと私は認識をいたしております。物が言えないのかという話とは、また全く別な話でございまして、一般質問、この場において答弁する立場にないというふうにお答えしたところでございます。

当然負担金を支出しておりますし、私も現在小豆地区広域行政事務組合の管理者を仰せつかっておりますので、当然広域行政の議会の中では十分な説明をさせていただきますし、質問内容が町の行政に係ることであれば、十分に丁寧にご説明をさせていただきたいと思っておりますし、答弁もさせていただけたらというふうに思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 次、行きます。

3問目、スポーツ事業の新たな取り組みをとということです。東京五輪を来年に控え、これを機に新たなスポーツ関連事業に取り組む考えはないのか質問したいと思います。

これも隣の町ですが、土庄町におきましてはスポーツクラブの設立、またプロバスケットチームの設立、五輪ホストタウン、マルタ島でしたか、計画、また離島甲子園、またパワーボート大会の誘致等、多くの取り組みを行うことを発表しております。確かにそれら事業に関しましては、運営経費等の問題もあると思いますが、やはり小豆島町もそういった

新しい試み、希望も夢もある試みが必要ではないかと質問したいと思います。

また、施設等、体育館、グラウンド、結構小豆島町内には体育館もグラウンドも小学校のグラウンドを入れますとかなりありますが、新設と充実、大きな大会が開催できるような施設を新設するような考えがあるのかと質問したいと思います、お願いいたします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 大川議員から、スポーツ事業の新たな取り組みについてご質問をいただきました。

本町のスポーツ事業につきましては、現在教育委員会主催で行っている教室や大会のほか、スポーツ協会やスポーツ少年団等それぞれの団体におきまして、さまざまな事業を展開しているところでございます。

議員のご質問にありましたように、来年は東京オリンピックが開催され、住民の皆様のスポーツに対する関心も今まで以上に高まってくるものと思います。

本町におきましても、この東京オリンピックの開催は、住民のスポーツ振興を図っていく上で絶好の機会と捉えて、新たな事業を展開するべきと考えておりますが、ご質問にもありましたように、運営面や経費等さまざまな課題を解決する必要があります。

今後、スポーツ関係団体等の方々にご意見をいただきながら、小豆島町ならではのスポーツ振興の推進体制や新たな事業の開催について、財政当局とも協議の上、検討してまいりたいと考えております。

また、体育施設の新設につきましては、財政状況等を勘案しますと厳しい状況だと考えておりますが、9月の全員協議会で報告いたしましたとおり、今後、旧小豆島高校の新体育館については県に残してもらえるよう協議しているところですので、この体育館も含めて町内の体育施設の見直しを行う検討会を立ち上げて、今後協議を進めてまいりたいと考えております。

詳細については担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） 大川議員の質問についてお答えいたします。

まず、現在の町のスポーツ推進事業につきましては、町主催のスポーツ事業としてソフトボールや小豆島駅伝競走大会などの地区対抗の競技大会のほか、バドミントンやテニス教室、内海B&Gでのスイミング教室などの教室を開催、また各地区公民館におきましても各種大会を開催し、町民のスポーツの推進を図っております。

そのほか、小豆島町スポーツ協会 13 団体に延べ 1,164 人が加入、また小豆島町スポーツ

少年団 11 団体に延べ 115 人が加入して、それぞれ活動を行っております。

ご質問の新しいスポーツ関連事業の取り組みですが、来年開催されますオリンピックでは、世界中からトップアスリートが集まり、連日メディアで取り上げられ、紹介されます。町内でもオリンピック選手に憧れ、夢を抱く子供たちも増えるものと思われま

す。そんな中、今年 11 月、小豆島町スポーツ協会主催によりまして、小学校高学年生を対象に走り方・トレーニング講習会を開催いたしました。講師には、町内の野球関係者からの紹介で、小豆島高校野球部が甲子園に出場したときに外部コーチとして尽力され、現在は元大リーグの岩隈投手を初め数多くのトップアスリートのトレーナーを務めている木村匡宏さんをお願いし、実施したものです。

講習会の中で、オリンピック選手の走り方であるとか、講師みずからトレーナーを務めているプロ野球選手のトレーニング方法などが紹介され、子供たちにはトップアスリートが身近な存在に感じられた貴重な講習会となったものと思っております。

今後、このように子供たちが夢を身近なものと感じられるように、スポーツ推進委員を初めスポーツ協会、スポーツ少年団等の方々と協力して、オリンピック選手や指導者等を招致し、トップアスリートと触れ合う中で、将来的にスポーツ関係団体と交流が継続されるような新しい事業を、来年度の予算協議の中で検討してまいりたいと考えております。

また、体育施設につきましては、現在社会体育施設として体育館、グラウンド、プールなどが 11 施設あります。そのほかに学校開放施設として 5 つの体育館を設置し、町民の方々のスポーツの振興を図っておりますが、施設の老朽化のため、今後大規模改修や閉鎖、また使用目的の変更などの協議を行う必要が生じております。

先ほど教育長からも答弁がございましたが、旧小豆島高校の新体育館も含めて、今後の体育施設のあり方について検討会を立ち上げて協議していく予定でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7 番（大川新也君） 時間がありませんから、最後に。

昨日ですが、オリンピックの聖火のコースが発表された。小豆島町はオリーブ公園から西村の公民館までというふうな、今日朝新聞で発表がありましたが、そのあたりは町のほうに打診があったのかどうかと、これ答弁は多分時間がないからできませんが、先日新聞でパラリンピックの採火式、それが香川県下では 8 市 9 町の中、7 団体でしたか、半分ぐらいしか希望がなかったというふうなことで、岡山県のほうは全市町が希望していたというので、全市町に希望どおり採火式をするというふうな話も出ておりました。香川県下は半分ぐらいしかその希望がなかったから、希望したところにはそれを採火式を行うよう

なことが決定したということがありますが、そういったところもやはり町の体育施設、スポーツ関連の事業に関しまして、当然希望してればできるようなことが希望してないということが、私にとっては何かもう少し希望の持てる体育関係、スポーツ関係に力を入れてほしいなと思いました。終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩とします。再開は2時25分とします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時25分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 2番三木卓議員。

○2番（三木 卓君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問いたします。

私の質問は1点です。ただ、内容がまた6個に細分化されております。では、質問を始めたいと思います。

サン・オリーブ温泉の継続運営は正しいのか、正しくないのかというところについて質問いたします。

まず1点目、サン・オリーブ、健康生きがい中核施設の運営としてどのような状態が理想的だと考えているのか。小豆島町健康生きがい中核施設条例、第1条が設置目的になっているとは思いますが、第1条、高齢者を初め町民一人一人の健康づくり、生きがいづくり及び触れ合いづくりを支援するため、小豆島町健康生きがい中核施設を設置するとあります。目的が、高齢者を初め町民一人一人の健康、生きがい、触れ合いを支援するということではあると思うんですけども、目的を達成するための目標としてどのような目標設定をしているのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

それから2番目、現状の目的と目標の達成度はどれぐらいと考えているのか。これは何%という数字で回答いただければと思います。

それから3つ目、別添資料、温泉の売り上げを見ると、平成27年度より毎年売り上げが減少しています。資料を見ていただくと、26年から27年はちょっと上がっているんですけど、平成27年度が2,515万円に対して、平成30年度に関しては2,069万円、約450万円、率にして18%、約2割ほど売り上げが下がってます。民間企業で考えると、2割の売り上げが下がるってすごいことなんですけれども、行政的に見るとちょっとどのような見解になるのかわからないんですけども、毎年売り上げが減少し、18%も今現状で下がっているというところに対して、これは何をしていないからこのような現状になっているとお

考えなのか、回答をお願いします。

それから4つ目、温泉の決算が非常にわかりにくい状況ではあります。別添資料の数字を見る限り、温泉にかかわる経費は増えているように感じます。恐らく燃料費とか光熱水費の部分が大きくそこに当たるとは思うんですけども、やはり平成27年から見ていくと、少しずつ上昇傾向にあるのかなど。現状が恐らく赤字なんかなぐらいの感じでしかわからなくて、どれぐらいの赤字をこうむっているのか、また果たして黒字の可能性もなきにしもあらずかなとは思いますが、その辺が少しわかりにくいので、温泉にかかわる経費どれぐらいか、わかれば27年からご答弁いただきたいと思います。

それから5番目、温泉運営について、小豆島町健康生きがい中核施設条例6条をどのように執行しているかという点なんですけれども、6条を読み上げます。町長は、サン・オリーブの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期にまたは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができると思います。先ほども申し上げましたように、平成27年度から毎年売り上げが下がっている状況で、この6条を町長はどのように執行しているかというのをお聞かせください。

それから最後、6番目です。目的を達成するための手段として温泉運営があるとは思いますが、それが最適の答えだと現状感じているかどうかお答えいただければと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 三木議員から、サン・オリーブの継続運営は正しいのか、正しくないのかというご質問をいただきました。

初めに、サン・オリーブの建設経緯についてご説明をさせていただきます。

サン・オリーブは、平成14年6月に香川県健康生きがい中核施設基本構想に基づき、高齢者を初め県民一人一人が生涯を通じて健康で豊かに、かつ活力を維持して過ごせるように、その健康づくり、生きがいづくり、触れ合いづくりを支援し、促進するための総合的な機能を有する広域的、中核的な公共的施設として、県内6つの広域市町村圏域ごとに整備されたものの一つとなっております。条例に掲げておる目的のとおりでございます。

その後、平成22年4月1日より県から町へ譲与を受けることについて、議員懇談会で承諾をいただいた後、一般財団法人小豆島オリーブ公園を指定管理者として運営を始め、現在17年が経過しているところでございます。

なお、平成28年には、道の駅小豆島オリーブ公園を福祉施設の中核と位置づけ、施設全

体で上げた収益を福祉施設の運営に還元するという事で、継続的な住民サービスを実現し、地域活性化に役立っているという点が評価され、モデル道の駅として全国 1,107 カ所の中から選ばれた優良道の駅 6 カ所のうちの一つとして認定されておるところでございます。

このようにサン・オリーブが建設された本来の目的を考えますと、町財政に影響を及ぼさない限り、町民の健康増進の一助となる公共的施設として、今後はさらなる利用促進策を講じながら、できる限り施設の運営を継続してまいりたいと考えております。

個々の質問につきましては担当課長から答弁させますが、サン・オリーブの目的と目標ということで、数値化できないと私は思っております。特に目標については数値化できるものではないと思っております。というのは、収支だけを考えてその施設のあり方を考えるのであれば、町としてはほとんどの施設が運営できなくなります。そういった面からも含めて、収支のみを前提とした数値化というのはいけないということをご理解いただいた上に、後ほど担当課長から各項目について説明をさせます。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（山本重敏君） それでは、私のほうから 6 つの質問につきましてご回答させていただきます。

まず、1 点目のサン・オリーブの運営として、どのような状態が理想的と考えているのかということですが、先ほど町長が申し上げましたように、設置趣旨にございます健康づくり、生きがいがづくり、触れ合いづくりに資することが施設運営の理想と考えております。

続いて、2 点目の現状の目的と目標の達成度はどれくらいと考えているのかということですが、先ほど施設運営の理想について申し上げましたように、開設当初の目的である健康づくり、生きがいがづくり、触れ合いづくりは現状も変わることはございません。議員お尋ねの目標の達成度という尺度ではかることは難しい面がありますが、町長の答弁にもございましたように、優良モデル道の駅として全国から選ばれたことは、サン・オリーブの設置目的に沿った運営が十分に評価されたものと考えております。

続いて、3 点目の平成 27 年度より毎年売り上げが減少しているが、何をしていないからこのような現状になっているのかという質問ですが、要因としましては、年度により違うところもございますが、国の補助がなくなったことによる国保と後期高齢者の温浴教室事業の温泉入浴客数の減少や、海水浴客とオリベックス宿泊者に割引券を配布していなかった時期があることなどが考えられるところでございます。

なお、今年度は割引券の配布を復活させ、利用促進に努めております。

続いて、4点目の温泉に係る経費はどれくらいかとのことですが、人件費を含めた経費は、重油価格の変動や修繕に係る費用によりまして多少増減しますが、平成27年度から平成30年度まで5,300万円程度の額で推移しております。

続きまして、5点目になります。温泉運営について、小豆島町健康生きがい中核施設条例第6条業務報告の聴取等ですが、これをどのように執行しているのかです。現在、実績や経験をもとに、一般財団法人小豆島オリーブ公園を指定管理者として、サン・オリーブと小豆島オリーブ公園、オートビレッジYOSHIDAを一体的に管理運営しております。町長は条例に基づき、定期的に施設の運営状況の報告を受けておりまして、適時必要な指示をしているところでございますが、引き続き現状の把握に努め、適切な施設運営を心がけてまいりたいと考えております。

最後、6点目ですが、目的を達成するための手段として、温泉運営が最適の答えだと思えるのかという質問ですが、旧内海町議会の健康生きがい施設特別委員会や全員協議会、議員懇談会の場におきまして、当時の執行部と議会が議論を尽くして現在の温浴施設を開設した経緯もありますことから、現状で収支不足であることのみを理由に温泉を廃止することが最善とも言いがたいところでございます。

町長が答弁しましたとおり、まずは温泉の利用促進や経費削減に努め、少しでも収支改善を図りたいと存じます。そして、町民皆様の健康維持のための施設として、今後町の政策を考える中で、大きな状況変化がない限り、継続して施設運営していくことが大切と考えております。

現在、関係者によりまして利用促進を含めた収益改善策を検討しているところでございますので、議員各位におかれましても、温泉施設を含めたサン・オリーブの利用にご協力を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） 大変申しわけないんですけど、4番目の質問の回答をちょっとうまく聞き取れなかったもので、もう一度お願いしてよろしいですか。経費の部分ですね、どれくらいかかっているかというところですか。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（山本重敏君） 4番目の経費はどのくらいかとのことですが、人件費を含めた経費は、重油価格の変動や修繕に係る費用により多少増減しますが、平成27年度から30年度まで5,300万円程度の額で推移しておりますということで、5,314万円から5,560万円の間に推移した形となっております。以上です。



○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） つまり、オリーブ温泉だけの収支で見ると、サン・オリーブの収支の赤字がほぼ温泉の赤字というふうに捉えられるのかなというふうに思いました。

あと、数値化の部分なんですけれども、ちょっと多分質問の意図が伝わり切ってなかったのかなと思うんですが、健康、生きがい、触れ合いづくりというところが目的であって、目標であるというような形のご答弁をいただきまして、あと数値化することに対する難しさみたいなお話をされたとは思いますが、何%ぐらい、健康づくりに対してどれぐらい寄与しているのか、また生きがいづくりにどれぐらい寄与しているのかというのを数値として置いていかないと、次目指していくところですよ、例えば 30%だとしたら、50 目指すには、70 目指すにはどうしたらいいのかというところがより明確になっていかないと、次何のためにどのように目的や目標を、今回目的と目標は多分一緒なんですけど、目的を具体的にどういう施策で達成していくのかというのがつくりにくいかなと思うんですが、その辺はどのようにお考えなのか、ちょっとご答弁お願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 目標と目的という非常に難しいご質問でございますが、ただその達成度といいましても、健康づくり、触れ合いづくり、生きがいづくりを何を基本数値としてするのかということが大きな問題だと思います。例えば社会教育として公民館がございしますが、公民館も年間7千万円から9千万円程度の支出がございします。ただ、収入はございしません。それでどういったところを指標に、例えばただ何人が利用したかというだけを目的というのは、全くナンセンスな話だと思っております。

ですから、例えば当初目標として5万人の利用としていたけども、4万6,000人しかなかった、5万2,000人いたということで、それで充足しているのかというのは、本当にナンセンスな話かなと思っております。

あくまでも皆さんが喜んで利用していただいて、健康づくりに資する施設として皆さんに利用していただくことが100%目的ということが目標であると思っておりますので、そのあたり数値化が難しいところはその辺であります。

ですから、例えば公民館の利用を、公民館利用者数を500人にしました、それで目標として達成したのかということではないと思います。地域の方が社会教育活動として利用される公民館はどういったものなのかということを考えなければ、ただ単に数値化してやるものではないと私は考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） 多分議論がかみ合わない感じがしたので。目的は、例えば今の公民館の話でも、公民館が活性化するためには、例えばなんですけど、目標として500人の集客をするっていうことを決めて、それで活性化してないと思うんだったら700人に増やすとかということだけだと思うので、ちょっとどうですかね、背景が違い過ぎたかなというふうに思います。

ただ赤字だからあかんというふうに僕は言いたいわけではなくて、目的を達成するためにどれぐらいのことをやってるのかということですね。感覚的にいうと、温泉とかを運営することだけが目的になるとよくないので、きちんと、いや、サン・オリーブってこういう意味であるんですよと、高齢者や町民一人一人の健康づくりとか、多分温泉なんで健康づくりがメインだとは思いますが、そのために運営してるんですよ、そのために温泉をやってるんですよという認識がそもそもないと、ただただやるのが目的になってしまって、いや、今赤字やからとんとんにしたらいいとか、黒字にしたらいいっていうそういう考え方ではちょっとよくないなと思いますので、そのあたりを意識していただきたいなというふうに思います。

あと、資料の一番最後、下の部分なんですけど、オリーブ公園の収支というのもつけさせていただきました。これは温泉自体、やはり売上げが下がっているんですけど、実はオリーブ公園自体はすごい利益を出してて、またお話を聞いてると、レストランも本来ずっと赤字だったのが黒字になったというふうにお聞きしました。恐らく、ちょっと話を聞くとところによると、オリーブ公園さん自体、週1回会議を重ねて、情報の共有とか、お互いにそういう目標設定とかをしてるというふうにお聞きしたので、そういうふうにしていくと、必ず収支自体は上がってくるというところが、まさに数字で示されていると思いますので、オリーブ温泉自体も恐らく今経費の削減に取り組まれているというふうにお聞きはしておりますので、その辺しっかり続けていただいて、ただ収支を改善することだけを目的にするのではなくて、あくまで健康生きがい中核施設条例っていう条例があって、目的がちゃんと示されてますので、そこを忘れずしっかりと運営していただければ私は問題ないと思って、別にそれは赤字であろうが、しっかりとそれを目的を持ってやれば問題ないと思ってますので、その辺もしっかりと心に秘めて運営していただきたいと思います。私からは以上です。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時50分とします。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時50分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、城政策統括監から公務のため欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。

~~~~~

日程第4 議案第73号 専決処分の承認について

○議長（谷 康男君） 日程第4、議案第73号専決処分の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第73号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同法第3項によりこれを報告し、議員の皆様のご承認をいただくとするものでございます。

詳細につきましては担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 議案第73号専決処分の承認についてご説明いたします。

上程議案集の3ページです。

専決事項は、損害賠償の額を定め、和解することについてです。

次のページをお開きください。

本町が一時預かり事業を委託しますNPO法人リトル・ビーンズにおきまして人身事故が発生し、損害賠償額を決定し、和解したものです。

1、損害賠償額は151万7,220円で、全額、香川県町村会から自賠責及び任意保険制度により支払われました。

2、事故の概要です。発生日は平成30年11月12日、場所は四方指駐車場、相手方は町内在住の個人の方。発生の概要は、NPO法人リトル・ビーンズ理事長が、園外保育のため小豆島町が貸与した車両を運転し、四方指へ向かいました。駐車場で車両を停止できず、松の木に正面から衝突しました。児童とともに後部座席に乗車していた保育補助員の相手方が前の席に顔を打ち付け、歯槽骨骨折、歯の損傷、むち打ちの傷害を負ったものでございます。

本来でしたら議会で議決いただいた後に損害賠償額を支払うところですが、11月13日に香川県町村会から損害賠償額が決定したとの連絡とともに、同日、相手方が指定する口

座に振り込んだとのことでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項に規定する議会の議決に付すべき事件について議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるものとして、専決処分とし、同条第 3 項の規定により報告、承認を得ようとするものでございます。ご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） 後部座席の人がけがをしたというふうに思うんですけど、シートベルトなりはしとらんかったんですか。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 途中まで後部座席でシートベルトをしておりましたが、駐車場に進入した段階で外したとお聞きしております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 普通は停車してから外すんじゃないですかね。その辺、どうなにかなと思いますけど。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） おっしゃるとおりだと思います。

○議長（谷 康男君） ほかにありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 損害賠償額を 11 月 13 日に決定と同時に、香川県町村会から相手の口座へ振り込みしたため、あと専決処分のこの案件になったんですけど、これはこの香川県町村会に、議会の承認が必要ですから振り込みは待ってくださいとか、そういうような念押しはしてなかったんですか。勝手に向こうが振り込みしたというふうな解釈になるんですけど、そんな仕組みなんですか、ここの保険会社は。

やはり町村会、立派な保険会社関係でしょうから、そういったところは当然自治体の保険ですから、やはり議会の承認が要るとかどういうようなとはわかっているんじゃないんですか。議会で否認されたらどうするんです、これ。そんなんは最初に話できてなかったんですか、これは。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 全く大川議員さんのおっしゃるとおりでございます。通知が来たのが、振り込みましたという通知をいただきまして、いつもこういう通知を出すのかということで当然町村会のほうにお尋ねしましたら、いつもこうですよということでございました。よその町にも確認しましたが、そういうふうなのでいただいております。

今回、割と金額が大きい金額でございまして、ちっちゃい金額ですと、普通のここで言う 179 条の議会で承認をいただく専決事項になってますけど、金額が小さいと 180 条の報告をするだけの専決事項になりまして、余り人身事故で賠償責任でこういうお金を支払うという事例がなかったのか、向こうのほうもこういう議会の議決をいただくということを知識がなかったようでございます。それで、今回くれぐれも申し入れておりますので、これから先はちょっと報告をいただけるものかなと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 73 号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 73 号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 74 号 小豆島町行政組織条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 5、議案第 74 号小豆島町行政組織条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 74 号小豆島町行政組織条例について提案理由の説明を申し上げます。

行財政改革の推進に向けて、町民の目線に沿ったわかりやすい簡素な組織を構築し、よりよい行政サービスを提供するため、本条例の全部を改正するとともに、関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第 74 号小豆島町行政組織条例についてご説明させていただきます。

上程議案集の5ページをお願いいたします。

行政組織のあり方については、町民の皆様にはわかりやすく、簡素で、町の規模に合った体制を構築し、町行政の効率的な運営が図れる組織とすることが必要であるため、部制の廃止を初めとした組織の改正を行うため、小豆島町行政組織条例の全部改正を行うものです。

第1条におきましては、本条例の目的を定めています。

第2条におきまして、4号住民生活課、11号住まい政策課を設置し、住民課、人権対策課、環境衛生課、介護サービス課を廃止したことから、改正前の13課から11課の体制となっています。

1ページめくっていただきまして、3条に各課の分掌事務を規定しています。組織改正により、従前より変わるところをご説明いたします。

1の総務課におきまして、8、池田窓口センターは、簡素な事務を処理する出張所ではなく、町の事務全般にわたっての事務をつかさどる支所であることから、住民課より所管がえをしております。

それから、新たに設置した4、住民生活課におきまして、住民課が所管していました1、戸籍及び住民基本台帳に関する事項、2、国民年金に関する事項、3、出張所に関する事項に加え、環境衛生課が所管していました4、環境衛生に関する事項、5、環境保全及び公害に関する事項、人権対策課が所管しておりました6、人権に関する事項、7、男女共同参画社会の形成に関する事項を所管いたします。

同じく新たに設置された住まい政策課でございます。建設課が所管しておりました1、住宅及び建築に関する事項を所管いたしますが、これには人権対策課が所管していました改良住宅関係も含まれます。また次に、環境衛生課が所管しておりました2、空き家等に関する事項、企画財政課が所管しておりました3、移住・定住促進に関する事項を所管いたします。

この後の附則でご説明をいたしますが、介護サービス課が所管しておりました居宅介護支援事業及び訪問介護事業につきましては、介護保険施設が所管をいたします。

なお、教育委員会部局におきましては、子育て共育課と学校教育課を統合の上、こども教育課とし、社会教育課を生涯学習課に名称変更することとしておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条の規定により、教育委員会事務局組織規則で規定されることとなっております。

また、本条例の改正に伴い、小豆島町職員の給与に関する条例、小豆島町介護保険施設

事業の設置及び管理に関する条例、小豆島町すくすく子育て応援会議設置条例の3つの条例の一部改正も附則において行っております。

8ページをご覧ください。

附則2の小豆島町職員の給与に関する条例の一部改正におきましては、部制廃止に伴い、改正前下線部の政策統括監及び部長を削除しております。

次に、附則3、小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、本則で申しましたとおり、介護サービスが所管しておりました居宅介護支援事業及び訪問介護事業を介護保険施設が所管するための改正でございます。

第1条介護保険施設事業の設置におきまして、居宅介護支援事業及び訪問介護支援事業を追加し、4つの事業を介護保険施設事業としています。

また、第2項第1号名称において、居宅介護支援事業を行う介護サービスうちのみと訪問介護事業を行う介護サービスしょうどしまを追加しております。

第2条においては、企業会計を適用するのは、従来どおり介護保険施設事業のうち介護老人保健施設事業及び介護老人福祉施設事業と規定し、この2つの事業を施設サービス事業としております。

第4条、第7条及び、1ページめくっていただきまして第8条につきまして、施設サービス事業の適用をするため、下線のとおり字句の訂正を行っております。

第9条から第12条においては、介護保険施設事業を適用するため、下線のとおり字句の訂正を行っております。

また、第9条及び第10条において、介護保険施設事業の利用は、町長の許可を得るものではなく、承認を得るものであることから、あわせて字句の訂正を行うものです。

次に、附則4、小豆島町すくすく子育て応援会議設置条例の一部改正でございます。

教育委員会部局におきまして、子育て共育課と学校教育課を統合の上、こども教育課を新たに設置することから、第7条において、改正前の子育て共育課から改正後のこども教育課に改正するものでございます。

最後に施行日につきましては、5月1日といたしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 人権対策課がなくなりまして、人権対策課でありました草壁会館並びに橘会館、この2施設の運営はどこに入るんですかね。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） これにつきましては、4番の住民生活課になります。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。

ほかに。大川議員。

○7番（大川新也君） これは組織の全部を変えるということで、今あります部制の廃止は、これには条例には関係ないですか。部制を廃止するというふうな文言は要らないんですか。来年度からはこの何とか部というのは全てないんですよ。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） おっしゃるとおり、部制を廃止します。それで、現在の小豆島町行政組織条例の中に部が載っていますので、新しい行政組織条例にはこの部は記載してませんので、すなわち部制はなくなるということで理解していただいたらというふうに思います。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） 前回ちょっと指摘させてもらったんですけど、部制をなくしたら、横のつながりというふうなんはどういうふうに担保していくつもりなんですか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 当然部制ができたのもここ最近の話でございまして、そのとき横のつながりがなかったのかというと、決してそうではなかったと思います。よりしやすくなくて、わかりやすくなったということでございますので、以前に全協とか臨時会の後に時間とっていただいてご説明させていただいたときに、参事を置くというようなこともご説明させていただいたと思います。特別横のつながりであったり特別な用務があれば、参事を置いてつながりを持つし、それ以外のときは課相互で連絡をとり合う、また副町長を頭として執行部の連絡はとり合う。また、従来から統括課長というのがあったんご存じかどうかわかりませんが、統括課長という役もおりますので、そういうものも持って横の連絡をとり合うということで、そのケース・バイ・ケースで変わってくると思いますけれども、当然部制をなくしたことで横の連絡がとれなくなったということはあってはいけないことでございますので、それも十分にカバーできると思った判断の上で、部制をなくしております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。



本案につきましては、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 74 号小豆島町行政組織条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第 6 議案第 75 号 小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

日程第 7 議案第 76 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 6、議案第 75 号小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について及び日程第 7、議案第 76 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 75 号小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、同法において地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されますことから、本条例を新たに制定するものでございます。

また、議案第 76 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましても、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備のほか、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第 6、議案第 75 号小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、議案第 75 号小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明させていただきます。

上程議案集の 13 ページをお願いいたします。

地方公務員の臨時職員、非常勤職員は、平成 28 年 4 月現在で全国で約 64 万人と増加しており、地方行政の重要な担い手となっているものの、従来制度が不明確で、地方公共団

体ごとに任用、勤務条件に関する取り扱いがまちまちであったことから、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度を創設し、臨時職員、非常勤職員の統一的な取り扱いが定められることとなったものでございます。

第1条におきましては、この条例が会計年度任用職員の給与及び費用弁償を、また会計年度任用技能職員については給与の種類及び基準について定める旨を規定しております。

第2条第1号において、地方公務員法第22条の2第1項第2号に上げる職員をフルタイム会計年度任用職員、第2号において、第22条の2第1項第1号に上げる職員をパートタイム会計年度任用職員と定義をいたしております。

第3条では、フルタイム会計年度任用職員の給与は、給与及び通勤手当等7つの手当をいい、パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬及び手当と定義をいたしております。

1ページめくっていただきまして、14ページをお願いいたします。

第2章の第4条から第17条は、フルタイム会計年度任用職員の給与について規定をしております。第4条はフルタイム会計年度任用職員の給料表の規定をしています。

ページ飛びますけども、21ページをご覧ください。

別表第1として、一般行政職の給料表をもとに定めたフルタイム会計年度任用職員の給料表を記載しております。

それでは、また済いません、14ページにお戻りください。

第5条におきましては、給料表に定める職務の級の規定をしており、その職種ごとに任命権者が定めることとしております。第4条と同様に別表第2に規定をしております。

第6条におきましては、給料表の号給の規定をしており、規則で定めた基準に従い、任命権者が決定することとしております。

次に、第7条は給料の支給について、第8条は通勤手当について、第9条は特殊勤務手当について、それぞれ小豆島町職員の給与に関する条例を準用する読みかえ規定でございます。

第10条においても、時間外勤務手当の読みかえ規定で、表の右欄にそれぞれ読みかえする字句を規定しております。

第11条におきましても、休日勤務手当の読みかえ規定であり、第10条と同様に表の右の欄にそれぞれ読みかえする字句を規定しております。

ページめくっていただきまして、12条は夜間勤務手当の規定で、職員の給与に関する条例を準用する読みかえ規定でございます。

13条も同じく宿直手当に係る読みかえ規定でございます。

14条は、給与の減額、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合の端数計算を規定しております。

15条は、期末手当についての規定でございます。第1項においては、給与に関する条例を準用する読みかえ規定でございます。第2、第3項においては、期間の読みかえの特例を規定しております。

16条においては、時間外勤務手当を算出する場合の勤務時間1時間当たりの給与額の算出方法を規定しています。

次のページ、17ページ、17条におきましては、欠勤の場合の取り扱いについて規定しております。

次、第3章第18条から第27条におきましては、パートタイム会計年度任用職員の給与について規定しております。

第18条においては、月額報酬、日額報酬及び時間報酬額の算出方法を規定しております。

第19条におきましては、特殊勤務に係る報酬についての規定でございます。フルタイム会計年度任用職員と同様に扱うこととしております。

第20条は、時間外勤務に係る報酬額の規定でございます。フルタイム会計年度任用職員とほぼ同じ規定となっておりますが、第2項において、パートタイム会計年度任用職員は、常勤職員より勤務時間が短いので、時間外勤務の時間ともより定められた勤務時間との合計が常勤職員の勤務時間に達するまでの間の時間外勤務については、100分の100を乗じた金額とすることを規定しております。

第21条においては休日勤務、第22条におきましては夜間勤務に係る報酬額を規定しております。

第23条におきましては、報酬の減額、時間外、休日勤務及び夜間勤務に係る各報酬の額を算定する場合の端数計算を規定しております。

第24条は、期末手当についての規定でございます。第1項においては、給与に関する条例を準用する読みかえ規定で、第2、第3項においては、期間の読みかえの特例を規定しております。

第25条は、報酬の支給方法について規定しております。

次に、次ページ開いていただきまして、第26条におきましては、勤務時間1時間当たりの報酬額の算出方法を規定しております。また、第2項におきましては、報酬を減額する場合の1時間当たりの報酬額も規定しております。

第 27 条におきましては、欠勤の場合の取り扱いについて規定しております。

次に、第 4 章第 28 条及び 29 条におきましては、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について規定しております。パートタイム会計年度任用職員の支給対象となるのは、報酬、期末手当及び費用弁償となることから、通勤手当及び出張旅費につきましては、第 28 条通勤に係る費用弁償及び第 29 条の公務のための旅行に係る費用弁償として規定するものでございます。いずれも常勤職員の規定を準用することとしております。

次に、第 5 章 30 条におきましては、会計年度任用技能職員の給与の種類及び基準において規定をしております。

次に第 6 章雑則第 31 条におきましては、給与からの控除について、給与に関する条例を準用する読みかえ規定でございます。

第 32 条におきましては、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について規定をしております。

第 33 条は、休職者への給与に関する規定でございます。

第 34 条は、規則への委任規定でございます。

附則といたしまして、施行日は令和 2 年 4 月 1 日としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 現在の小豆島町の職員の定数と、今いる臨時、嘱託の人数と、今回この会計年度任用職員になる数というのは、今いる人がそのままなるんでしょうか。その人数を教えてください。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 濟いませぬ、ちょっと細かな人数は明日の委員会でもよろしいでしょうか。委員会付託されてますんで。

（12番鍋谷真由美君「委員じゃないから」と呼ぶ）

ああ、そうですか。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 質疑はできると思うんですけど。じゃあ、聞きたいこと全部言いますので。

これ、フルタイムとパートタイムで手当が違っているのは、時間が違うだけなのに、手当がこれだけ違うというのは問題なんじゃないかなと思うんですけども。

それと、この特殊勤務というのはどういう中身になるのかということと、それと会計年

度任用技能職員というの中身というか、どういう人が技能職員で、何人いるのかということをお尋ねします。

それで、これ国の法律が変わったということなんですけれども、1つは非正規職員に対して法的な根拠を与えて、非正規雇用を合法化するという問題があるんじゃないかと言われてるんですけど、その点はどうなのか。

それと、1年限定の雇用ということで、町が任用期間の限度で雇いどめをして、仕事なくなるという問題が起きるんじゃないかということ。

それと、公務の仕事っていうのは、やっぱりフルタイムで無期雇用が原則だと思うんですけども、それに反するんじゃないかと言われておりますが、そういった点についてはどうなのでしょう。とりあえず以上。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 濟いません、全部は早過ぎて、全部にお答えできるかどうかはわかりません。

ここで言う、フルタイムとパートタイムで手当が違うとおっしゃったんですけど、どこか違い出てましたでしょうか。

（12番鍋谷真由美君「第3条」と呼ぶ）

第3条。濟いません。フルタイムの場合は、支出できるのが給与、次に手当等々と書いてます。パートタイム会計年度任用職員の場合は報酬及び期末手当と書いてます。同じそれぞれの手当を出しても、フルタイムの場合は、例えば特殊勤務手当という呼び方をしますが、全く同じ金額出しますが、法律上報酬ということになってますんで、特殊勤務報酬を出すというような表現になって、金額的には変わるものではありません、基本的に。よろしいでしょうか。

それから、法律の上で、当然ここで名前で出てますように、会計年度任用職員、会計年度と出てますから、その一年一年の更新ということになります。現在例えばうちの町ですと、臨時とか嘱託というような呼び方をして、臨時職員は3年期限ですよとか、嘱託職員は一応60歳までですよというような雇い方をさせていただいておりますけども、これがもう一律化して会計年度任用職員ということで、その年度年度で任用するということになりますけども、そこで雇いどめということではなくて、その仕事がある限りは、同じ方が来ていただくのであれば、その人の業務内容を、そのまま無条件で雇うのではなくて、ちゃんと業務内容、成績等を査定して、良好であればまた引き続き契約ができるよと、任用ができるよということになってますので、通常、普通に勤務していただけて、その職が必要で

あれば、引き続き来ていただけることになると思います。

それに合わせて昇給もしていく予定でございますので、制度上そうなってますので、ちゃんと勤務していただければ、普通に引き続き勤務をしていただけます。

そういう面では、従来臨時と呼ばれていた方は、3年で一回やめていただいて、半年なり何年か置いて、また必要であれば受けていただいておったんですけども、その点は引き続き採用していただけるということになります。

それから、会計年度の技能職員ですが、言葉の中でそういう呼び方してますけど、現業職の方をそう呼ぶと判断をしてください。大もとの法律が企業公営法とかそれに基づいて雇われておるとかいう、そういうものがありますけども、基本的には現業職と理解していただければ結構やと思います。

それから、今人数については、幼稚園、保育所の先生方も含めて約120人程度の方が現在臨時職員、嘱託職員ということで来ていただいております。ほぼ全部、例えば定年というか、60を過ぎても来ていただいております方とかおりましたんで、ちょっとその辺を見直しは若干かけてますけども、ほとんどの方が会計年度任用職員として引き続き来ていただけるようなことになっております。

会計年度任用職員で対応しないで、正職員でというようなお話ですけども、やはり業務の中には、正職員でしないでも、臨時職員でお願いできる部分も中にはある部分がありますので、そういうところは臨時職員といいますか、会計年度任用職員にお願いをして、少しでも人件費を少なくしていくというのも必要な政策ではないのかと思います。

それと、なかなか正規の職員で入っていただくというふうになると、やっぱり年齢の問題とかそういうなのもあって、若いうちからじゃないと無理なので、会計年度任用職員ということでも職場として広く門戸を開いておるとことで、百何十人の方がそういう形で仕事をいただいておりますので、職場を確保するという観点からは当然必要ではないかなと思います。

当然働いている役場の正規の職員にしたら、役場の経費関係なく、全員が正規職員でというようなこともあるかもわかりませんが、費用の問題とか仕事内容、それから今申しましたように雇用の場をつくるという面からも考えまして、必要な制度ではないかなと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） もう一つ聞いたんは、特殊勤務というのは何かというのを聞きました。

それと、幼稚園、保育所の先生方も含めてということで、そういう先生方は正職員の方と同じ仕事をされてるということではないのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 済みません。特殊勤務手当ですけど、例えば環境衛生課の火葬場の方とか、ああいうもろもろのがありますが、ちょっと済みません、全ては今把握しておりませんので。各課によって、各種特殊勤務手当はついておると思います。必要であれば、全部また確認して、後日ご連絡するようにします。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 臨時、嘱託職員の業務内容ですけれども、まず正規職員は保育計画あるいは幼稚園での教育計画というのを年度、月、週、1日ごとの計画を立ててまいります。それを正規職員が主にやっておる。それを補佐していくのが臨時、嘱託の保育士、幼稚園教諭となっております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） 以前問題があつて、臨時職員を3年でというふうなことになったと記憶しとんですが、今回はそれをなくして、継続していけるというふうな形になっているんですか。今の説明の中間きよったら、そんな感じかなと思うんですが。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） そのとおりです。もう臨時職員も嘱託職員も差はありませんというか、基準がもう会計年度任用職員で全部いきますので、3年縛りとかもうそういうのはございません。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） ある人に限定されていってというふうな部分があつて、いろんな人に機会を与えるために、臨時職の3年という制度を取り入れた経緯があつたと思うんです。その分をもうなしにしてしまうということなんですよ。

何かいろいろ問題があつて、一人の人、ある程度の限定された人に偏つてるというふうな問題ありまして、その部分で3年でというふうなことに、今まで行政と議会の中ですり合わせをしてきた経緯があつたと思うんですが、それがなくなってしまうふうになると考えとつたらいいんですね。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 多分、安井議員さんおっしゃっているのは、恐らく役場の臨時職員になりたいのに、同じ方がずつとなつてるので、そういうクレームとか問題を防ぐ

ために、3年ごとで切るというようなお話やったんかなというようにことやと思いますけども、これはそういう意味合いもありますけども、ちょっと済いません、細かなことは今頭から忘れましたが、国家公務員のほうの職員の雇用か何かの基準をもとにして、この3年を設定したはずなんです。ちょっと確認します。安井議員さんがおっしゃるような意味もありますけども、ただそれではなくて、もうちょっとちゃんとした基本的なものがあったはずなんです。ちょっと済いません、確認させてください。

それから、そういう意味でいえば、逆に言えば成績、通常に勤務していただければ、ひよっとすると3年どころか、今の嘱託の人がずっといておいでとくれとるような形ですとおることも十分考えられます。普通のうちだけではなくてよその公共団体でも、やっぱり我々は3年、4年で異動してしまいますので、仕事の内容によれば、嘱託、臨時の方のほうがずっとそこでおって、内容をよく知っているような場合もありまして、そこでずっとおるいうんが、本当はあってはならんこととは思いますが、どこの地方公共団体でもそういうこともあって、何年間も続いているというのが実際のところのようでございます。だから、その3年の縛りはなくなりましたけども、おっしゃるように、逆にずっとおれるというようになってまいります。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに。森崇議員。

○9番（森 崇君） 説明では、今まで不明確だったからというんがちょっと聞いたんですけど、明確になるとは思いますが、これは改正、改悪、いや、変われへんどというんやったらどれでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 条例の第3条のところを見ていただきまして、3行目の宿直手当及び期末手当ということで、期末手当を明記しています。よく新聞報道等で、会計年度任用職員を採用すると、地方公共団体の費用がすごい、香川県で6億円とか、全国で1,500億円とか上がるということを見たことあると思うんですけど、それがこの期末手当の部分です。

臨時職員に期末手当を出してない地方公共団体が非常に多かったものですから、今回こういうふうには会計年度任用職員として期末手当を明記されると、皆さん期末手当を出すようになります。率も常勤職員の給与の条例を準用しますので、1.3カ月を2回ですから2.6カ月の期末手当を出すようになりますので、来られる方については、単純にいくとよくなったものと判断していいと思います。

ただ、本町におきましては、もともと期末手当分を、小豆島町に合併後、その期末手当

部分は全部支給しておりましたので、本町の財政負担が増えるということは特にはございません。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） その臨時職員のことなんですけども、臨時職員の採用の基準というのは、今ここで聞いてもよろしいんでしょうか。ちょっと聞くところによると、採用された方が、どのような基準で職員になったのかなということを聞かれたことがあります。よろしく願います。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） これは採用の基準ですけども、ちゃんと学力試験して、作文して、面接してというようなそういう基準はございません。ただとるのではなくて、何がしらの選考をしてからとれよということになってますので、それが面接なのか、学力試験するのか、それは同じ臨時職員と呼びますけども、職種の中で、その時々でどういう試験の内容になるかもわかりませんが、面接、それから学力試験、作文、いずれかの何かの方法は持って選考するようにはなってきました。もうこれとこれとこれを必ずしますというものでは、現状のところではございません。

○議長（谷 康男君） ほかにありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 先ほど定期昇給があると、フルタイム任用の定期昇給のことが出たんですけど、年数によってこの号給が上がっていくという。今まで臨時の方はそれもあったんですか。今回初めてそんな定期昇給があるということなんですか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 従前の臨時職員は定期昇給はございませんでした。今度の会計年度任用職員になってから、定期昇給はございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。中松議員。

○6番（中松和彦君） この給料表をぱっと見ても、我々の感覚でどの程度のものかよくわからんのですよ、これ見てもね。例えば 20 歳ぐらいで短大卒業して職についたとしたら、どの号給というふうになっていくんでしょうかね。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） これはもうあくまでも基準的なものでございます。当然職種によって変わってきます。例えば今の一般的な事務をしていただいとる方と、資格を持っておる保育所の先生をしていただいとるといって、一番最初のスタートを変えてきますので、あくまでも基準的なものをここに載せておりますので、直接の運用をする場合には別

に規則で定めるようになりますので、この表だけを見てどこから始まると一律に言えるものではございませんので、会計年度任用職員でも通常の事務をしていただいとる方とか、公民館主事の方とか、今言う幼稚園とか保育所、学校でしていただいとる方、それから例えば作業員の方とかもいろいろおりますので、いろいろ運用が違うので、濟いませぬ、ここで一概にこっから始まりますということは言えませぬので、よろしくお願ひします。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思ひますが、これにご異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 75 号小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

○議長（谷 康男君） 次、日程第 7、議案第 76 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、議案第 76 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明をさせていただきます。

上程議案集の 27 ページをお願いいたします。

議案第 75 号でご説明したとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度を創設し、臨時職員、非常勤職員の統一的な取り扱いが定められることとなったため、それに伴ひまして 11 の関係条例の改正をあわせて行うものでございます。

第 1 条は、小豆島町交通指導員設置条例の一部改正でございます。交通指導員は、従来特別職の非常勤職員でございましたが、パートタイム会計年度任用職員として任用されることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の第 4 条におきまして、下記のとおり委嘱から任用へ改正をいたしております。

第 5 条におきまして、非常勤から改正後のとおり地方公務員法で規定されたパートタイ

ム会計年度任用職員に改正をいたしております。

第6条におきまして、改正後のとおり、支給対象となる費用弁償を追加しております。

7条の任期につきましては、会計年度任用職員の任期となりますので、2年から改正後のとおりその年度末までの任期に改正をしております。

1ページめくっていただきまして、第8条において、下線のとおりの解嘱を解任に改正をいたしております。

次に、第2条は、小豆島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員も分限処分の対象となることから、所要の改正を行うもので、改正後のとおり、第3条第4項として会計年度任用職員を追加をしております。

第5条につきましては、地方公務員法の改正に合わせた字句の訂正でございます。

第3条は、小豆島町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員にも適用されることとなりますが、パートタイム会計年度職員は給与ではなく報酬を支給をされるため、減給をされる第3条において所要の改正を行うものでございます。

第4条は、小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員については、この規定にかかわらず別に定めることとしております。

第5条は、小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第7条においては、会計年度任用職員には勤勉手当が支払われないことから、改正後のとおり所要の改正を行うものです。

また、第8条においては、会計年度任用職員の育児休業後の号給調整について規定をしております。

第6条は、小豆島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。第1条でご説明しましたが、交通指導員のほか、公民館館長、副館長、隣保館副館長がパートタイム会計年度任用職員に該当するため、特別職の職員の報酬を定める別表第1から、改正後のとおり公民館館長、副館長、隣保館副館長を削除するものです。なお、第1条は、地方自治法の改正に伴う字句の訂正でございます。

次に、31ページ、第7条は、小豆島町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の創設により、所要の改正を行うもので、別に条例で定めるとあるのが、さきの議案第75号の小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

次に、第8条は、小豆島町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

パートタイム会計年度任用職員は費用弁償で対応するため、改正後の第1条のとおり所要の改正を行うものです。

次に、第9条は、小豆島町隣保館条例の一部改正についてでございます。

1 ページめくっていただきまして、第6条小豆島町特別の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でもご説明したとおり、隣保館の館長及び副館長は会計年度任用職員に該当するため、第4条第2項及び第3項を削除するものです。

次に、第10条は、小豆島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。フルタイム会計年度任用職員も公表の対象になることから、改正後のとおり、第3条に所要の改正を行うものです。

第11条は、小豆島公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。地方公務員法の改正に合わせて字句の訂正をするものです。

なお、附則としまして、令和2年4月1日施行となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第8 議案第77号 小豆島オーリーブ公園条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第77号小豆島オーリーブ公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第77号小豆島オーリーブ公園条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

オリベックスうちのみの一層のサービス向上を図り、快適に利用していただけるよう、宿泊料金の値上げを行いますことから、その上限額の改定について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（山本重敏君） 議案第 77 号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

上程議案集 35、36 ページをご覧ください。

現在、オリベックスうちのみの施設につきましては、一般財団法人小豆島オリーブ公園を指定管理者として管理を行わせておりますが、先ほど町長からの提案理由にもありましたように、指定管理者は町長の承認を受けて利用料金を定めることができますが、別表第 2 の額を超えてはならないと規定されております。

このため、ゴールデンウィークやお盆、紅葉の時期など繁忙期においても、現在の条例に規定されている利用料金で運営しておりますが、1993 年 4 月の建設から 26 年以上が経過し、経年劣化が生じていますので、一層のサービスの向上を図り、快適に利用していただけるよう、今後部分的なリニューアルとしてクロスやフロアの張りかえなどを予定し、アメニティーでは従前部屋に備えていなかったバスタオルやフェースタオル、歯ブラシなどを用意しまして、さらにオゾン脱臭機での清掃を行い、環境整備にも努めてまいります。

その財源に充てるため、オリベックスうちのみの宿泊料金について、条例で規定する料金を引き上げまして、その範囲において指定管理者が需要に応じて利用料金を定めることができるようにしようとするものでございます。

では、内容につきましては、新旧対照表に沿ってご説明申し上げます。

まず、オリベックスうちのみは部屋数 5 部屋になってまして、5 名定員 4 部屋と 2 名の定員 1 部屋でございますけれども、1 泊 5 名までの料金といたしまして、現在の 1 万 9,800 円から 3,200 円引き上げまして 2 万 3 千円といたします。

1 名当たりの宿泊料金に 500 円プラスさせていただける内容で定めますと、現在の条例による上限 1 万 9,800 円の場合、繁忙期のオンシーズンでは 3 名から 5 名がオーバーするようになります。まず、3 名が現在 1 万 8,900 円から 500 円の 3 名分 1,500 円プラスで 2 万 400 円、4 名で 1 万 9,200 円から 4 人分で 2 千円プラスで 2 万 1,200 円、5 名になると 1 万 9,400 円から 5 人分の 2,500 円プラスで 2 万 1,900 円。また、オンシーズンとオフシーズンの間のショルダーシーズンですが、こちらのほうでも 5 名利用の場合で 1 万 7,500 円から 500 円の 5 名分 2,500 円プラスの 2 万円となり、上限オーバーによる条例改正が必要となるものでございます。

また、この条例は公布の日から施行するとし、承認がいただけましたら、令和2年4月1日以降の予約受注分から料金改定したいと考えております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案につきましては、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第9 議案第78号 小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第78号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第78号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民課長。

○住民課長（清水一彦君） 議案第78号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の37ページをお願いいたします。

今回の改正は、先ほど町長が申しましたように、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、小豆島町においても所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条は、登録の資格を定めたものでございます。第2項第2号において、これまでは成年被後見人は印鑑登録を受けることができないと規定されておりましたが、今回の改正に伴い、意思能力を有しない者へと改正することにより、要件を満たした成年被後見人は印鑑登録が可能となります。

続きまして、第6条並びに次のページの第7条は、印鑑登録証明事務処理要領の改正に合わせてそれぞれ条文を改めるものでございます。

なお、施行につきましては公布の日からとしております。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第78号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第79号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第79号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第79号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

狂犬病予防業務を受託する香川県獣医師会から、狂犬病予防注射の手数料の改定について要請がございましたことから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第79号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例に

つきまして説明申し上げます。

上程議案集の 41 ページをお願いいたします。

本案は、狂犬病予防注射業務を受託する公益財団法人香川県獣医師会から、同業務の単価見直しに関する要請があったことから、本条例に規定する手数料の額を変更しようとするものでございます。

なお、本件委託業務に係る単価の見直しに関しましては、県内全市町に対して要請されており、単価、施行期日いずれも県内全市町で統一に対応するものと聞いております。

改正内容につきましては、改正前の別表第 6 項の狂犬病予防法関係手数料のうち、狂犬病予防注射手数料 2,300 円を、改正後の 2,450 円に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日としております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 県の獣医師会から要請があったということですが、今その要請があった理由というのは何かあるんでしょうか。なぜ今の時期なのか。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） これにつきましては、消費税の改定が 1 つ引き金となっております。現在の 2,300 円につきましては、消費税 3 % 時代に設定されました金額でございます。5 % に改定された際も据え置きできておりました。今回 10 % に改定されて、改めて単価の積み上げの見直しをされたようでございまして、消費税の改定に合わせてという要望はあったんですが、全市町に対しまして来年度、年度切りでよろしいという通達もありまして、現在での改正のお願いをするところでございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 79 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 79 号小豆島町手数料条例の



一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 80 号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤工事に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 11、議案第 80 号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤工事に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 80 号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、新たな一般廃棄物最終処分場の整備に関し、貯留堰堤工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第 80 号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤工事に係る工事請負契約について説明申し上げます。

上程議案集の 43 ページをお願いいたします。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、予定価格が 5 千万円を超える本件工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、小豆島町一般廃棄物最終処分場整備貯留堰堤工事としております。契約の方法は指名競争入札による契約でございます。契約金額は 8,162 万円でございます。契約の相手方は、高尾石材株式会社代表取締役高尾豪でございます。

1 枚めくっていただきまして、44 ページの概要書をご覧ください。

項目 1 から 3 につきましては、先ほどご説明したとおりでございますが、項目 4、工期につきましては、町の指定する日から令和 2 年 3 月 31 日までとしまして、仮契約を締結したところでございます。

項目 5 の工事概要につきましてはご覧のとおりでございますが、本件工事では、コンクリート堰堤より安価なジオテキスタイル工法を採用しました土の堰堤といたしております。

45 ページの A 4 横長の図面でございますが、これをご覧いただきますと、図面の赤でお

示しいたしておりますL字型の形状をした箇所が今回の堰堤で、開口部と表記した部分を除いた部分の工事発注でございます。この堰堤に隣接します水処理施設の施工がおおむね完了した時点で、開口部分を別途工事で閉鎖する予定といたしております。

44 ページに戻っていただきまして、項目6の入札業者につきましては、小豆島町指名人名簿登載事業Aランクに分類される11社を指名いたしまして、入札を辞退した1社を除き10社の応札がございました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 毎回思うことなのですが、本当にこれ、先日の議運で入札の価格はそれぞれ聞かされましたが、ほんの20万円、30万円で、この最終処分場に関しましては今まで2回ほど入札がありまして、今回も3回目やと思うんですけど、工事の内容は違いますが、どう考えたらいいのかわからんですけど、業者が3社とも違うんですよ、これ。独占してやろうと思えばもっと安くやるとなったら、1社が独占するような考えがあるんですけど、実際はこれが一番いいと思うんですけど、この20万、30万円の差で、果たしてこれ正式に入札やったというふうに考えていいもんかどうか。うまいこと業者がかわってますね。重複するような業者が出てきても、これは20万、30万円の問題であればあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はもう一切ないんですか、これ。あるとは言えんでしょうけど。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 本件入札につきましては、指名競争入札とさせていただいております。本年度から電子入札方式で実施をいたしております。おおむね2日間の入札期間中、それぞれの事業者がそれぞれの事務所で持ちの端末から入力するような形になっておりまして、それぞれの入札の金額の秘匿性あるいは競争性は担保されておるものと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 80 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 80 号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 12 議案第 81 号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 12、議案第 81 号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 81 号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の策定及び変更を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第 81 号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の 47 ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位または字単位で 19 の辺地に区分しております。本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、二生辺地において新たに計画を策定するとともに、草壁辺地において計画変更を行おうとするものでございます。

それでは、辺地計画ごとにご説明申し上げます。

議案集の 49 ページをお願いいたします。

まず初めに、二生辺地の計画策定でございます。地域消防力強化事業についてご説明申し上げます。

ページ中ほど、中段の 2、公共的施設の整備を必要とする事情にありますように、消防

力の充実強化を図るため、二面分団の可搬ポンプの更新を行いたいと考えております。ページの下にありますように、事業費は140万円を予定しております、事業費に対して辺地対策事業債を140万円活用させていただくものでございます。

次に、ページを1枚めくっていただき、草壁辺地の計画変更でございます。

本年3月議会で計画策定につきましてご承認いただいております草壁辺地について、草壁公民館屋根改修等事業につきまして、工事着工後の現場精査により増額変更となりましたことから、計画変更の必要が生じたものでございます。

具体的には、工事着工後の現場精査で、屋根材にアスベストが含有されていることが判明し、その撤去費用が増額となりましたことから、全体事業費が50ページの2,029万6千円から51ページの2,266万1千円となり、トータルで236万5千円の増額となりますことから、その増額分を変更させていただき、辺地対策事業債を活用しようとするものでございます。以上、簡単ではございますが、辺地総合整備計画の策定及び変更につきましての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） アスベストということですけども、草壁公民館建設のときには、まだそれは使われていたということなんでしょうか。ほかに町内の建物でその可能性がある建物というのものもあるんでしょうか。これ解体するまでそれがわからなかったということですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 今回、屋根が相当傷んでおりまして、一旦カラーベストを剥ぐ必要があったんですが、その際にコンサル業者のほうからアスベストが入っておるとということが判明しました。これは建設当時のものでございます。

それから、他の公共施設どうだということですが、全ての公共施設においてあるかないかというのは判明しておりませんが、例えば来年度エリエス荘の解体撤去を行いたいということで、9月議会で設計の部分をご承認いただきましたけれども、そちらについても外壁において一部アスベストが使われているということが今判明しております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 81 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 81 号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は 4 時 20 分とします。

休憩 午後 4 時 10 分

再開 午後 4 時 20 分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 13 議案第 82 号 令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 14 議案第 83 号 令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）

○議長（谷 康男君） 日程第 13、議案第 82 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 5 号）及び日程第 14、議案第 83 号令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 82 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 5 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は、3,982 万 8 千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費 298 万 4 千円、民生費マイナス 1,481 万 9 千円、衛生費 301 万 5 千円、農林水産業費 225 万円、商工費 549 万円、土木費 4,599 万 5 千円、教育費マイナス 508 万 7 千円となっております。

詳細につきましては担当部長から説明をいたします。また、議案第 83 号令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましても、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第 13、議案第 82 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 5 号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 82 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 53 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,982 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 99 億 9,757 万 9 千円とするもの
でございます。

第 2 条は、地方債の変更でございます。

56 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正でございます。上段につきましては、小豆島中央病院の医療機器等整備事業に 3 次元画像解析システムの更新を追加する必要が生じたことに伴いまして、同企業団に対する医療機器等整備事業負担金の増加に対応するため、過疎対策事業債を 250 万円追加し、補正後限度額を 760 万円とするもの
でございます。

中段は、小豆島町消防団二面分団の小型動力ポンプの故障により、急遽 9 月定例会にて更新する歳出予算をご承認いただいた件につきまして、県との協議を終えまして、辺地対策事業債の活用が見込めることとなったため、140 万円を追加し、補正後限度額を 280 万円とするもの
でございます。

下段の公民館建設事業につきましては、草壁公民館屋根等改修事業におきまして、屋根材にアスベストが使用されていることが判明したことなどに伴い、事業費が増額となったため、その財源として辺地対策事業債 230 万円を追加し、補正後限度額を 2,250 万円とするもの
でございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

補正予算説明資料の 4 ページ、5 ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

15 款国庫支出金、2 項 6 目 2 節住宅費補助金 40 万円でございます。こちらは、民間危険ブロック塀撤去費補助の財源として、社会資本整備総合交付金の追加交付を受けるもので、補助率は 2 分の 1
でございます。

次に、16 款県支出金、2 項 2 目 2 節児童福祉費補助金 109 万 7 千円ですが、こちらは実績見込みによりまして乳幼児医療費補助金が増額見込みとなったもの
でございます。補助率は 2 分の 1 でございます。

同じく 5 目 2 節道路橋梁費補助金 600 万円につきましては、単独県費道路改良事業に対する補助金の増額内示によるもので、補助率は 35%
でございます。同じく 5 目 3 節住宅費補助金 20 万円ですが、こちらは国庫補助金のところで増額計上させていただきました民間危険ブロック塀撤去費補助の県費負担分で、補助率は 4 分の 1
でございます。

同じく 7 目 2 節中学校費補助金 5 万 6 千円ですが、こちらは要保護・準要保護生徒の集団宿泊学習に伴う施設使用料などの経費の 2 分の 1 が交付されるもので、昨年度までは県から直接施設に納入していたものが、今年度から町を経由することとなったものでございます。同じく 7 目 3 節就学前教育費補助金 6 万 6 千円ですが、こちらは本年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴いまして、事務費の追加が生じたため、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業費補助金が増額交付となったものでございます。

同じく 3 項 1 目 3 節選挙費委託金 199 万 1 千円の減でございます。こちらは本年 7 月 21 日に執行されました参議院議員選挙の精算に伴う委託費の減額でございます。

次に、18 款寄付金 1 項 4 目 1 節小学校費寄付金 10 万 5 千円につきましては、町内の企業及び個人から 2 件 10 万 5 千円の寄付の申し出がございましたので、これを受け入れるものでございます。同じく 5 節保健体育費寄付金 5 万円につきましては、町内の個人から 1 件 5 万円の寄付の申し出がありましたので、受け入れるものでございます。

次に、19 款繰入金、1 項 5 目 1 節ふるさとづくり基金繰入金 97 万 5 千円でございます。こちらは、今回の歳出補正に計上しております星城小学校会議室の空調設備更新、小豆島中学校の自動裁断機購入及び星城幼稚園渡り廊下の天井ガラス修繕の財源として基金繰り入れを行うものでございます。

同じく 13 目 1 節小豆島オリーブ公園整備運営基金繰入金 157 万 8 千円でございます。こちらは、オリーブ公園に隣接する畑 420 平米につきまして、所有者から買い取り要望がありまして、オリーブ公園としても育苗用の畑地として必要であるため、その土地の購入費及び不動産鑑定料の財源として基金繰り入れを行うものでございます。

同じく 2 項 1 目 1 節財産区繰入金 168 万 3 千円の減ですが、こちらは本年 6 月 2 日執行の財産区議会議員選挙の精算に伴う財産区繰入金の減でございます。

1 ページめくっていただきまして、20 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 81 万 8 千円の減でございます。今回の補正予算に係る一般財源を前年度繰越金で調節した結果、減額が生じたものでございます。

次に、21 款諸収入、4 項 1 目 1 節土木管理費受託事業収入 2,160 万 3 千円でございます。こちらは、香川県広域水道企業団が実施する水道管の布設がえ等に伴う町道路面復旧事業を町が受託するため、同企業団からの受託事業収入を受け入れるものでございますが、本年 4 月に単価の見直しがあったことから、受託事業収入が増額となったものでございます。

同じく 5 項 1 目 3 節雑入 599 万円でございます。こちらは、人事異動等に伴う香川県広域水道企業団派遣職員の人件費の増による同企業団からの負担金の増額でございます。

収入の最後でございますが、22 款町債の補正につきましては、第 2 表地方債補正でご説明したとおりでございます。

以上、歳入の補正額合計は 3,982 万 8 千円でございます。

1 ページめくっていただきまして、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出の補正につきましては、例年どおり当初予算措置後の人事異動等に伴う人件費の補正をお願いしておりますところでございます。つきましては、特段の理由があるものを除き、人件費の補正につきましては説明を省略させていただきます。なお、今年度の給与改定分につきましては、別途 3 月定例会にて補正をお願いすることといたしております。

まず、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、7 節賃金 180 万円ですが、こちらは嘱託職員の 1 名増によるものでございます。

同じく 7 目企画費、12 節役務費 71 万 5 千円でございますが、こちらは令和 2 年 2 月 29 日に小豆島町で開催予定の四国新聞わがまち未来会議の新聞掲載に合わせまして、小豆島町を PR するための広告を出すための広告料でございます。

同じく 13 目防災諸費、11 節需用費 220 万円につきましては、坂手地区の防災行政無線屋外スピーカーにつきまして、隣接地のフェンス整備や資材等保管場所の拡張を理由に、地権者から移設要望があったため、当該防災行政無線屋外スピーカーを移設するものでございます。

次に、2 項 1 目税務総務費、13 節委託料 137 万 5 千円ですが、こちらは住宅ローン減税の特例やふるさと納税制度の見直しなど税制改正に伴う電算システム改修委託料でございます。

同じく 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、人件費の補正でございます。

同じく 4 項 1 目選挙管理委員会費につきましては人件費の補正、2 目参議院議員選挙費及び次のページの 4 目財産区議会議員選挙費は、それぞれの選挙の執行経費の精算に伴う減額補正でございます。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費から 7 目社会福祉施設費までは、人件費の補正でございます。

ページ下段から次のページにかけての 2 項 1 目児童福祉総務費 262 万 5 千円でございます。まず、20 節扶助費 241 万 5 千円につきましては、上半期の子供医療費の支給額が多かったこと及び今後のインフルエンザの影響等を想定して、増額計上をお願いするものでございます。次のページの 23 節償還金利息及び割引料 21 万円につきましては、前年度の養

育医療給付費の実績精算による返還金でございます。

同じく2目児童措置費及び4款衛生費、1項1目保健衛生総務費については、人件費の補正でございます。

3目環境衛生費6万円、4目環境保全費13万5千円ですが、こちらはいずれも申請件数の増により、犬猫の不妊去勢手術費20件分、住宅用太陽光発電設備設置整備事業補助金1件分をそれぞれ増額計上したものでございます。

次に、2項3目し尿処理費及び3項1目上水道費につきましては、人件費の補正でございます。なお、上水道費の人件費につきましては、香川県広域水道企業団に派遣している職員の人件費ですので、同企業団から全額納付されることとなっております。

同じく4項1目病院費、19節負担金補助及び交付金256万円につきましては、小豆島中央病院の医療機器等整備事業に3次元画像解析システムの更新を追加したため、同企業団に対する負担金が増額となったものでございます。なお、財源は過疎対策事業債を活用することといたしております。

ページ下段から次のページにかけての6款農林水産業費、1項2目農業総務費から7款商工費、1項1目商工総務費までは、人件費の補正でございます。ただ、農業振興費の7節賃金150万円につきましては、当初は正規職員1名と嘱託職員1名で棚田保全活動を行っていましたが、8月から嘱託職員2名体制としたことによる増額、また商工総務費の7節賃金208万8千円の減につきましては、臨時職員の1名減員によるものでございます。

同じく4目観光施設費157万8千円につきましては、オリーブ公園に隣接する畑420平米について、所有者からの買い取り要望に応じて購入するための用地購入費と不動産鑑定委託料でございます。なお、財源は小豆島オリーブ公園整備運営基金繰入金を活用することといたしております。

同じく5目オリーブ振興費からページ下段の8款土木費、2項2目道路橋梁維持費、7節賃金までは、人件費の補正でございます。

1ページめくっていただきまして、ページ一番上の道路橋梁維持費、15節の工事請負費につきましては、香川県広域水道企業団が実施する水道管布設がえ等に伴う道路補修工事を町が受託して行うもので、単価の見直しにより同企業団から受託事業収入が2,160万3千円の増額となったことに伴いまして、同額を工事請負費に計上するものでございます。

同じく3目道路新設改良費1,843万6千円につきましては、単独県費補助の増額内示がございましたので、設計委託料及び工事請負費を増額計上し、事業の進捗を図るものでございます。

同じく 5 項住宅費、1 目住宅管理費 478 万 1 千円でございます。まず、11 節需用費の 398 万 1 千円については、町営住宅 5 戸の退去修繕のほか、施設の老朽化等による緊急修繕 5 件が必要となったため、修繕料を増額計上したものでございます。19 節負担金補助及び交付金 80 万円につきましては、申請件数の増加によりまして、民間危険ブロック塀等撤去費補助金を 5 件分追加するものでございます。

同じく 2 目改良住宅管理費、11 節需用費 480 万円につきましては、改良住宅の老朽化等によりまして当初の予想を上回る修繕が発生しておりますため、年度後半に備えて修繕料を増額計上したものでございます。

同じく 6 項都市計画費、4 目公園管理費については、人件費の補正でございます。

次に、9 款消防費、1 項 3 目消防施設費については、小豆島町消防団二面分団の小型動力ポンプの故障に伴う更新事業について、辺地対策事業債の活用が見込めることとなったため、財源更正を行ったものでございます。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費については、人件費の補正でございます。

2 項小学校費、1 目学校管理費、11 節需用費の 66 万円につきましては、ふるさとづくり基金繰入金を活用して、20 年以上が経過し、ふぐあいが発生しておる星城小学校会議室の空調設備を更新するものでございます。

同じく 2 目教育振興費、19 節負担金補助及び交付金 10 万 5 千円につきましては、町内の企業及び個人から 2 件 10 万 5 千円の寄付の申し出がございましたので、寄付者のご意向に沿って苗羽小学校音楽部を育てる会に補助金を交付するものでございます。

ページ下段から次のページにかけての 3 項中学校費、1 目学校管理費、18 節備品購入費 11 万 3 千円でございます。こちらは、平成 10 年に購入した電動裁断機が故障したため、ふるさとづくり基金を活用して手動裁断機を購入するものでございます。

同じく 2 目教育振興費の 104 万 6 千円でございます。まず、19 節負担金補助及び交付金 99 万円につきましては、ご存じのとおり小豆島中学校陸上部男女駅伝チームが、滋賀県で開催された全国大会にアベック出場を果たしたことに伴いまして、当初予算計上の大会出場補助金に不足が生じたため、増額計上したものでございます。20 節扶助費 5 万 6 千円につきましては、要保護・準要保護生徒の集団宿泊学習における施設使用料等の 2 分の 1 を、昨年度までは県から直接施設のほうに支払っておりましたが、今年度から町を經由いたしまして、中学校から保護者負担分と合わせて施設に一括納入することとなったため、歳入で受け入れた県補助金を小豆島中学校に交付するものでございます。

同じく 4 項就学前教育費、1 目子育て共育費、11 節需用費 6 万 6 千円につきましては、

本年10月1日からの幼児教育無償化に伴う給食費納付書の印刷製本費でございます。財源は全額県補助金でございます。

同じく2目幼稚園費、2節給料から7節賃金までは、人件費の補正でございます。11節需用費の20万2千円については、星城幼稚園渡り廊下の天井のガラスにひび割れが生じ、危険な状態であるため、ふるさとづくり基金繰入金を活用して修繕を行うものでございます。

同じく3目こどもセンター費から4目保育所費の4節共済費までは、人件費の補正でございます。23節償還金利子及び割引料の説明欄1は、昨年度のせいけんじこども園の実績におきまして、単価の高いゼロから2歳児の利用人数が大幅減となったことから、国及び県の給付費負担金に1,089万2千円の精算返還金が生じたものでございます。説明欄2は、昨年度における小豆島中央病院の病児保育事業、池田保育所及び清見福祉協会の地域子育て支援拠点事業、NPO法人リトル・ビーンズの一部預かり事業等の利用実績が見込みを下回ったため、国の交付金に74万2千円の精算返還金が生じたものでございます。

次に、5項1目社会教育総務費は、人件費の補正でございます。

同じく公民館費でございますが、まず11節需用費46万9千円につきましては、二生公民館講堂の電気設備につきまして、漏電ブレーカーも設置されておらず、経年劣化により電気配線の保護被膜が剥がれるなど非常に危険な状態となっておりますので、これを修繕するものでございます。15節工事請負費の236万5千円につきましては、草壁公民館屋根等改修事業において、屋根材にアスベストが使用されていることが判明して、工事請負費が増額となったものでございます。なお、財源については辺地対策事業債を活用することとしております。

ページ下段の図書館費から次のページの5目人権教育啓発費までは、人件費の補正でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金5万円につきましては、町内の個人から1件5万円の寄付の申し出がありましたので、寄付者のご意向に沿って小豆島オリーブ杯バレーボール大会に補助金を交付するものでございます。

最後に、2目学校給食施設費については、人件費の補正でございます。以上、歳出予算の補正額合計は3,982万8千円でございます。以上で議案第82号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います、質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 2点お尋ねします。

9ページの需用費、修繕料、坂手の防災行政無線の何か移動と言われたんかな。これどこからどこへ、どういう、柱を移動させるんでしょうか。何か220万円もするんかなと。

それともう一つは、15ページの土地購入費ですけど、オリーブ公園の隣接の畑420平米、これはどのあたりになるんでしょうか。オリーブ公園隣接している土地を買ってくださって言ったら、買ってくださるんでしょうか。何か、いや、私は持ってないんだけど、言った人が買ってもらえなかったっていうのを聞いたもので、この場合は場所がどの辺かなと思うんですけども、お願いします。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） まず、9ページの坂手地区の防災無線の移設ですけども、現状あの場所ですが、海沿いの、具体的にお話ししてわかりますでしょうか、壺井工務店さんの資材置き場、海のそば、すぐ横、こっちからずっと行きますと、坂手、一番最初に保安庁さんの手前を右へ曲がります。その右へ曲がってすぐ右手側にちょっと空き地のようになって、その向こう側に壺井工務店さんの資材置き場があります。その資材置き場の一番入り口に設置させていただいておるんですが、その手前の空き地がある会社を買われることになりまして、そこに建物が建つということで、通路をどうしても広げる必要があるののでのけてくれないかというような要望をいただきました。そこももともと移設をさせていただいて、必要があればのけるので置かせてくださいというようなお約束やったので、どうしても道を広げるということで、のくことになりました。

どこに移るかということですが、そのすぐ右へ曲がる、反対、左手のところに駐車場があるのはご存じでしょうか。保安署のところで右へ曲がるそのすぐ反対側、左のところにちょっと駐車場があるんで、その駐車場の片隅をお借りして設置することになりました。

それで、屋外のマスト1本にスピーカーがついて、受信用のアンテナがついてということなので、それを1本移設するだけで、非常に高い、確かにNECさんという大きな企業さんがするので、何でも高いんですが、全てそのまま移設するのではなくて、あのポールが実は3つに切れるようになってとんです。一応立ててから基礎が固まるまでに時間が要りますんで、3つのうちの一番下の1本だけは新しいものを買って、そこだけは先に設置すると。基礎が固まった時点で全体を動かして、動かした後で機器の調整が入ってくるということなので、ポール1つ動かすだけでそれだけなんかということで、大分業者さんともご相談させていただいてこの値段になってます。NECさんという大きな会社、何にしてもちょっと単価が高いんで、大分努力の結果これになったとご理解いただけたらありがたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（山本重敏君） 先ほどの土地の場所なんです、オリーブ公園の風車と採油場のちょうど間になりまして、すぐ上が植樹とかに使っている畑がありまして、ちょうどその部分だけ残っていた形でありまして、ちょうどそこの方がもう高齢でよう作らないということで、オリーブ公園のほうにどうかなという話がありまして、今回こういうふうな形で補正で上げさせていただいたような形になっています。

新品種の育苗のほうも県のほうから委託されて、今オリーブ公園のほうでやっているんですが、その植栽する場所が今足らなくて、ちょうどこの場所だったら、ちょうど挟まっていますので、非常に都合がいいということで、今回購入することに決めさせていただいたような経緯でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 19 ページの中学校の教育振興費、大会出場補助金 99 万円。全国中学生駅伝の大会の補助金だと思いますが、昨年の補助金より申請したが少なくなったという情報が入ってきまして、私も教育部長のほうに確認に行きました。大型バスを申請していたんですが、マイクロバスになったから減額になったというふうな情報が入ってきたんですが、詳しく学校のほう、監督なりコーチに聞きますと、2 回行くんですね。試走と本番と。試走のときはマイクロで、22 人乗りで選手、監督入れて 21 人なんで、きっちり乗れると。荷物は膝の上に置いて我慢して行くと。しかし、本番は荷物も増えるということで、大型バスを申請したんですが、同じくそれはだめやと。同じ 21 人であるのであればマイクロで行けということで、選手の荷物は別途先生が車を用立てて、そこに荷物を全て乗せて滋賀まで行くと。大会はもう終わりましたから、後の祭りなんですけど。

そういったことで、せっかくこれ男女がそろって全国大会へ出るんです。新聞にも大きく小豆島中学校という名前が出たんですから、今の子供たちが頑張っているんですから、やはり試走と本番とは選手の気持ちも違うんですよ。そのあたりもっと、せっかくのこんなすばらしい成績を、町がそんな細かい人数のマイクロバスと大型バス、確かに見積もりなり金額は違うと思うんですけど、それぐらいはやっぱり認めてあげるべきではないですか。

詳しくはわかりません。私はコーチのほうから聞いた話なんで、それが正しいかどうかはわかりませんが、そのあたりもう少し大きな、言うてもマイクロと大型バス、金額がどれだけ違うのかもわかりませんが、もう少し大きな器で受けとめてあげたらいいんじゃないかな

いですか。そのあたり経過はどうなっとったんですか。よろしくお願いします。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 中学校のほう、今回男女そろって全国大会のほうに出場いたしました。中学校のほうからは、できれば大型バスで行きたいということで、当然補正予算を計上するに当たっての見積もりが出てきました。それに当たって財政部局とも相談させていただき中、人数等も確認をさせていただきました。生徒については、控え選手含めて17名、それから男子、女子それぞれの監督ということで、教員2名の19人分は要綱上出ますよという話です。19人であれば、ちょっと大型バスについては余りにもぜいたくではないかと。マイクロバスであれば29人乗りということで、荷物を乗せてもいける範囲ではないかということで、財政部局との協議の中で、最終的に補助の金額としてはマイクロ相当分に落ちついたわけでございます。

補助には当然このマイクロバスだけには限らず、参加料等もありますし、宿泊料金等も含めた金額となっております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 今課長のほうから大型ではぜいたく、そうとるんですか。そしてこれ、試走のときにマイクロで行ったとき、荷物はどういうふうにして運んだかわかってます。本番も、本番ですわ。部活動指導員の中村先生が自分の車を出して、そこに全部荷物入れて現地まで行っとんですよ。これもし中村先生、運転、何かのかげんで事故が起きた場合、これどういうふうな責任のとり方をしていくんですか。あくまでも中村先生は今部活動の指導員です。担当の監督でも教師でもないんですよ。そのあたりに負担をかけるということ自体が私は考えられないんですけど、それをぜいたくととるんであれば、どうしようもないですね。やはりもう少し寛大な気持ちで考えられないんですか、それは。ちょっと何か、ぜいたくととられたんでは。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） ぜいたくかぜいたくでないかというのは、その人それぞれによってとり方はいろいろだと思っております。学校から話があったのは、当然大型で行くという話の中で、確かに全体で19人であるということの中から、中学校とも話をしました。中学校はどのような考えですかという中で、全然それで大丈夫です、それだけでも出してもらえればありがたいですと。多分、ただ大型では行く予定にしていますという返事でした。

先ほど言いました中村先生は部活動指導員になってますが、確かに教員ではなくて部活

動指導員ですが、この部活動指導員につきましては、今法的にも選手の引率ができるということになっておりますので、当然何があれば、教員と一緒に保険とかの対象にはなってきております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに。安井議員。

○11番（安井信之君） ちょっと関連になりますけど、ほたら議会で研修へ行くとき大型バス借りたらずいいたくなんですかね。言うたら、選手が伸び伸びした形で行くんが目的で大型バスというふうになってきたと思うんで、次回からは考えてもらいたいと思います。その辺どうですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 財政協議の中で、今回はマイクロということになったんですが、今大川議員のお話あるいは安井議員のお話を聞いて、子供たちがせっかく全国に行って大きな活躍するんだと、ゆったりとした感じだというご意見いただきましたので、次年度以降、また考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。三木議員。

○2番（三木 卓君） 済いません、9ページの上から2つ目、広告料71万5千円のわがまち未来会議というお話がありました。どのような取材で、どれぐらいのボリュームで掲載されて、それによってどのような効果を期待しているのかお答えください。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 四国新聞のわがまち未来会議でございますが、実は、もしかしたらご覧になったかもしれませんが、丸亀市でつい先月でしたか、5日間にわたって掲載をされました。今予定されておりますのが、2月25日火曜日から29日の土曜日、5日間にかけて、町内を5地区に割りまして、それぞれ地域で頑張っている方、地域活性化に向けて取り組んでいる団体を5日間にわたって取り上げる予定でございます。

今のところお聞きしておりますのは、大きく町内を福田、吉田、当浜、岩谷を1つの固まり、それから安田、橘を1つの固まり、苗羽、坂手、それから草壁、西村、最後に池田というくりぐらいで、地域活性化に向けてる団体でありますとか個人の方を取り上げて、最後、2月29日にこの小豆島町の会議室で皆さんを一堂に集めての島の未来に向かっての討論会みたいなのを開催したいということでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○2番（三木 卓君） それがどれぐらいのボリュームで四国新聞の中で掲載されるか、どのような効果を期待しているのか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 大きさですけど、新聞片面の4分の3ぐらいの大きさでございます。5日間です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。

ほかに質疑は。三木議員、何かあります。

○2番（三木 卓君） どのような効果のところを答えていただけてないような気がしたんですけど。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） この広告の効果でございましょうか。こちらは地域活性化に向けて、島の未来をどう考えていくかというのを地域の方々のご意見をいただきながら、それを記事にさせていただくことで、小豆島をPRするというのが目的であり、数値的な効果ではございませんけれども、そういった狙いでやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第82号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合により延長します。

○議長（谷 康男君） 次、日程第14、議案第83号令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第83号令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の57ページをお願いします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ88万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ19億9,382万3千円とするものでございます。

今回の補正は、医療保険事務の効率化と患者の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにするもので、令和3年3月の運用開始に向けたマイナンバーカード保険証を用いたオンライン資格確認に対応するためのシステム改修に係る補正でございます。

続いて、その内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の26ページをお願いいたします。

初めに、歳入の補正でございます。

8款国庫支出金、1項1目1節国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金88万円は、先ほど申し上げましたオンライン資格確認に係るシステム改修費に対する補助金でございます。補助率は10分の10となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

28ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料88万円、これは先ほど申し上げたオンライン資格確認に係るシステム改修に係る委託料でございます。以上、簡単ではございますが、議案第83号令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第83号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 選挙第1号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について

○議長（谷 康男君） 次、日程第15、選挙第1号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（久利佳秀君） 議会審議案件集の21ページをお願いいたします。

選挙第1号でございます。伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について。

伝法川防災溜池事業組合同規約第5条第2項第2号の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。令和元年12月18日提出。小豆島町議会議長谷康男。

次のページをお願いいたします。

現在の組合議会議員でございますけれども、小豆島町から3名の方が選出されております。うち、表にあります一番下、井口平治氏におきましては、任期が令和元年12月19日、明日までとなっておりますので、今回1名の選出を行うものでございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 本件につきましては、去る11月15日、伝法川防災溜池事業組合から、同組合同規約第5条第2項第2号の規定により、組合議会議員1名の選出依頼があったものであります。したがって、これより伝法川防災溜池事業組合議会議員1名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、伝法川防災溜池事業組合議会議員に井口平治氏を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました井口平治氏を当選人と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました井口平治氏が伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人と決定しました。

~~~~~

日程第 16 発議第 2 号 所得税法第 56 条及び第 57 条の見直しを求める意見書の提出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 16、発議第 2 号所得税法第 56 条及び第 57 条の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。6 番中松和彦議員。

○6 番（中松和彦君） 議会関係審議案件集の 23 ページをお開きください。

発議第 2 号所得税法第 56 条及び第 57 条の見直しを求める意見書の提出について。上記の案件を会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。令和元年 12 月 18 日提出。小豆島町議会議長谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員中松和彦。賛成者、小豆島町議会議員森口久士、同安井信之、同鍋谷真由美。

24 ページをお願いします。

所得税法第 56 条及び第 57 条の見直しを求める意見書。

中小事業者は、地域経済活動の担い手として、日本経済の発展に貢献してきたところである。しかし、所得税法第 56 条の規定により、配偶者とその他の家族が事業に従事した場合の対価は、同法第 57 条の特例を活用しなければ、必要経費に算入しないこととされている。これゆえに、配偶者もさることながら、子供等の家族従業者は社会的にも経済的にも全く自立できない状況である。ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、自家労賃を必要経費としており、日本だけが世界の進歩から取り残されている。

民法、労働法や社会保障の上においても、一人一人が人間として尊重される憲法に保障された権利を税法上でも要求するものである。

2016 年 2 月に開催された国連女性差別撤廃委員会においても、女性の経済的な自立を妨げていると、同様の見直しを求めている。また、これまでに、香川県議会を含め、多数の自治体の議会が所得税法第 56 条見直し、廃止の決議、意見書を国に提出している。

家族従業者は、事業の重要な担い手である。よって、国におかれては、税の公平性に考慮し、所得税法第 56 条とその特例を規定する第 57 条をあわせて見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。令和元年 12 月、香川県小豆

郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣。以上。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号所得税法第56条及び第57条の見直しを求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

本日各委員会に付託しました議案の審査報告は、明日の本会議にお願いします。

以上で本日の日程を終了したので、会議を閉じます。

次回は、明日12月19日木曜日午後2時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。